

第5期
佐倉市高齢者福祉・介護計画

平成24年3月
佐 倉 市

はじめに

佐倉市では、平成 21 年に高齢化率 21%を超え、超高齢社会に突入しており、本計画の最終年度にあたる平成 26 年には高齢化率 27%、おおよそ 3.7 人に 1 人が高齢者となることが推測されております。

佐倉市といたしましては、現役世代にとって住みやすく、また、高齢期を迎えましても、老後を地域で心豊かに過ごしていただくため、健康づくりや生きがいづくり、生活環境の整備や医療、介護、福祉の充実を進め、どの世代にとっても住み続けたいと思えるまちづくりを包括的かつ継続的に推進していくことが重要と考えております。



この度の「第 5 期佐倉市高齢者福祉・介護計画」は、平成 23 年 7 月に実施しました市民アンケート調査の結果などを踏まえ、今後の高齢者を取り巻く環境の変化に適切に対応するため、介護・予防・医療・生活支援サービス・住まいの 5 つを一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」の考え方に基つき、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間を計画期間とした高齢者福祉施策及び介護保険施策に関する本市の取り組みをまとめたものです。

本計画の推進にあたっては、市民の皆様をはじめ、保健・医療・福祉の関係機関・団体等に趣旨をご理解いただきますとともに、より一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、計画の策定にあたり、貴重なご提言を賜りました、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会委員の皆さまをはじめ、市民アンケート調査などを通じてご協力いただきました皆さまに、厚くお礼を申し上げますとともに、今後とも、より一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 24 年 3 月

佐倉市長 巖 和 雄

目次

第1部 計画の基本条件	1
第1章 総論	2
1. 計画策定の背景等	2
2. 計画の位置づけと期間	3
1) 法的根拠【経過】	3
2) 計画の位置づけ	3
3) 計画の期間	4
第2章 計画策定の基本条件	5
1. 高齢者等の状況	5
1) 佐倉市の人口推移	5
2) 高齢世帯等の状況	7
2. 介護保険の状況	8
1) 要支援・要介護認定者数等の推移	8
2) 介護サービスの受給状況	9
3. 高齢者の生活実態や制度に対する意向について	10
1) 実態調査（アンケート調査）の実施概要	10
2) 実態調査（アンケート調査）結果からの計画への反映	11
第3章 基本理念	19
1. 計画の基本的な考え方	19
1) 計画の基本理念	19
2) 高齢者施策の体系	20
3) 計画の重点施策	21
2. 日常生活圏域の設定	22
第2部 分野別計画	25
第1章 あたたかい心がふれあう地域づくり	26
1. 保健・医療・福祉・介護のネットワーク	26
2. ボランティア活動の促進・支援	29
3. 福祉意識の高揚	31
4. 市民参加の推進	33
第2章 安全で快適なまちづくり	35
1. 高齢者が行動しやすい都市基盤の整備	35
2. 高齢者が生活しやすい住宅の整備	37
第3章 楽しく生きがいのある暮らしづくり	39
1. 高齢者の就労機会の確保	39
2. 高齢者の社会参加の促進	42

3. 高齢者の学習活動の推進	44
4. 高齢者を主体とした世代間交流の推進	47
第4章 元気いっぱい いきいき健康づくり	48
1. 介護予防〔地域支援事業〕の推進	48
2. いきいき健康づくり	53
第5章 安心な老後を支える仕組みづくり	54
【介護保険被保険者数の推計】	54
【要支援・要介護認定者数の推計】	55
1. 介護保険サービスの推進	56
【（1）居宅サービス サービス別見込量】	60
【（2）施設サービス サービス別見込量】	65
【（3）地域密着型サービス サービス別見込量】	66
2. 介護予防の推進	68
【介護予防サービス サービス別見込量】	70
【地域密着型介護予防サービス サービス見込量】	74
3. 介護家族の支援	75
4. 高齢者の生活を支援する福祉サービスの推進	77
5. 認知症対策の推進	81
第3部 計画の推進方策	85
第1章 事業費と保険料	86
1. 介護保険事業費の見込みと第1号被保険者の保険料	86
第2章 計画の推進に向けて	91
1. 計画の進行管理及び点検、評価	91
2. 計画の推進体制	92
1) 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会による進行管理及び点検評価	92
2) 市民との連携体制	92
3. 財源の確保	93
資料編	95
■資料1 前計画（第4期計画）に位置付けた実績及び達成率	96
■資料2 実態調査（アンケート調査）結果	100
■資料3 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱	103
■資料4 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会及び検討会 委員名簿	106
■資料5 策定経過〔佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会及び各検討会の開催状況等〕	108
■資料6 用語の解説（50音順）	109



第 1 部 計画の基本条件

第1章 総論

1. 計画策定の背景等

総務省統計局による平成22年度の国勢調査によれば、我が国の65歳以上人口の割合は、世界で最も高い水準となっております。

また、平成22年10月1日現在、総人口に占める高齢者（65歳以上）人口の割合【高齢化率】は23%に達しています。佐倉市においても高齢化の進展は著しく、介護保険制度が導入された平成12年9月末現在、住民基本台帳に基づく人口推移では12.4%だった高齢化率も、平成23年9月末現在には22.7%となっており、今後も高くなっていくことが予想されます。

一方、少子化も進行しており、国の人口動態統計によると、平成17年（2005年）に初めて出生数が死亡数を下回り、人口減少社会が到来しました。

今後も少子・高齢化が進んで行くことが予想されていくなかで、佐倉市の人口は、平成23年度から平成32年度まで緩やかに減少し、人口構成では64歳以下は減少、65歳以上は増加すると推計しております。

このような人口構成の変化から、少子・高齢化と人口減少に対応した社会システムの構築が求められております。特に、介護・予防・医療・生活支援・住まいの各領域のサービスが適切に組み合わせられて提供される地域包括ケアシステムの構築が、日常生活圏域において生活上の安全・安心・健康を確保していくためにも極めて重要であります。

また、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域基盤の強化も必要です。そのためには、自助・共助・公助の適切な組み合わせに基づいた地域づくりを、市民の皆様とともに推進していく必要があります。

これらの取り組みを着実に進め、高齢者が健康でいきがいをもって生活を送ることができるよう、市民と行政がともに手を携え、高齢者の主体性を重視し、いきいきとした人生を支援していく体制づくりに向け、福祉・介護施策の充実と社会参加の機会の拡充、バリアフリーのまちづくりを進めていく必要があります。

本計画は、高齢化率が21%を超えた超高齢社会における福祉や介護の諸課題を、市民の皆様とともに解決し、誰もが暮らしやすい佐倉市へと向けた「高齢者のための総合的な計画」としての性格を持ち、福祉分野及び介護が必要になったときの介護保険サービスについて、今後3年間の計画をとりまとめたものです。

2. 計画の位置づけと期間

1) 法的根拠【経過】

平成18年3月：「第3期佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画」は、老人保健法（第46条の18）に基づく「市町村老人保健計画」、老人福祉法（第20条の8）に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（第117条）に基づく「市町村介護保険事業計画」の3つの計画を統合し策定。

平成18年6月：「健康保険法等の一部を改正する法律」の公布に伴い、高齢者を対象とする保健事業を担ってきた「老人保健法」が、医療制度改革の一環として「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、平成20年4月の法施行後、「市町村老人保健計画」は既に法定計画ではなく、関連する事業は「健康増進法」や「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく事業として移管。

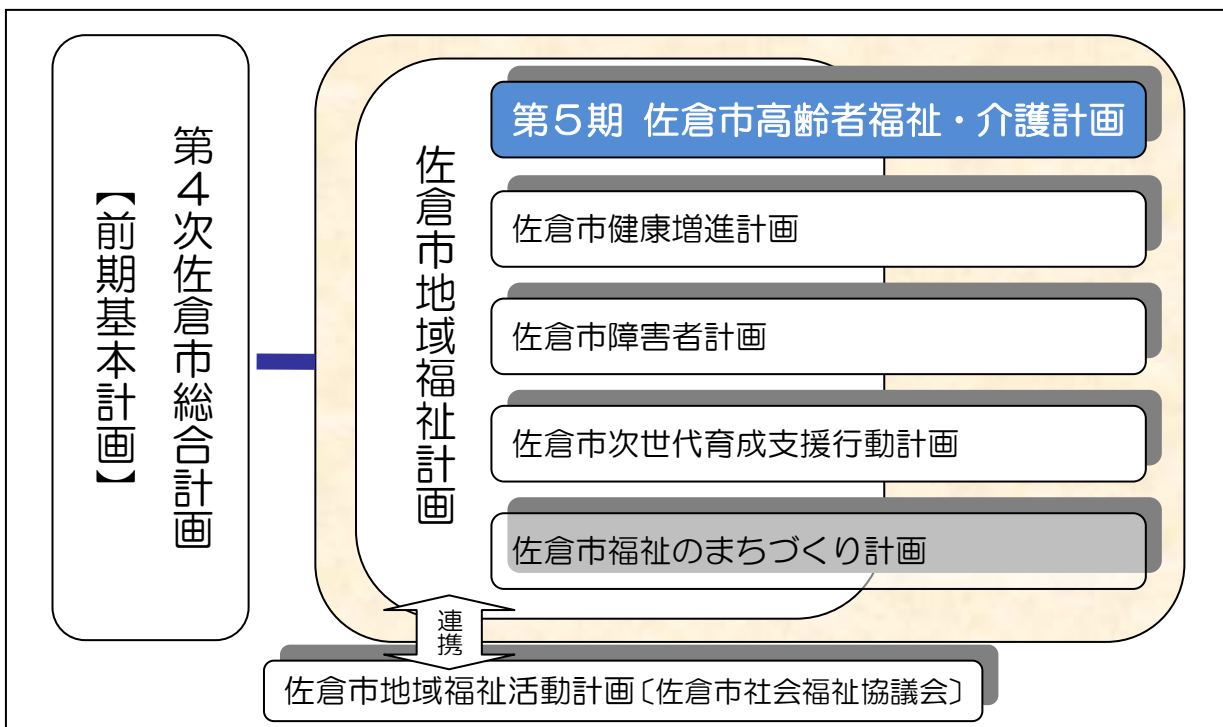
平成21年3月：「第4期佐倉市高齢者福祉・介護計画」は、老人福祉法（第20条の8）及び介護保険法第（117条）に規定された計画とし、従来あった「老人保健計画」を位置付けないものとして整理。（本市の保健分野に関する計画として、佐倉市健康増進計画「健康さくら21」がありますので、今後も同計画などに基づき、高齢者のための健康づくりを推進していくこととなります。）

2) 計画の位置づけ

本計画は、「佐倉市総合計画」を基本とし、「佐倉市地域福祉計画」の一環として高齢者の福祉及び介護保険事業運営に関する本市の取り組みを示したものです。

また、老人福祉法、介護保険法などの法令や市の関連する個別計画との整合を図って策定しています。

図 1-1-1 第5期計画の位置づけ



3) 計画の期間

第5期佐倉市高齢者福祉・介護計画は、平成24年度（2012）から平成26年度（2014）までの3年間で計画期間としています。

なお、第5期計画の取り組みにあたっては、第3・4期計画の内容を引き継ぎ取り組んでいきます。

図 1-1-2 第5期計画の計画期間

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第3期佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画	←————→								
第4期佐倉市高齢者福祉・介護計画				←————→					
第5期佐倉市高齢者福祉・介護計画						▲ 見直し	←————→		

介護保険制度

平成12年4月の介護保険法施行により、介護保険制度による介護サービスが始められました。これは、「介護の社会化」とも呼ばれ、従来は家族・親族などが主に担ってきた高齢者の介護を、それぞれの高齢者の身体的な状況や介護環境に応じてプランを立て、介護事業者がサービスを提供するようになったものです。介護保険制度の導入によって、介護サービスは年々増加し、高齢者の生活には欠かせないものとなりました。

平成21年4月からの「第4期佐倉市高齢者福祉・介護計画」は、老人福祉法（第20条の8）及び介護保険法第（117条）に規定された計画とし、従来あった「老人保健計画」を位置付けないものとして整理し、策定されています。

第5期計画も、引き続き改正介護保険法に則しています。

なお、介護保険法では3年ごとに計画の見直しをすることが定められており、平成26年度にも見直しがあるものと思われます。

第2章 計画策定の基本条件

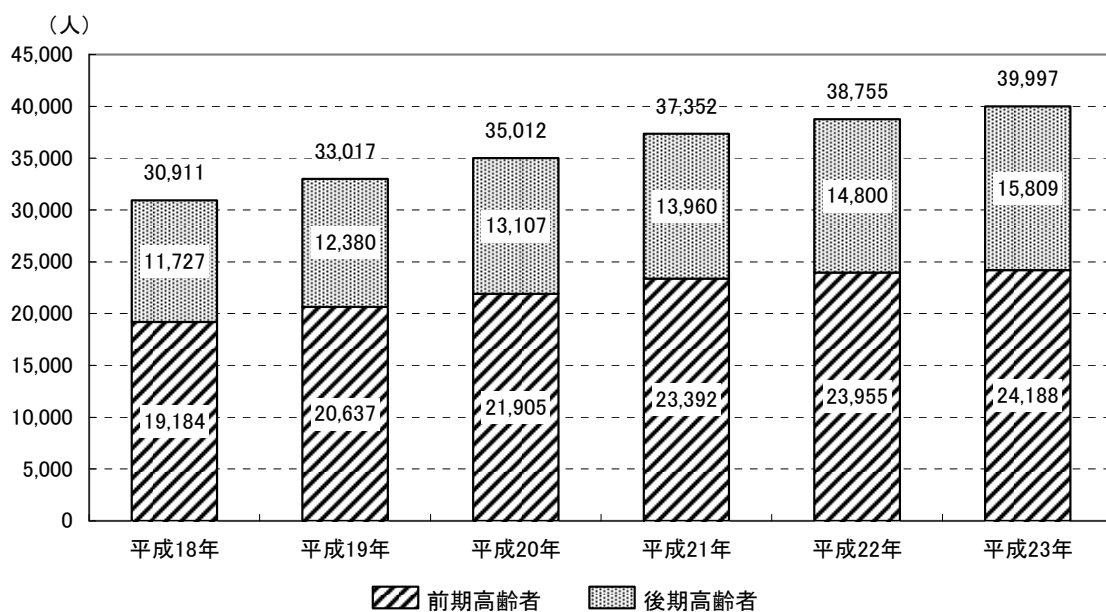
1. 高齢者等の状況

1) 佐倉市の人口推移

本市の人口は微増傾向で推移し、平成23年9月末現在（住民基本台帳）の人口数は、176,118人となっています。高齢者の人口数は、平成18年9月末現在30,911人から平成23年9月末現在39,997人へ約9,000人増加しています。

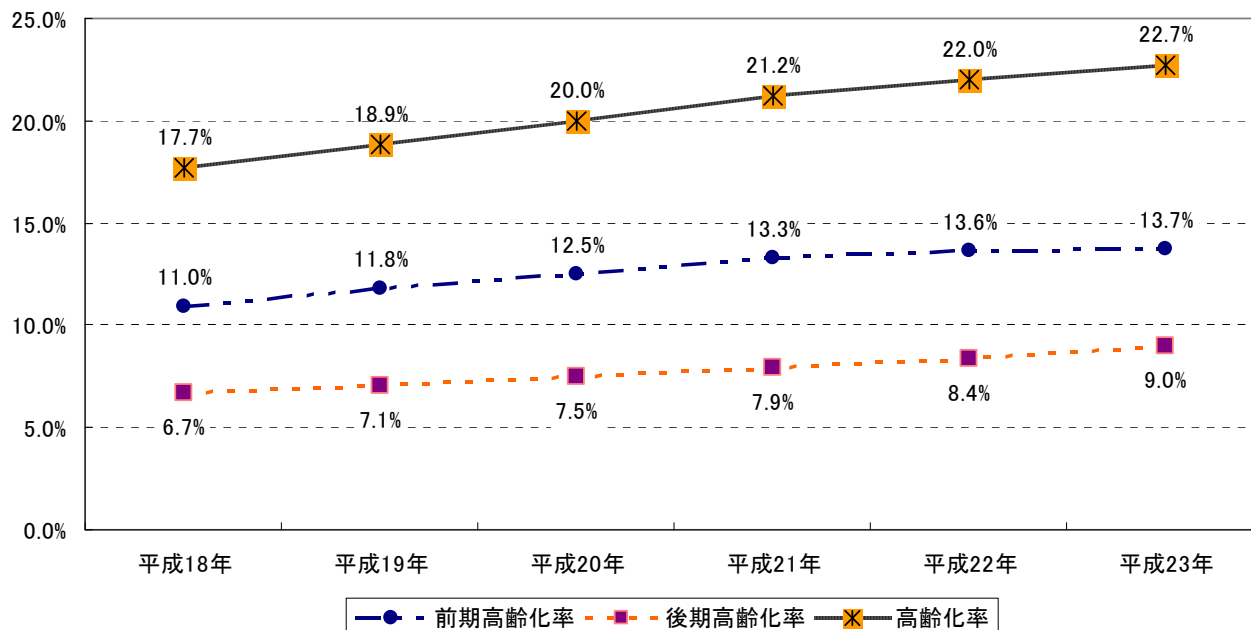
図1-2-1 人口等の推移・各年9月末現在

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総人口(A)	175,104	175,032	175,359	175,946	176,061	176,118
40歳未満	78,887	77,346	76,165	75,112	73,763	72,143
40歳以上	96,217	97,686	99,194	100,834	102,298	103,975
40-64歳	65,306	64,669	64,182	63,482	63,543	63,978
65-69歳	11,241	12,006	12,846	14,024	14,019	13,528
70-74歳	7,943	8,631	9,059	9,368	9,936	10,660
75-79歳	5,316	5,544	5,891	6,327	6,768	7,312
80-84歳	3,488	3,706	3,946	4,145	4,299	4,476
85-89歳	1,868	1,980	2,090	2,244	2,397	2,573
90歳以上	1,055	1,150	1,180	1,244	1,336	1,448
高齢者人口(B)	30,911	33,017	35,012	37,352	38,755	39,997
前期高齢者(C)	19,184	20,637	21,905	23,392	23,955	24,188
前期高齢化率(C)／(A)	11.0%	11.8%	12.5%	13.3%	13.6%	13.7%
後期高齢者(D)	11,727	12,380	13,107	13,960	14,800	15,809
後期高齢化率(D)／(A)	6.7%	7.1%	7.5%	7.9%	8.4%	9.0%
高齢化率(B)／(A)	17.7%	18.9%	20.0%	21.2%	22.0%	22.7%



佐倉市に住民登録している人の人口構成では、平成18年9月末現在に17.7%であった高齢化率は、平成23年9月末現在には22.7%に達しています。

図 1-2-2 高齢化率の推移・各年9月末現在



2) 高齢世帯等の状況

平成23年10月1日現在の高齢者のいる世帯は、27,850世帯で、平成18年10月1日現在から約5,800世帯の増加となっています。高齢者単身世帯と高齢者のみの世帯を合わせた世帯は、平成18年10月1日現在の10,669世帯から平成23年10月1日現在には、15,153世帯と、約4,500世帯増加し、その割合も、48.3%から54.4%に増加しています。

図1-2-3 高齢世帯等の推移・各年10月1日現在

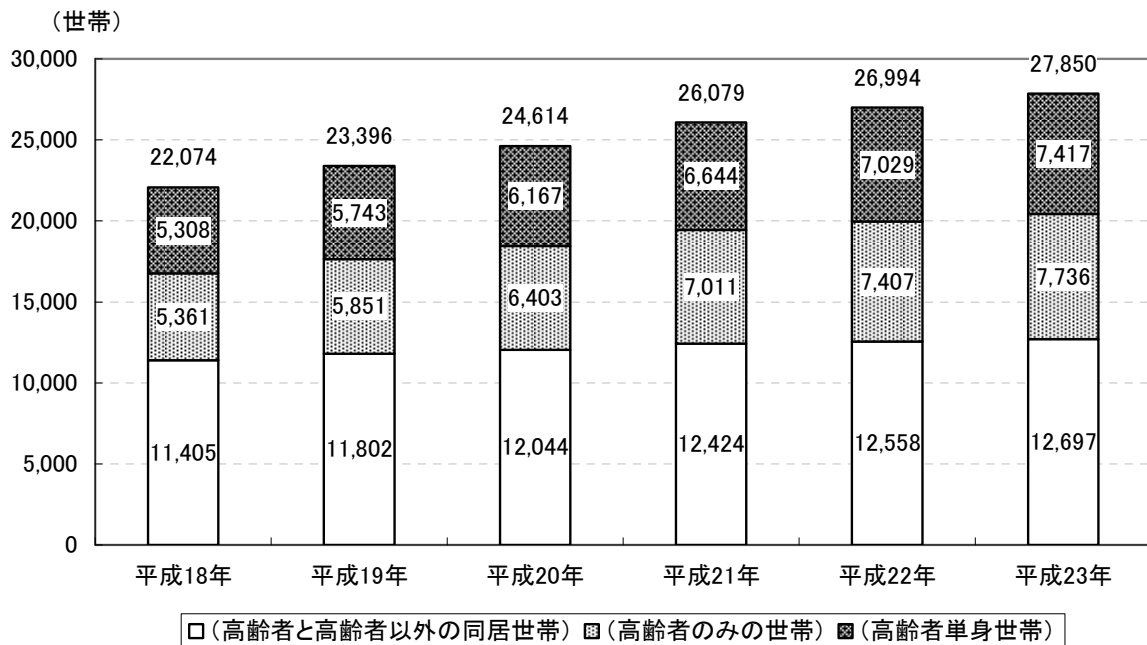
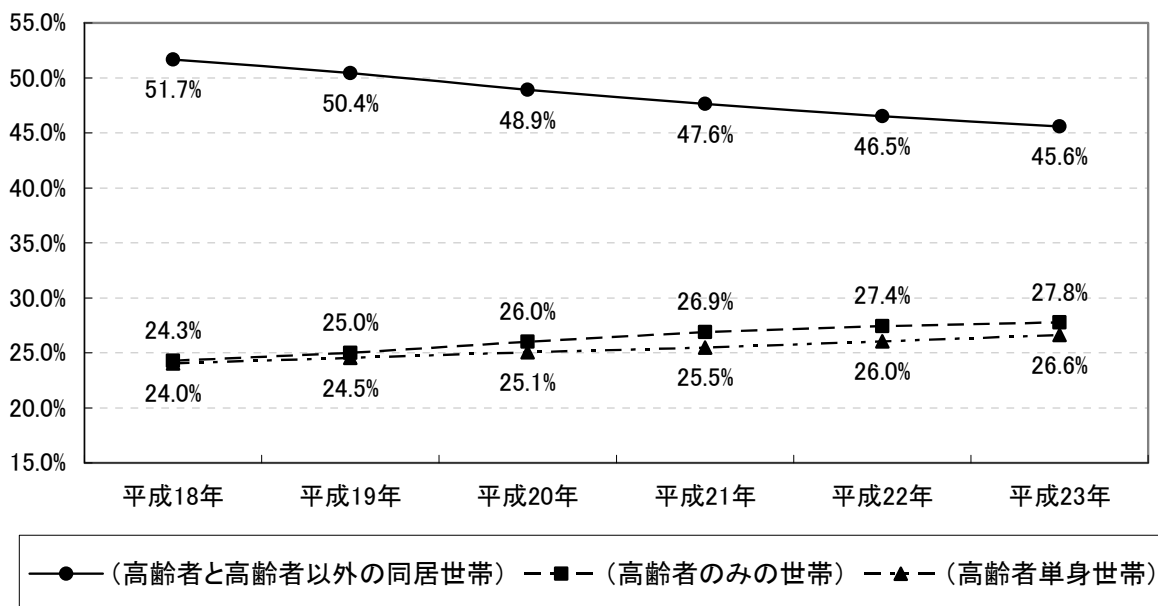


図1-2-4 高齢世帯構成の推移・各年10月1日現在



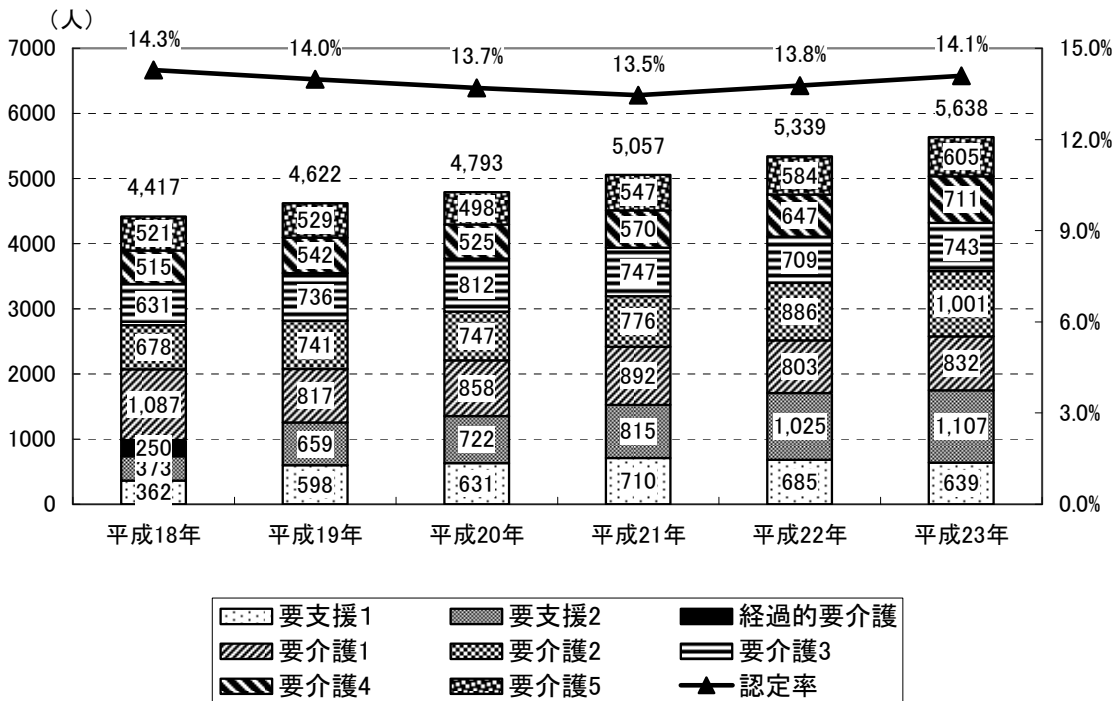
2. 介護保険の状況

1) 要支援・要介護認定者数等の推移

平成18年9月末現在、要支援・要介護認定を受けている人は、4,417人から平成23年9月末現在5,638人です。そのうち、第1号被保険者は、5,404人です。平成23年9月末現在の65歳以上の人口が39,997人ですから、約14%の高齢者が要支援・要介護認定を受けていることになります。

介護度が比較的軽い要支援1、要支援2、及び要介護1の合計は、2,578人(45.7%)、中程度の要介護2及び要介護3の合計は、1,744人(31.0%)、程度の重い要介護4及び5の重度の合計は、1,316人(23.3%)、となっています。

図1-2-5 要支援・要介護認定者数等の推移・各年9月末現在



区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
65歳以上人口(A)	30,911	33,017	35,012	37,352	38,755	39,997
要支援1	362	598	631	710	685	639
要支援2	373	659	722	815	1,025	1,107
経過的要介護	250	0	0	0	0	0
要介護1	1,087	817	858	892	803	832
要介護2	678	741	747	776	886	1,001
要介護3	631	736	812	747	709	743
要介護4	515	542	525	570	647	711
要介護5	521	529	498	547	584	605
要介護等認定者(B)	4,417	4,622	4,793	5,057	5,339	5,638
認定率(B)／(A)	14.3%	14.0%	13.7%	13.5%	13.8%	14.1%

2) 介護サービスの受給状況

平成23年9月末現在、居宅介護（介護予防）サービスを受けている人数は3,544人で、要支援・要介護認定を受けている人の62.9%（受給率）となっており、特に要介護1及び2の割合が多く70%を超えています。

また、地域密着型（介護予防）サービスを受けている人数は221人で、受給率は約4%です。さらに、施設介護サービスを受けている人数は846人で、その受給率は15.0%ですが、要介護4の方では受給率が33.5%、要介護5の方では受給率が41.2%となっています。

図 1-2-6 介護（予防）サービス受給状況・平成23年9月末現在

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	
居宅介護(介護予防)サービス	受給者(A)	357	762	616	731	466	362	250	3,544	
	受給率(A)／(G)	55.9%	68.8%	74.0%	73.0%	62.7%	50.9%	41.3%	62.9%	
地域密着型(介護予防)サービス	受給者(B)	0	2	53	55	44	40	27	221	
	受給率(B)／(G)	0.0%	0.2%	6.4%	5.5%	5.9%	5.6%	4.5%	3.9%	
施設介護サービス	介護老人福祉施設	受給者(C)	0	0	9	63	97	127	160	456
		受給率(C)／(G)	0.0%	0.0%	1.1%	6.3%	13.1%	17.9%	26.4%	8.1%
	介護老人保健施設	受給者(D)	0	0	38	60	85	95	62	340
		受給率(D)／(G)	0.0%	0.0%	4.6%	6.0%	11.4%	13.4%	10.2%	6.0%
	介護療養型医療施設	受給者(E)	0	0	0	1	6	16	27	50
		受給率(E)／(G)	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.8%	2.3%	4.5%	0.9%
	小計	受給者(F)	0	0	47	124	188	238	249	846
		受給率(F)／(G)	0.0%	0.0%	5.6%	12.4%	25.3%	33.5%	41.2%	15.0%
要介護(要支援)認定者(G)		639	1,107	832	1,001	743	711	605	5,638	

地域密着型サービスとは

地域密着型サービスとは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにとの観点から、平成18年4月の改正介護保険の施行により導入され、その後の法改正を経て、平成24年度からは、以下に挙げる8種類のサービスとなります。

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護【新規】
- ②夜間対応型訪問介護
- ③小規模多機能型居宅介護
- ④認知症対応型通所介護
- ⑤認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
（定員29人以下の特別養護老人ホーム）
- ⑦地域密着型特定施設入居者生活介護
（定員29人以下の介護専用型特定施設）
- ⑧複合型サービス【新規】

3. 高齢者の生活実態や制度に対する意向について

1) 実態調査（アンケート調査）の実施概要

佐倉市では、第5期佐倉市高齢者福祉・介護計画策定〔第4期計画の見直し〕のための基礎資料とすることを目的として、満65歳以上の市民の方々を対象に、生活の実態や制度に対するご意見などを伺うアンケート調査を実施しました。

(1) 調査の種類及び調査対象者

調査種別	調査対象者
①一般高齢者調査	平成23年6月末日時点において、市内在住の65歳以上の高齢者の方
②要支援・要介護認定者調査	平成23年6月末日時点において、要支援・要介護認定を受けている市内在住の被保険者

(2) 調査の設計

調査種別	項目	内容
①一般高齢者調査	ア. 対象者数	1,000名
	イ. 抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
	ウ. 調査地域	市内全域
②要支援・要介護認定者調査	ア. 対象者数	1,000名
	イ. 抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
	ウ. 調査地域	市内全域

(3) 調査方法

郵送配布、郵送回収

(4) 調査期間

平成23年7月15日（金）～7月29日（金）

(5) 回収結果（回答結果は資料編の100～102ページに記載してあります）

調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
①一般高齢者調査	1,000	780	78.0%
②要支援・要介護認定者調査	1,000	640	64.0%
合計	2,000	1,420	71.0%

2) 実態調査（アンケート調査）結果からの計画への反映

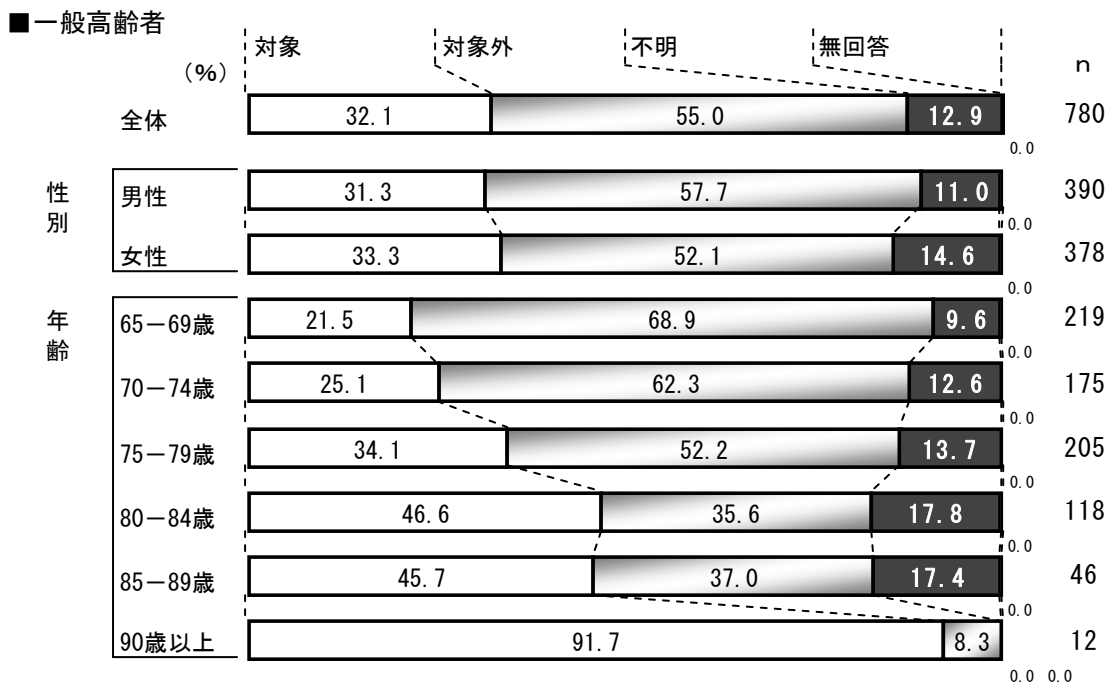
実態調査（アンケート調査）の結果を踏まえて、以下の6点を重点的事項としてとらえ、計画策定にあたって特に配慮していくものとしました。

●重点的事項1：介護予防への取り組み

一般高齢者を対象に、現在の健康状態等について、二次予防事業の対象者(要介護等の状態になる恐れのある高齢者)を把握するために必要な項目を加えて、調査を行いました。

調査の結果、二次予防事業の対象者は、80歳～84歳で46.6%、85歳～89歳で45.7%、90歳以上で91.7%と、年齢を重ねるほど高く、全体でも、32.1%となっています。

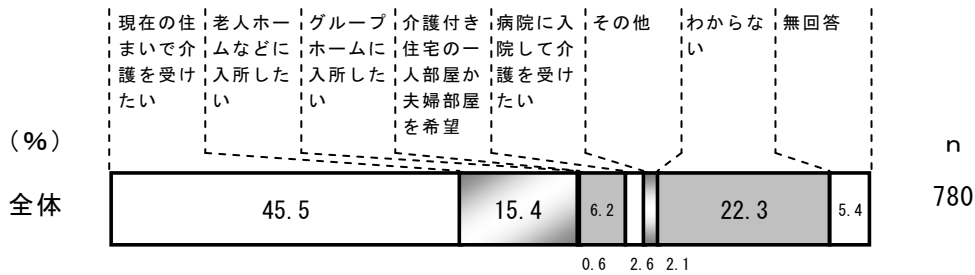
このことから、今後も、高齢化の進行に伴って介護保険サービスの利用者が増え続けることが推測されます。



●重点的事項2：介護保険サービスの利用意向と利用状況

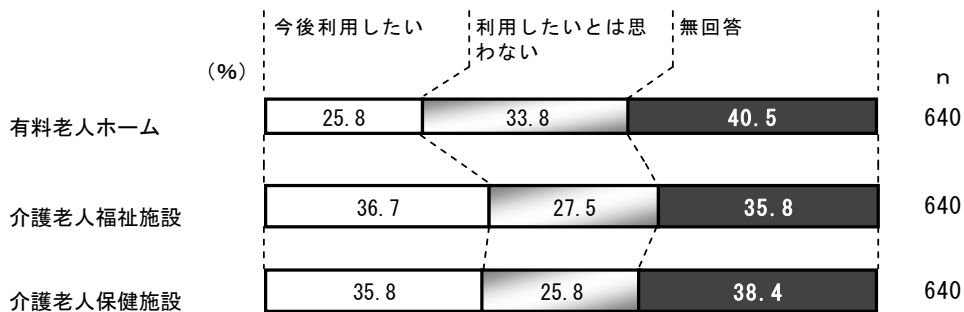
一般高齢者を対象とした調査で、今後、要介護となった場合に介護を受けたい場所について聞いたところ、「老人ホーム等に入所したい」「グループホームに入所したい」「介護付き住宅の一人部屋か夫婦部屋を希望」の施設入所希望者が22.2%となっております。一方、要介護・要支援の方を対象とした介護保険サービスの利用意向では、有料老人ホームは25.8%、介護老人福祉施設は36.7%、介護老人保健施設は35.8%の方が、今後利用したいと回答しています。

■一般高齢者



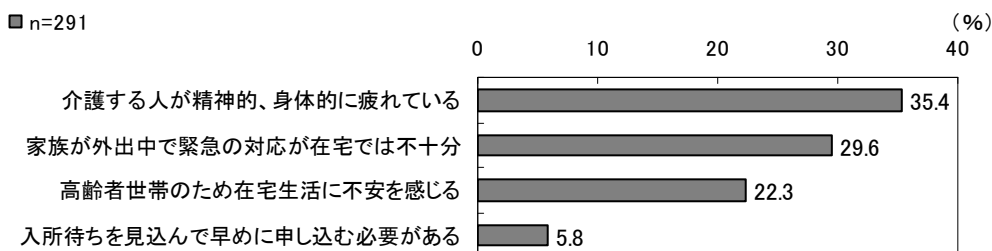
・介護保険サービスの利用意向について

■要介護・要支援



利用したいと思う理由については、「介護する人が精神的、身体的に疲れている(35.4%)」「家族が外出中で緊急の対応が在宅では不十分(29.6%)」という意見がある一方、「高齢者世帯のため在宅生活に不安を感じる(22.3%)」「入所待ちを見込んで早めに申し込む必要がある(5.8%)」といった将来の不安のために施設を利用したいと考えていることも伺えます。

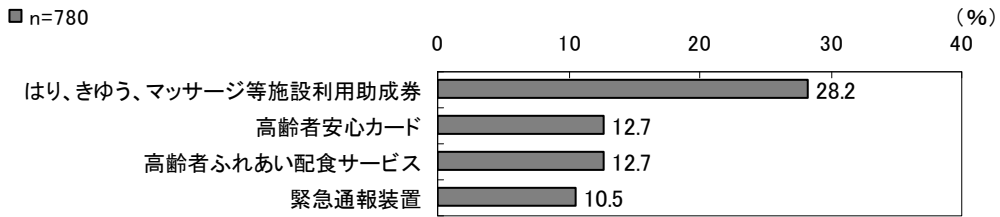
■要介護・要支援



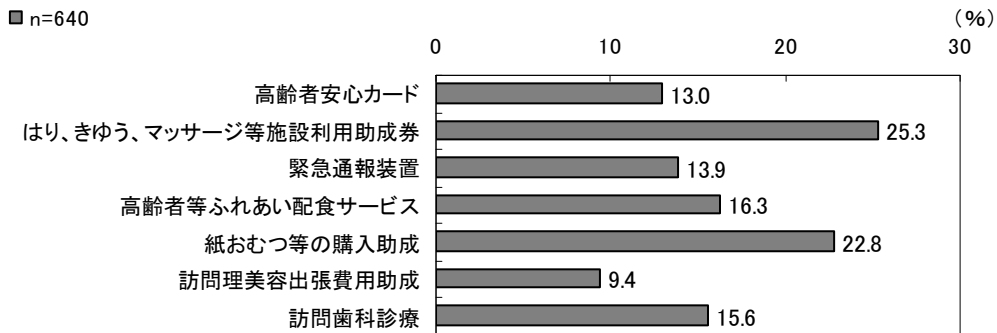
●重点的事項3：保健・福祉・介護に対する認知度の向上

介護保険サービス以外で、市が独自で行っている高齢者の生活支援や家族介護の支援サービスの認知度について、一般高齢者、要介護・要支援の方を対象とした調査ではそれほど高くない状況となっています。

■一般高齢者



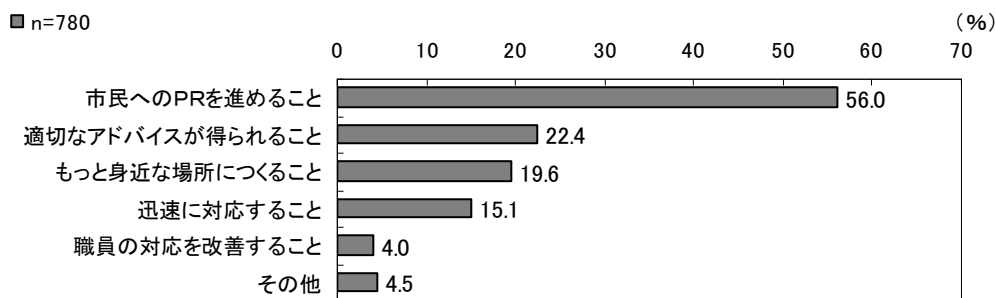
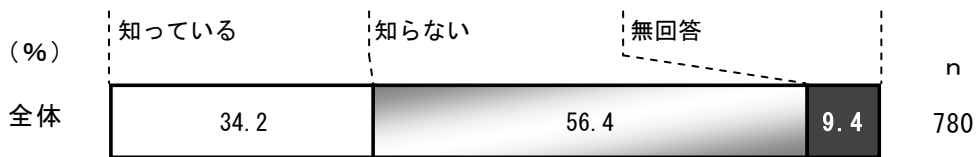
■要介護・要支援



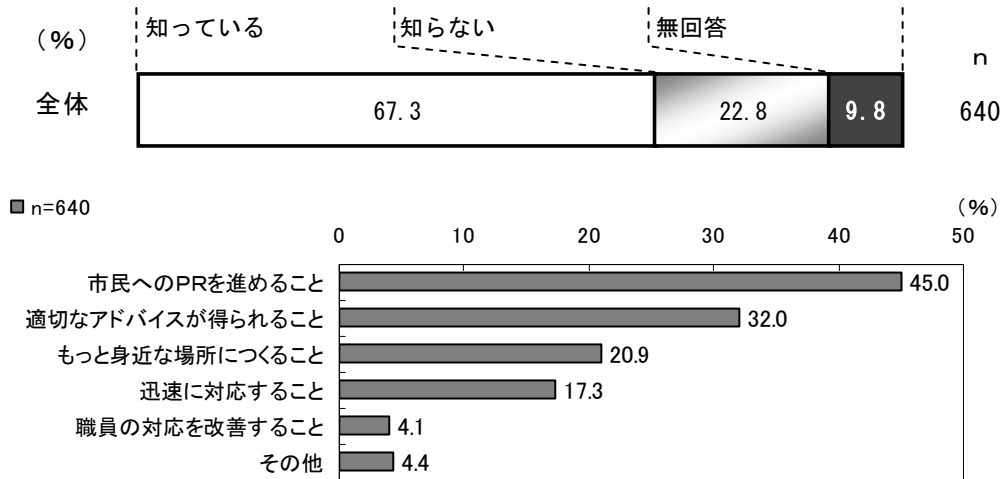
また、地域包括支援センターの認知度について、要介護・要支援の方を対象とした調査では、認知度が67.3%である一方、一般高齢者を対象とした調査では34.2%と低い状況にありました。

地域包括支援センターの利用促進のために必要なことについては、一般高齢者、要介護・要支援を対象とした調査ともに、「市民へのPRを進めること」が高い割合を示しており、今後とも、高齢者に対する周知活動等を徹底していく必要があります。

■一般高齢者



■要介護・要支援



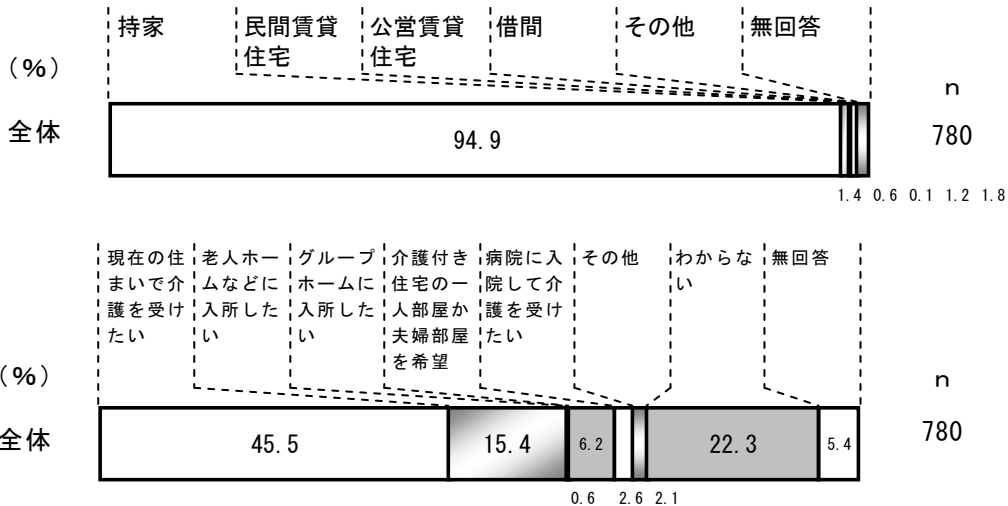
さらに、平成23年度に実施した市民意識調査では、佐倉市が実施している介護予防事業について知っていると回答した方は全体の17.8%と低い状況であり、今後、一般高齢者を対象に行った市に取り組んで欲しい介護保険施策についても、「制度や利用方法に関する情報提供の充実」と回答される割合が高いものとなっています。

●重点的事項4：在宅福祉サービスの利用について

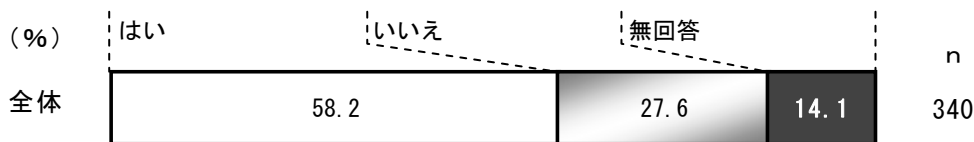
一般高齢者を対象とした調査では、持ち家比率の割合が94.9%と高い状況にあり、今後、要介護となった場合に介護を受けたい場所については、多くの方が「現在の住まいで介護を受けたい（45.5%）」となっています。

また、在宅生活のために住宅改修が必要と答えた方は58.2%と高い割合となっています。

■一般高齢者

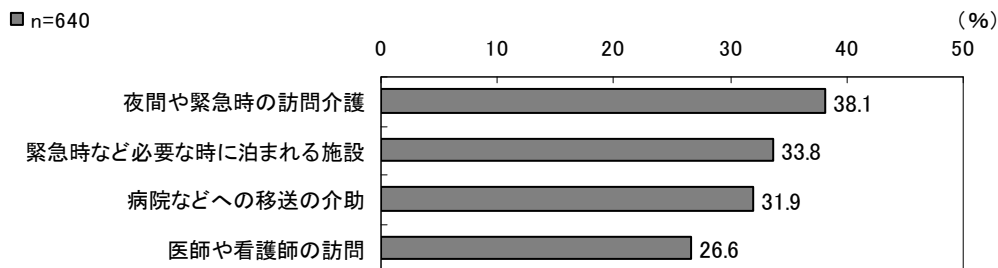


在宅生活のために今後住宅改修が必要か？



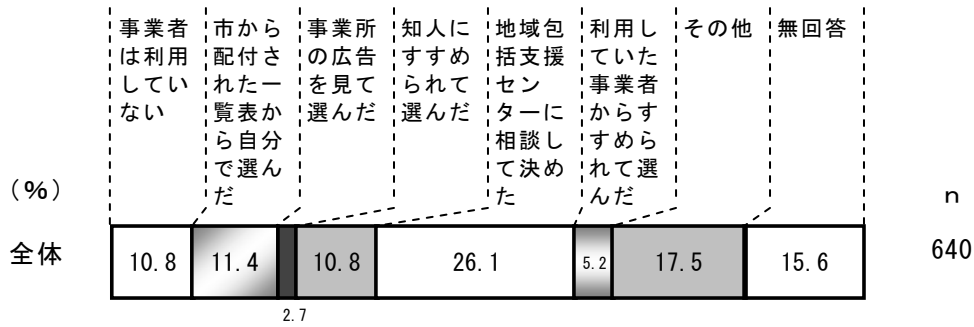
次に、要介護・要支援の方を対象とした調査で、在宅生活を継続するために必要な居宅介護サービスについては、「夜間や緊急時の訪問介護（38.1%）」「緊急時など必要な時に泊まれる施設（33.8%）」「病院などへの移送の介助（31.9%）」が3割を超える回答結果となっており、24時間対応の介護サービス体制の充実が課題であります。

■要介護・要支援



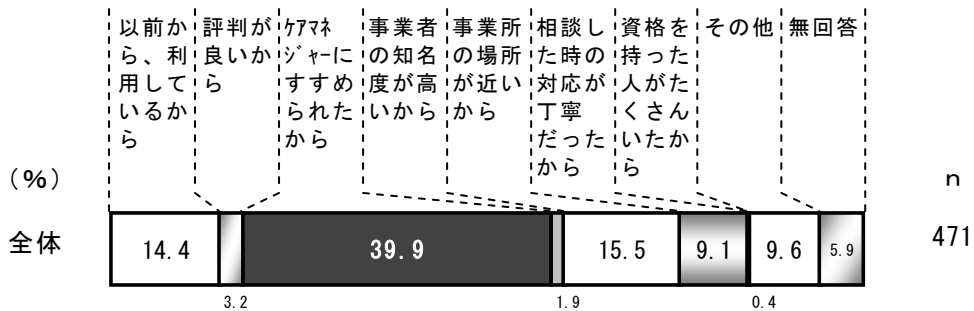
居宅介護支援事業者の選定方法については、「地域包括支援センターに相談して決めた」、との回答が多くなっています。地域包括支援センターは、高齢者の在宅生活を支援する機関であることからその役割が益々高まることから、回答結果から明らかとなっています。

■要介護・要支援



また、介護サービス事業者の選定理由としては、「ケアマネジャーにすすめられたから」との回答が多くなっています。ケアマネジャーは介護が必要になった方を、もっとも身近な所で支える専門職であり、今後益々その役割が重要になることが、回答結果から明らかとなっています。

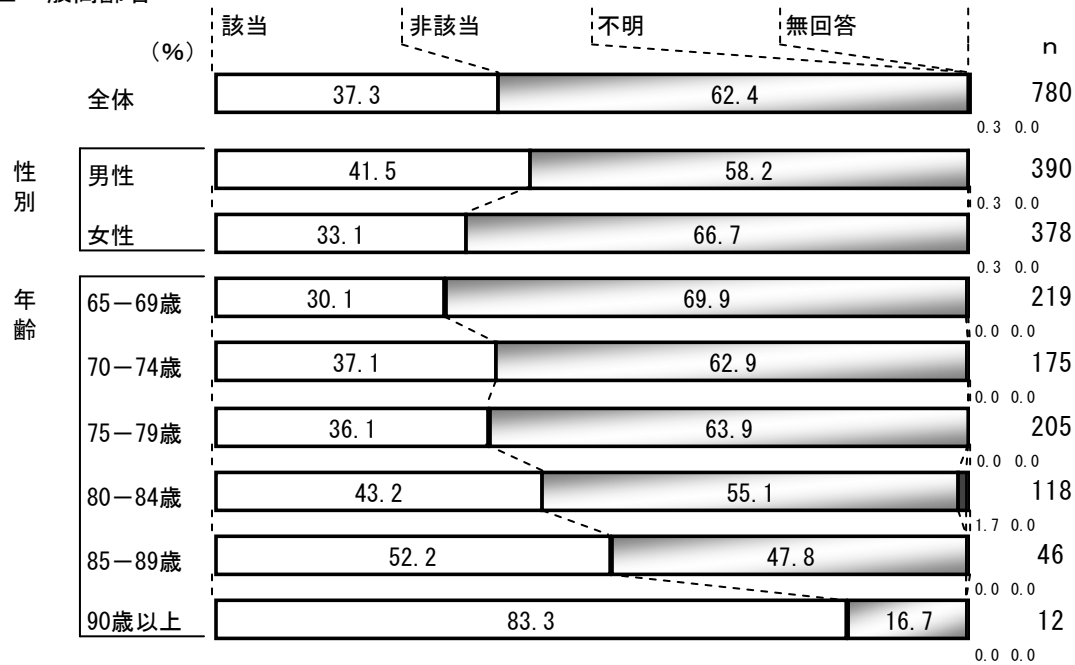
■要介護・要支援



●重点的事項5：認知症に関する取り組み

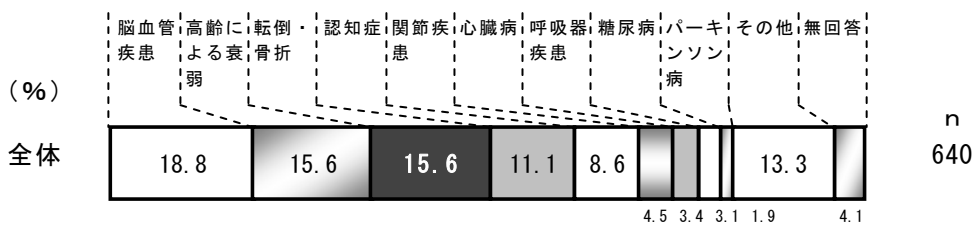
一般高齢者を対象とした調査では、認知症予防についての判定結果で、85歳～89歳で（52.2%）、90歳以上で（83.3%）と、年齢が上がるごとに該当者が多く、全体では、37.3%の方が該当となっております。

■一般高齢者



また、要介護・要支援の方を対象とした調査では、介護保険サービスの利用意向として「認知症の症状がでてきているから」が20.6%となっており、要介護等になった原因としても、認知症(11.1%)との回答結果となっております。

■要介護・要支援



このことから、なるべく認知症の発症を防いで健康寿命を延伸し、また仮に認知症になったとしても地域で尊厳ある生活を続けるための支援が必要と考えます。

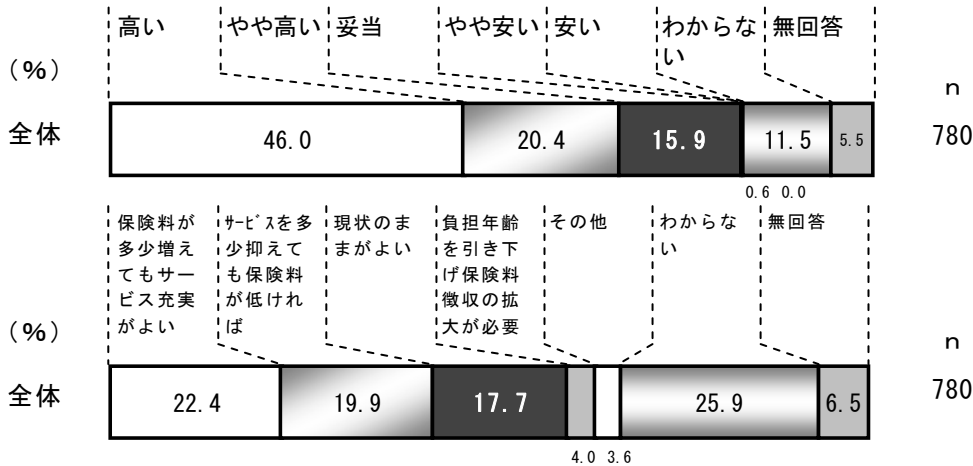
●重点的事項6：より良い介護保険制度を目指して

現在の介護保険制度では、介護保険料の基準額は介護（予防）サービスの利用量によって決まります。したがって、施設が増えたり、サービスが充実して利用量が増えたりすると、保険料も高額になっていくことになります。

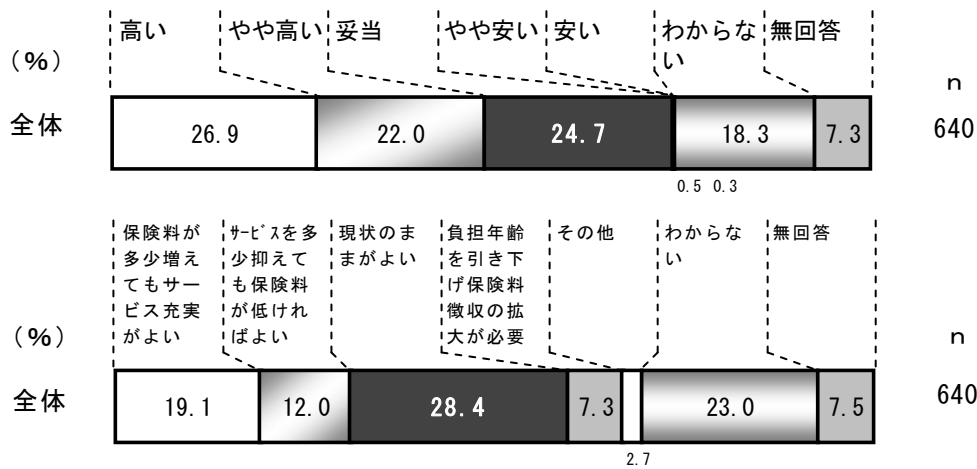
支払っている介護保険料の金額について調査した結果、“高い”“やや高い”を足し合わせた割合で、一般高齢者を対象とした調査で、66.4%、要介護・要支援の方を対象にした調査で、48.9%、“妥当”と回答した方は、一般高齢者を対象とした調査で 15.9%、要介護・要支援の方を対象にした調査で 24.7%となっており、介護保険料に対する負担感が増大してきています。

今後の介護保険料のありかたについては、一般高齢者を対象とした調査で、「保険料が多少増えてもサービス充実がよい」（22.4%）、「サービスを多少抑えても保険料が低ければよい」（19.9%）、要介護・要支援の方を対象にした調査で、「現状のまがよい」（28.4%）、「保険料が多少増えてもサービス充実がよい」（19.1%）となっており、置かれている状況によって多少の違いがあることがわかります。

■一般高齢者



■要介護・要支援



第3章 基本理念

1. 計画の基本的な考え方

1) 計画の基本理念

この計画の基本理念を

**「みんなで支え合い、
よろこびが生まれる都市・佐倉」**

とします。

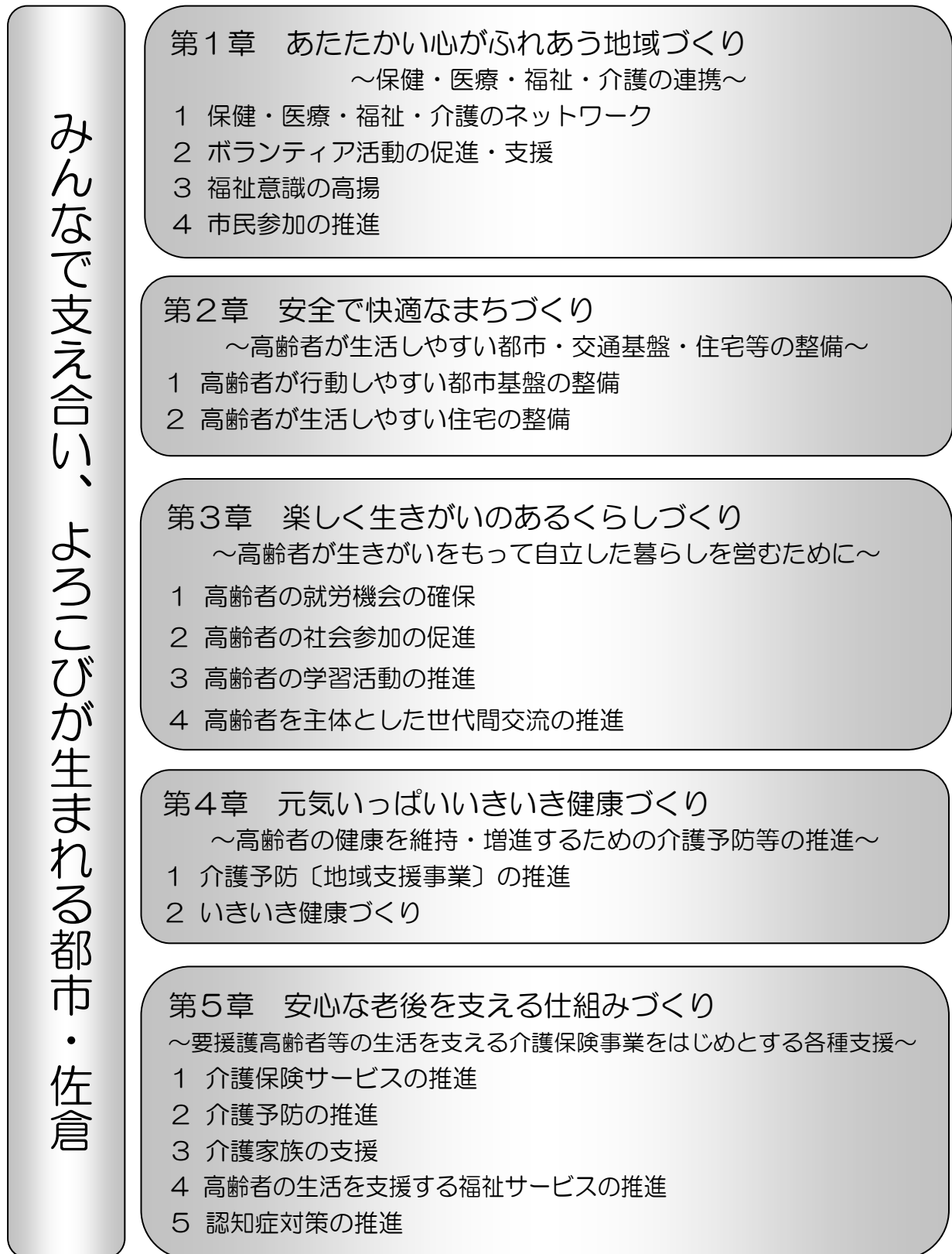
これは、市民と市民、市民と行政が支え合うことを基本に、市民一人ひとりの生活からまちづくりに至る、佐倉市の総合的な高齢者福祉・介護保険施策を推進する姿勢をあらわすものです。

みんなで支え合う都市を実現するため、とりわけ「高齢者の尊厳の尊重」、「高齢者の虐待防止」及び「高齢者の権利擁護」について十分配慮し、積極的に取り組んでいきます。

2) 高齢者施策の体系

高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるように、佐倉市では高齢者施策を以下の図のような体系で進めていきます。

図 1-3-1 高齢者施策の体系



3) 計画の重点施策

佐倉市では、早急な課題解決が望まれるものや、今後の佐倉市を見据える中で、取り組んでいかなければならないもの、また、実態調査（アンケート調査）から明らかになった意見や要望等を踏まえ、第5期佐倉市高齢者福祉・介護計画に取り込む重点施策として以下の6項目を掲げます。

●重点施策1：介護予防の推進

☞高齢者が要介護状態になることを防ぎ、住み慣れた地域での自立した生活を維持するため、介護予防に関する知識の普及と地域における自主的な取り組みを推進する必要があります。

●重点施策2：福祉施設の整備・拡充

☞特別養護老人ホームや介護施設などの入所希望者が多くなっており、施設の整備や拡充が求められています。また、施設職員の人材確保や待遇改善を図り、介護サービスの維持向上を図っていく必要があります。

●重点施策3：保健・福祉・介護に関する情報提供の徹底化

☞介護サービスや介護予防事業などの市の高齢者福祉事業への市民の認知度が低い状況です。必要な情報を必要な人に届けるために、効果的な情報提供を検討し実施する必要があります。

●重点施策4：在宅福祉サービスの維持・充実

☞高齢化の進行による要介護者の増加に伴い、在宅での家族介護も増えることから、介護の不安や孤立感を抱える在宅介護者に対する支援を充実する必要があります。また、介護保険に該当しない在宅サービスを維持・充実する必要があります。

●重点施策5：認知症に関する知識の普及と支援体制の強化

☞認知症の予防や早期発見による治療のため、また、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、市民一人ひとりが認知症に関する正しい知識を持つとともに、地域全体で支えるための体制を整備していく必要があります。

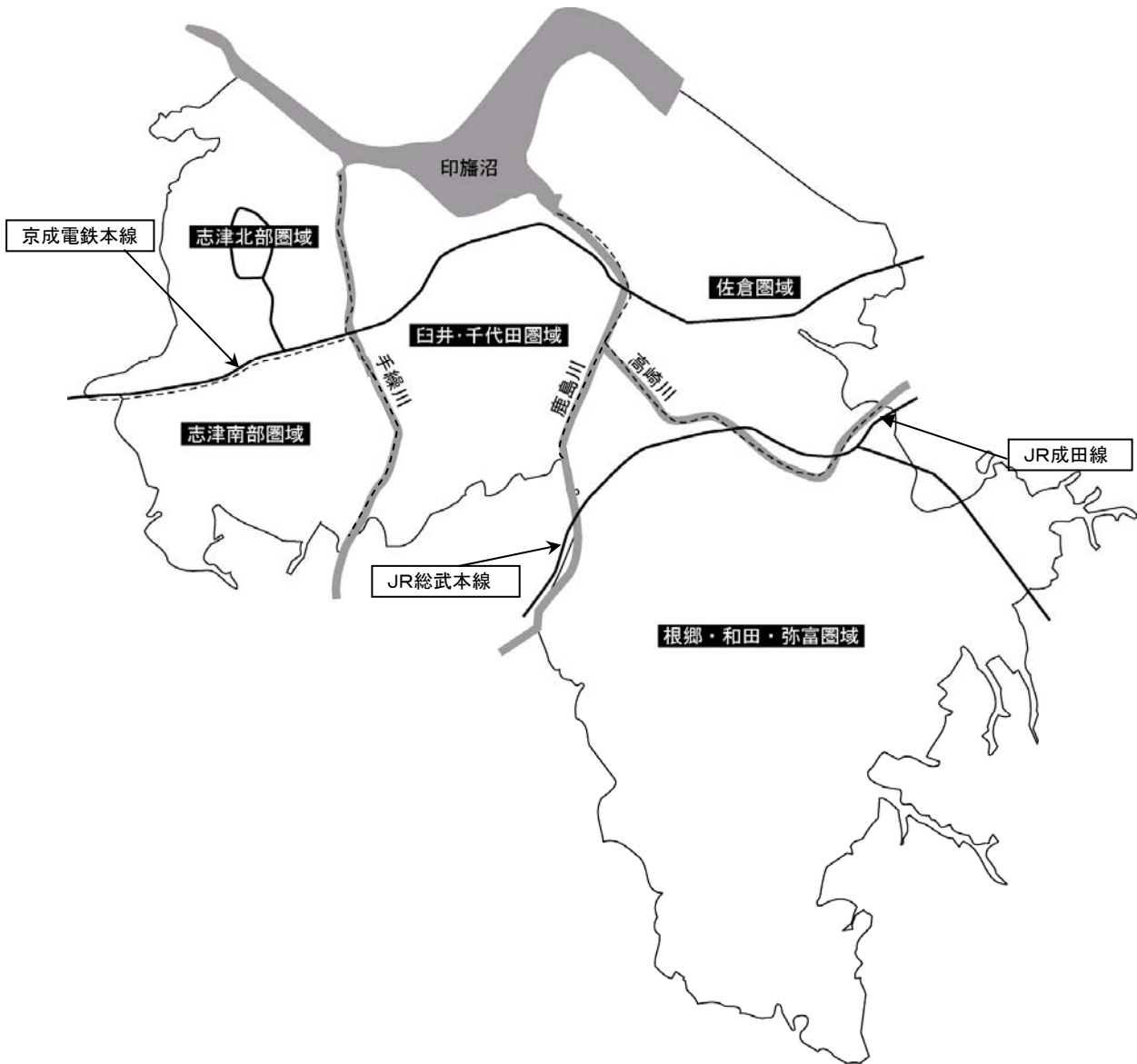
●重点施策6：介護保険制度の効率的運用

☞要介護・要支援認定申請者数、介護サービス利用者数が年々増加の一途をたどっている現状を踏まえ、適正に介護サービスの提供が行えるよう介護保険料の確保、認定事務の体制整備、適正なサービス費の給付を行っていく必要があります。

2. 日常生活圏域の設定

第4期計画に引き続き、今期計画でも佐倉市を5つの日常生活圏域に分け、介護施設等の配置・整備を行い、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていただけるよう、ネットワークの形成を行います。

図 1-3-2 日常生活圏域図



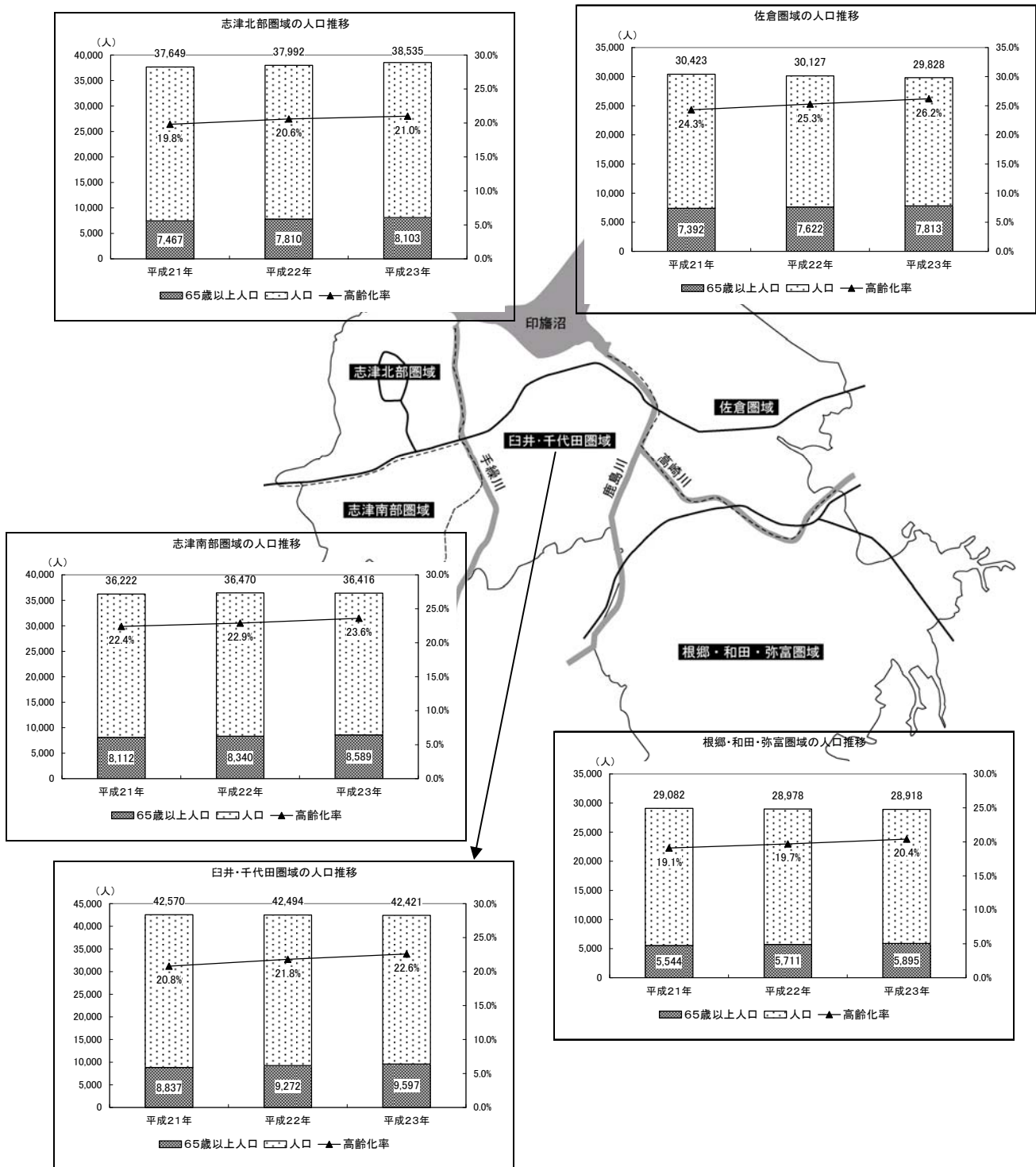
【佐倉市における日常生活圏域設定のポイント】

- ・ 旧町村をベースにした既存コミュニティの形成
- ・ 既存の介護施設等の整備状況と新規の介護施設等の配置・整備
- ・ 各圏域の高齢者人口のバランス
- ・ 身近な地域で福祉サービスを楽しむ範囲

◆日常生活圏域の高齢者人口の状況

平成23年9月末現在の住民基本台帳に基づく高齢者の状況を日常生活圏域別に見ると、佐倉圏域の高齢化率が最も高く26.2%、根郷・和田・弥富圏域の高齢化率が最も低く20.4%となっています。また、図1-3-3の各グラフで示すように、各圏域とも高齢化率は上昇しています。

図1-3-3 住民基本台帳に基づく圏域別データ・各年9月末現在





第2部 分野別計画

第1章 あたたかい心がふれあう地域づくり

保健・医療・福祉・介護の連携

1. 保健・医療・福祉・介護のネットワーク

【基本方針】

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活ができるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいの5つのサービスを一体化していく「地域包括ケア」の考え方にに基づき、入院・退院・在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供を継続的に取り組むことが重要です。また、医療との連携強化・介護サービスの充実強化を図る必要があります。

福祉は、地域住民をはじめ、自治会・町内会等、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア（団体）、NPO法人、社会福祉法人、（地区）社会福祉協議会、社会福祉従事者、福祉関連民間事業所、医療機関、行政など、たくさんの人と組織・機関によって支えられています。

各組織・機関の活用を有効なものとして、相乗効果を図るためには、このような多様な組織・機関の連携を強化して、保健・医療・福祉・介護の多様なサービスを総合的に提供できる体制を強化することが大きな課題です。

また、市内の企業等における福祉への積極的な取り組みを促すことも重要です。

【主な施策・サービス】

（1）地域包括支援センターの拡充

佐倉市では、平成18年4月に直営方式による「地域包括ケアシステム」の根幹となる地域包括支援センターを市役所〔高齢者福祉課内〕に1箇所設置し、委託方式による地域介護相談センターを5箇所設置して、「総合相談」、「包括的・継続的な支援」、「権利擁護・高齢者虐待防止」、「介護予防ケアプラン作成」などの業務を推進してきました。

その後、平成21年4月から佐倉市のすべての日常生活圏域〔22ページ参照〕に委託方式による地域包括支援センターを各1箇所〔合計5箇所〕設置して、高齢者やその家族などを、より身近な地域でサポートし、安心して暮らすことのできる体制を整備しました。

今後も市が責任主体として、5箇所の地域包括支援センターを統括的に支援するため、運営方針を定め、一定の専門職を配置し各地域包括支援センターの体制強化及び機能充実に向けて施策を推進します。

●地域包括支援センターの体制

日常生活圏域〔22 ページ参照〕	地域包括支援センター名称
1 佐倉圏域	佐倉市 佐倉地域包括支援センター
2 志津北部圏域	佐倉市 志津北部地域包括支援センター
3 志津南部圏域	佐倉市 志津南部地域包括支援センター
4 臼井・千代田圏域	佐倉市 臼井・千代田地域包括支援センター
5 根郷・和田・弥富圏域	佐倉市 南部地域包括支援センター

●日常生活圏域等の状況

平成23年9月末現在

日常生活圏域	人口	高齢者人口	高齢化率	面積 (ha)
1 佐倉圏域	29,828	7,813	26.2%	2,095
2 志津北部圏域	38,535	8,103	21.0%	1,027
3 志津南部圏域	36,416	8,589	23.6%	825
4 臼井・千代田圏域	42,421	9,597	22.6%	1,856
5 根郷・和田・弥富圏域	28,918	5,895	20.4%	4,556
市全域	176,118	39,997	22.7%	10,359

※地域包括支援センターの設置基準

設置基準・・・65歳以上高齢者3,000人～6,000人に1カ所配置

《職員配置基準》

第1号被保険者 (65歳以上高齢者)	地域包括支援センターへの職員配置		
	保健師	社会福祉士	主任介護支援専門員
概ね1,000人未満	3つの職種のうち1～2名		
1,000人～2,000人	3つの職種のうち2名		
2,000人～3,000人	1名	いずれか1名	
3,000人～6,000人	1名	1名	1名

(2) 保健・医療・福祉・介護の連携強化

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健・福祉・医療・介護にかかわる関係機関の連携を強化するために、各日常生活圏域にある地域包括支援センターを中心に、各種ネットワークづくりを推進します。

●各地域包括支援センターの連携

●市及び各地域包括支援センターによる定例会の活用

●地域包括支援センター運営協議会（佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会）の協力

●各種ケース会議等の活用など

(3) 各種団体、組織、企業等との連携強化によるサービスの総合的提供

福祉の向上を図るため、自治会・町内会・区及び自治会・町内会等連合協議会をはじめ、新たな地域コミュニティの形態として小学校区を基準として設置された地域まちづくり協議会との連携を密にし、地域の様々な問題・課題などの解決に向けて取り組んでいく必要があります。

また、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア（団体）、NPO法人、社会福祉法人、（地区）社会福祉協議会、社会福祉従事者、福祉関連民間事業所、医療機関などの個人・団体・組織との連携を強め、保健・福祉・医療・介護の各種サービスを総合的に提供していく必要があります。

- 自治会・町内会・区、自治会・町内会等連合協議会及び地域まちづくり協議会との連携
- 佐倉市民生委員・児童委員協議会との連携
- ボランティア（団体）、NPO法人、社会福祉法人との連携
- 社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会との連携
- 社会福祉従事者、福祉関連民間事業所、医療機関との連携など

2. ボランティア活動の促進・支援

【基本方針】

佐倉市におけるボランティア活動は活発で、多くのグループがさまざまな活動を行っており、福祉・介護を支える力になっています。

今後も、各種ボランティア活動の支援施策の充実に努めます。

【主な施策・サービス】

(1) ボランティア（団体）、NPO法人等の自主的活動に対する支援

ボランティア（団体）の育成と福祉の向上を図るため、社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会が行うボランティア（団体）の育成を支援します。

また、ボランティア（団体）の人材育成機能の充実に努め、新たな市民参加を促すボランティア活動に関する情報提供とPRに努めます。

●社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会〔佐倉市ボランティアセンター〕への協力・支援

●社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会〔佐倉市ボランティアセンター〕との連携など

(2) 行政への協力活動を行うボランティア活動等の支援

佐倉市民生委員・児童委員の活動を支援するとともに自治会等のコミュニティ活動と各種団体のボランティア活動への協力・支援を推進します。

●佐倉市民生委員・児童委員協議会への協力・支援

●自治会等が行うコミュニティ活動への協力・支援

●行政への協力活動を行う各種ボランティア団体への協力・支援など

(3) 高齢者の社会参加に対する支援

高齢者がボランティア活動を通して積極的な社会参加ができるように、社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会、既存のボランティアグループ、関係機関等との連携を図りながら、今後も継続的に助成等の支援を図ります。

●社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会〔佐倉市ボランティアセンター〕への協力・支援

●社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会〔佐倉市ボランティアセンター〕との連携など

●佐倉市ボランティアセンターの主な活動内容

地域福祉活動の推進やボランティアによる一人ひとりの生き方に寄り添う支援の展開、住民のボランティア・市民活動への参加を促進し、すべての人が対等に参加できる社会を目指します。支援を希望する相談には、ボランティアの基本を大切に、民生委員・児童委員や関係機関等と連携し、近隣住民との関係づくりの支援を行います。

ボランティアの登録		
年 度	団体登録数（登録会員計）	個人ボランティア登録者数
平成18年度	104 団体（3,391 名）	106 名
平成19年度	102 団体（3,004 名）	142 名
平成20年度	101 団体（2,975 名）	148 名
平成21年度	101 団体（2,743 名）	142 名
平成22年度	102 団体（2,856 名）	151 名

登録ボランティアの活動状況										
年 度	地域での活動	在宅障害者・高齢者にかかわる活動	施設での活動	子育てに関わる活動	ともに学びあう活動	環境に関する活動	趣味特技を生かした活動	その他の活動	グループ定例会	合 計
平成18年度	2,698	748	2,196	245	363	532	666	921	1,387	9,756
	16,538	4,145	7,696	1,982	1,927	2,147	2,287	3,940	11,745	52,407
平成19年度	2,408	1,051	1,911	296	240	506	277	692	1,370	8,751
	8,322	6,356	5,369	2,959	1,029	3,130	768	2,477	12,607	43,017
平成20年度	1,952	1,198	2,021	265	309	453	462	1,454	1,312	9,426
	9,258	5,652	5,348	1,121	1,621	3,082	1,520	3,716	12,423	43,741
平成21年度	3,579	1,195	2,213	339	299	449	575	677	1,252	10,578
	7,524	6,289	5,328	1,070	1,502	3,178	1,500	2,221	12,308	40,920
平成22年度	1,962	779	1,307	341	296	545	143	354	1,387	7,114
	10,737	6,377	4,919	1,367	1,797	4,812	721	2,230	18,340	51,300

上段：活動実数（人） 下段：延べ人数（人）

3. 福祉意識の高揚

【基本方針】

佐倉市では多様な方法で市民等に対する福祉意識の高揚を図ってきました。また、市職員についても福祉に関する認識を深め、より質の高い市民サービスを提供できるように研修等を実施してきました。

今後も、福祉意識の高揚のための施策を推進していきます。

【主な施策・サービス】

(1) 福祉に関する学習機会の提供

①市民カレッジ等の実施

佐倉市民カレッジなど生涯学習の場である公民館活動等で、福祉に関する学習機会を提供します。

②小中学生を中心とした福祉に関する学習活動の実施

福祉推進校をはじめとする市内小・中学校において、福祉施設等での交流や各種地域行事への参加、介護体験活動を通して、福祉に関する学習活動を実施します。

(2) 啓発活動の実施

①福祉・介護に関する各種講演会等の実施

研究者や実務担当者など、福祉・介護の専門家による講演会等を開催し、福祉・介護に関する市民意識を高めるとともに、さまざまな知識を習得する機会を提供します。

福祉・介護に関する講演会等の実績		
年 度	実施回数	延べ参加者数
平成 18 年度	1 回	88 人
平成 19 年度	1 回	82 人
平成 20 年度	2 回	301 人
平成 21 年度	新型インフルエンザ流行により中止	
平成 22 年度	3 回	763 人

②市民への啓発活動

市の広報紙「こうほう佐倉」やホームページ、ケーブルテレビ等の広報番組、公民館だより等への掲載、生涯学習活動における展示・発表等を活用し、市民に対する福祉意識の啓発活動を推進します。

◆平成 18～22 年度共通実績

- ア. 広報紙「こうほう佐倉」による普及・啓発
- イ. 各種チラシ、リーフレットによる普及・啓発
- ウ. 市のホームページによる普及・啓発
- エ. ケーブルテレビによる広報番組の活用

(3) 敬老事業の推進

①敬老会の実施

市では、毎年、市内在住の75歳以上の高齢者を対象に、各小中学校の体育館などを会場として敬老会を開催し、高齢者に対する敬愛の念を込めて、地域住民とともに地域ぐるみの福祉を推進する行事〔会食、演芸会等〕や記念品贈呈などの事業を実施しています。

◆敬老会実績				
年 度	対象者数 〔75歳以上〕	参加者数	参加率 〔参加者数/対象者数〕	贈呈記念品
平成18年度	12,257人	3,517人	28.7%	バスタオル、まごの手セット
平成19年度	12,952人	4,084人	31.5%	タオルセット
平成20年度	13,727人	4,546人	33.1%	スポーツタオル
平成21年度	14,429人	新型インフルエンザの流行により中止。記念品のみ贈呈。		タオルセット
平成22年度	15,480人	4,795人	31.0%	梅干しと献上茶

②敬老祝金の贈呈

市では、毎年、当該年度内に満80歳、満88歳、満99歳及び満100歳以上の年齢に達する高齢者に対し、長年にわたり社会に尽くしてきた高齢者の長寿を祝うとともに、敬老思想の高揚を図ることを目的とする敬老祝金を贈呈しています。

◆敬老祝金贈呈事業実績				
年度/内訳	贈呈対象者数			
	祝80歳 〔贈呈金額1万円〕	祝88歳 〔贈呈金額3万円〕	祝99歳 〔贈呈金額5万円〕	祝100歳以上 〔贈呈金額10万円〕
平成18年度	913人	347人	28人	32人
平成19年度	943人	379人	20人	47人
平成20年度	1,004人	409人	22人	46人
平成21年度	979人	439人	28人	48人
平成22年度	1,071人	438人	36人	50人

4. 市民参加の推進

【基本方針】

社会福祉は、「自助」「互助」「共助」「公助」のバランス関係が大切です。多様化する市民のニーズに対応するには、市民参加による支援と協力をいただきながら、さまざまなサービスに取り組んでいくことも必要です。

今後も、市民が福祉活動に参加しやすい方策を講じます。

【主な施策・サービス】

佐倉市では、平成18年9月に「佐倉市市民協働の推進に関する条例」を制定し、平成19年1月に施行いたしました。

この条例では、福祉や介護の分野においても、市民と共につくるまちづくりを推進していくものとしています。

(1) 市民参加の体制づくり

ボランティアなどの社会活動が継続され、誰もが関わりや参加の機会を得られるように、各種の情報を発信し、市民が自主的に参加したくなるような意識の高揚を図るとともに、行政側としても市民参加を受け入れるための仕組みづくりを進めます。

なお、福祉・介護の分野において、行政の支援をいただいている市民参加は以下のとおりです。

①介護予防リーダーの養成

地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施されるように、その役割を担う介護予防リーダーを養成します。

⇒平成22年度 登録者数=32人

②学習サポーターの養成

通所型介護予防〔認知症予防の教室〕の実施にあたり、対象者とコミュニケーションを図り、明るい学習場面づくりや、学習のサポートを行う学習サポーターを養成し、効果的な教室の運営を行います。

⇒平成22年度 登録者数=15人

③認知症予防活動支援員の養成

地域における自主的な認知症予防活動の支援をするボランティアの養成を推進します。

④認知症サポーターの養成

認知症に関する正しい知識や接し方等を学び、認知症の方とその家族を見守る応援者となる認知症サポーターの養成を推進します。

⇒平成22年度 累計数=4,332人

⑤認知症高齢者声かけ訓練の実施

市内にモデル地域を選定し、地域の人と協力し認知症高齢者等への徘徊搜索模擬訓練を実施することにより、地域での見守り支援体制の構築と、搜索のためのSOSネットワークが有効に機能しているかの検証を行います。

⑥介護相談員の協力

介護保険サービスに関する利用者・事業者間のトラブルを未然に防ぐほか、サービスの質の向上・平等化を図ることを目的として、介護保険施設などへ「介護相談員」を派遣しています。

介護相談員の派遣を受け入れている施設は、平成22年度時点で市内に40箇所あり、月に1回程度2名の相談員が訪問し、介護保険サービスの利用者が抱えている疑問や不満について、本人やその家族の相談に応じ、その後、事業者との調整などを行っています。

(2) 市民公益活動団体への支援

佐倉市では、市民や市民公益活動団体等が相互に連携・交流できる拠点である「市民公益活動サポートセンター」や市民公益活動のインターネットサイト「さくら市民公益活動情報サイト」等を通じて、市民公益活動団体等の支援を行います。

第2章 安全で快適なまちづくり

高齢者が生活しやすい都市・交通基盤・住宅等の整備

1. 高齢者が行動しやすい都市基盤の整備

【基本方針】

高齢者がまちを歩いたり、施設を利用したりする際に、階段、段差、自動車・自転車の通行等、危険な場所や障害となる場所、不都合な場所が多くあります。

佐倉市では、高齢者が安心・安全に行動できるまちづくりを推進していますが、市民、民間事業者等との連携を強化して、今後もさらに計画的な「福祉のまちづくり」を推進します。

【主な施策・サービス】

(1) 福祉のまちづくりの推進

「千葉県福祉のまちづくり条例」との調整を図りながら、公共施設のバリアフリー化、安全で快適な歩行環境整備など各種事業の推進を図ります。

(2) 高齢者が安心して利用できる交通基盤の整備

① 高齢者や障害者に配慮した道路整備

高齢者が快適に行動できるように、道路沿いの土地所有者や居住者等の理解と協力を得ながら、市街地における歩道の整備、視覚障害者用誘導ブロックの整備、車いすに対応した歩道幅員確保や勾配と段差の解消を進めます。また、主要な道路における電線類の地中化等による電柱などの障害物の排除、坂道や階段における手すりの設置、休憩用スペースの確保等、高齢者の負担を軽減するための整備を進めます。

② 公共交通機関の整備

高齢者の社会参加を促進するため、高齢者をはじめ市民の基礎的な交通機関である路線バスについては、低床バス（ノンステップバス）等の購入助成、生活交通路線の確保に資する助成などを行うほか、佐倉市循環バスの運行維持に努めます。

また、公共交通機関の存続が懸念される地域などについては、その存続について必要な支援等を実施するとともに日常生活に必要な交通手段の確保について検討します。鉄道駅では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー新法）の対象駅〔1日の乗降客数が3,000人を超える駅〕のエレベーターまたはエスカレーター及び車いす対応トイレの設置について、おおむね完了しています。未整備部分については、対象駅の利用状況等を踏まえつつ、今後も整備を推進するため、関係機関と協議します。

(3) 高齢者が安心して活動できる公共公益施設等の整備

①公共公益施設整備におけるユニバーサルデザイン化の推進

高齢者の社会参加を促進するために、公共施設などの整備においては、高齢者が円滑に利用できる施設づくりを行います。

また、公共公益施設について、「バリアフリー新法」や「千葉県福祉のまちづくり条例」に該当するものについては、高齢者・障害者等が円滑に利用できる施設整備をするよう要請します。

②開発行為、商業施設等の整備におけるユニバーサルデザイン化の推進

「バリアフリー新法」や「千葉県福祉のまちづくり条例」に該当するものについては、事前協議の段階で、高齢者・障害者等が円滑に利用できる施設整備をするよう要請します。

(4) 交通安全の推進

①交通安全施設の整備

高齢者が安心して歩行できる空間づくりを目指し、信号機や標識などの交通安全施設の整備について、関係機関に要請します。

②交通安全教育の充実

市民に対する交通マナー教育や啓発活動を進めるとともに、高齢者に対しても自らの安全を守るよう啓発資料等を配布して安全対策を呼びかけます。

また、市街地で高齢者が安心して移動できるように、高齢者に配慮した自転車・自動車の走行や、駐輪・駐車に関する啓発活動を行います。

※バリアフリー新法とは…平成18年に制定。平成6年に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）、平成12年に制定された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）を統合するとともに、施策の拡充を図り、新たに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」として制定されたものです。

(5) 移動が困難な高齢者や障害者等に対する移動手段の確保と情報提供

社会福祉協議会等の移動サービス、タクシー会社やNPO等の福祉タクシーによる外出支援サービス等の内容を分かりやすく紹介します。

また、IT活用等による生活不便解消の促進手段を利用して、買い物弱者対策やNPOによる移動販売、宅配サービス等の新しい仕組みづくりを研究・検討するとともに情報提供を行います。

2. 高齢者が生活しやすい住宅の整備

【基本方針】

一般の住宅には高齢者が生活するうえで、また、要援護者を介護するうえで、危険な箇所や不便な箇所が少なくありません。

佐倉市では市民の住宅改修に関する相談窓口の設置や増改築に対する助成等を行ってきました。今後も、介護保険による住宅改修への給付を実施することにより、高齢者が安心・安全で快適に生活することができる住宅づくりに努めます。

【主な施策・サービス】

(1) 高齢者が生活しやすい公営住宅の供給

市営住宅における高齢者の入居に配慮します。また、将来、市営住宅について建設・建て替えの必要性が生じた際には、高齢者等が生活しやすい構造・設備等を導入するなど、高齢者の円滑な利用に配慮した住宅づくりを進めます。

(2) 高齢者に配慮したまちづくり・住宅づくりの誘導

「バリアフリー新法」や「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者等に配慮したまちづくり・住宅づくりを推進するよう、事業者〔開発事業者・建築主等〕に対して要請・指導を行います。また、高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備も必要であることから、高齢者住まい法に位置づけられた、サービス付き高齢者向け住宅の整備に努めます。

なお、佐倉市都市マスタープランでは、歩いて暮らせるまちを目指すものとし、駅前商業地は、商業集積に加え、高齢者等の生活様式に応じた居住地の選択肢を確保するための共同住宅や企業・NPO等が運営する公益施設等の誘導を図るとしています。

そのため、サービス付き高齢者向け住宅等は、入居者である高齢者が長期間にわたって生活する場であることから、買物や通院等に不便が生じないよう配慮した考え方に基づく立地とします。

(3) 高齢者の住まいに関する増改築に対する支援

高齢者等と同居または同居を予定しているかたが、高齢者等の専用居室等を増改築または改造するための資金融資を、社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会から受けた場合に、「佐倉市高齢者及び重度障害者居室等増改築、改造資金利子補給金交付事業」として利子補給金を交付し、経済的負担の軽減に努めます。また、要支援・要介護の認定を受けているかたには、介護保険サービスによる住宅改修費の支給を行います。

(4) 高齢者の住まいに関する情報提供、相談活動

市民のライフステージに応じた住み替えや増改築等に関して、情報提供や相談への対応を行います。

佐倉市住宅相談協議会と連携して住宅の増改築や耐震に関する相談に対応します。

※サービス付き高齢者向け住宅とは…高齢者世帯や要介護者等の増加に対応し、高齢者が安心して生活することができる住まい・住環境の整備により、その居住の安定確保を図ることを目的としています。（関係法令：住生活基本法・高齢者の居住の安定確保に関する法律）

高齢者向け住宅の整備について		
	市街化区域	市街化調整区域
①サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅整備事業募集要領に沿った内容であれば可。	①と②を合わせて200床を目安とする。 ※①については、安否確認や生活相談サービスの他、以下の内容を組み入れることを条件とする。 （1）介護事業所又は医療・看護の各種サービスの提供者が、サービス付き高齢者向け住宅と同一の運営事業者であること。 （2）介護度が重くなった方でも、その施設で住み続けることが出来るよう配慮すること。
②介護付き有料老人ホーム（地域密着型を含む）	千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針に沿った内容であれば可。	※②については、有料老人ホームの内、一般型特定施設入居者生活介護に限る。 ◆①と②共通事項としては、日常生活をおくる上でのサービスを提供できること。（例：買い物や病院の通院に際し、介助・送迎等の対応ができること）
③②以外の有料老人ホーム（住宅型・健康型）		

①サービス付き高齢者向け住宅及び②介護付き有料老人ホーム公募予定数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①サービス付き高齢者向け住宅・②介護付き有料老人ホームの公募合計数	140床	100床	200床

第3章 楽しく生きがいのあるくらしづくり

高齢者が生きがいをもって自立した暮らしを営むために

1. 高齢者の就労機会の確保

【基本方針】

高齢者の就労は、老後の生計を安定させるとともに、社会参加による生きがいや健康の維持・増進にもつながるため、関係機関との連携を充実させ、支援策を強化していくように努めます。

【主な施策・サービス】

(1) 高齢者の就労機会の拡大

① 高齢者福祉作業所の活用

レインボープラザ佐倉〔佐倉市鎗木町〕内に設置された高齢者福祉作業所では、市内在住の60歳以上のかたを対象に、高齢者の知識と経験を活かした就労や収入などにつながる技術の習得を目的とした籐工芸、七宝工芸、刺繍、竹工芸、園芸の各種講座を開催しています。

今後も、受講後の成果を社会に還元できる方策を検討するなど、継続的に高齢者の就労機会の拡大に寄与します。

◆高齢者福祉作業所における各種講座の開催実績						
年 度	籐工芸	七宝工芸	刺繍	竹工芸	園芸	合計
平成 18 年度	30回 (278人)	30回 (330人)	34回 (427人)	38回 (607人)	38回 (644人)	170回 (2,286人)
平成 19 年度	33回 (224人)	32回 (244人)	35回 (366人)	40回 (431人)	37回 (289人)	177回 (1,554人)
平成 20 年度	35回 (52人)	36回 (277人)	36回 (184人)	43回 (274人)	43回 (193人)	193回 (980人)
平成 21 年度	35回 (235人)	29回 (168人)	35回 (320人)	39回 (141人)	43回 (328人)	181回 (1,192人)
平成 22 年度	36回 (337人)	34回 (203人)	35回 (552人)	39回 (176人)	45回 (608人)	189回 (1,876人)

②シルバー人材センターへの支援

レインボープラザ佐倉2階にある社団法人佐倉市シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく高年齢者就業援助法人です。

入会している会員に対して就業機会の提供を図り、就労による高齢者の社会参加の促進及び地域社会に貢献することを目的として設立され、会員による自主的・自立的運営を図り、協働・共助〔会員がお互いに協力し合いながら働くこと〕のもとに働くことを基本としています。

今後も、高齢者の就業機会の安定的な確保を図るため、社団法人佐倉市シルバー人材センターに対する支援を行います。

◆社団法人佐倉市シルバー人材センターにおける実績			
年 度	会員数	就業延数	受注件数
平成 18 年度	999 人	122,751 人	11,023 件
平成 19 年度	1,090 人	139,519 人	11,832 件
平成 20 年度	1,129 人	135,598 人	12,329 件
平成 21 年度	1,196 人	124,016 人	12,476 件
平成 22 年度	1,195 人	120,156 人	12,590 件

●高年齢者福祉作業所及び社団法人佐倉市シルバー人材センターの位置等〔佐倉市鍋木町 198 番地 2 レインボープラザ佐倉内〕



(2) 高齢者のための就業相談

①シルバー人材センターによる就業相談

社団法人佐倉市シルバー人材センターでは、定期的〔平成 23 年現在は毎月第 2 火曜日の 9 時〕に、佐倉市内に在住のおおむね 60 歳以上で就業意欲のあるかたを対象として同センターへの入会者を募集しています。

今後も、高齢者の社会参加を促すため、継続的に会員の拡充を図ります。

- 社団法人佐倉市シルバー人材センターとの連携
- 社団法人佐倉市シルバー人材センターへの協力・支援

②佐倉市地域職業相談室による就業相談等

ミレニアムセンター佐倉〔佐倉市宮前3丁目〕3階にある佐倉市地域職業相談室は、地域住民の就業の促進及び利便性を図るため、市とハローワーク成田が協力して設置運営するもので、タッチパネル方式の求人情報自己検索システムの端末機を導入し、職業相談・職業紹介を実施しています。

今後も、継続的に高齢者の就業相談等を実施し、高齢者の就業機会の提供に寄与します。

(3) 市のホームページによる就業に関する情報提供

市のホームページでは、就業に関する各種機関を紹介しています。

今後も、継続的に高齢者等の就労機会の確保に向けた情報提供を実施します。

※高年齢者等の雇用の安定等に関する法律とは…定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用確保の促進、高年齢者等の再就職の促進、定年退職者その他の高年齢退職者に対する就業機会の確保等の措置を総合的に講じ、高年齢者等の職業安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする法律です。なお、この法律による高年齢者とは、45歳以上の求職者及び55歳以上の高年齢者全般を対象としています。

2. 高齢者の社会参加の促進

【基本方針】

佐倉市では高齢者の社会参加の観点から、高齢者クラブ活動への支援をしています。今後も、高齢者が増加していく中で、高齢者クラブ活動をはじめとする各種高齢者ボランティア活動への参加を奨励します。

【主な施策・サービス】

(1) 高齢者クラブ活動の支援

佐倉市の高齢者クラブは、市内在住のおおむね60歳以上の会員で構成され、さまざまな社会貢献活動を通じて生きがいを高めるとともに、会員相互の健康の維持・増進、地域社会活動への参加・貢献などを自主的に実施している団体です。

また、組織は、町内会ごとなどに地域で結成されている個々のクラブによる「単位クラブ」を基本とし、この各単位クラブを総括的に充実・強化、相互連絡、育成・指導などを行う「佐倉市高齢者クラブ連合会」により成り立っています。

今後も、各種広報活動や文化活動・スポーツイベントなどを通じて、高齢者クラブへの加入を呼びかけるとともに、地域社会との協働等による高齢者クラブの各種活動を支援します。

●高齢者クラブの主な活動内容

①健康づくり活動と会員相互の親睦・交流の促進

- ・各種スポーツ大会〔ボウリング、グラウンドゴルフ、軽スポーツなど〕、運動会、体力測定、芸能大会、作品〔書道、絵画、手工芸、写真〕展示会、レクリエーション活動など

②地域社会活動への参加と促進

- ・次世代を担う子供たちとのふれあい事業の開催、社会奉仕活動及び友愛訪問の実施など

③交通事故防止・防犯活動等の啓発

- ・交通安全指導體制の強化と事故防止の徹底、交通事故等防止活動や防犯に関する啓発活動の実施など

④新規会員の加入促進と組織の充実

- ・広報紙の発行〔「市高連さくら」の発行、「こうほう佐倉」の活用〕、研修の充実、女性部組織の充実と単位クラブ後継者の育成など

◆佐倉市高齢者クラブの単位クラブ数と会員数の推移					
年 度	60歳以上人口	単位クラブ数	会員数	うち75歳未満	うち75歳以上
平成18年度	46,263人	80	3,472人	1,511人	1,961人
平成19年度	49,112人	73	3,171人	1,371人	1,800人
平成20年度	51,943人	63	2,776人	1,219人	1,557人
平成21年度	54,574人	67	2,992人	1,328人	1,664人
平成22年度	56,480人	65	2,966人	1,331人	1,635人

(2) 高齢者の経験や知識の活用

①生涯学習活動等における高齢者の経験・知識の活用

小中学校公開講座や公民館活動等で、高齢者の経験や知識を活用する事業を推進します。

②学校教育における高齢者の経験・知識の活用

戦争体験談、農業の体験学習、伝承遊び、郷土の祭りなど、高齢者の体験や代々培われてきた暮らしの知恵などを次世代に伝えていく活動を推進します。

3. 高齢者の学習活動の推進

【基本方針】

高齢者が参加可能な学習活動等〔公民館活動、学校・教育機関による公開講座、保健・福祉施設における実践型の学習活動等〕を推進します。

【主な施策・サービス】

(1) 公民館活動における生涯学習等の推進

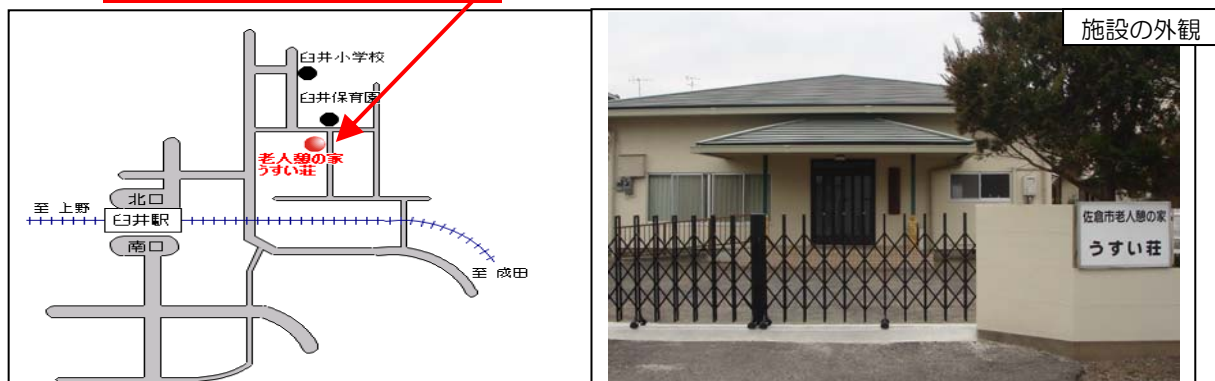
公民館活動において、高齢者が参加しやすく、魅力ある学習を高齢者自らが企画・運営していく生涯学習活動を推進します。また、その中で、世代間交流を図るとともに、習得した知識を生活や地域等へ還元できる各種講座についても推進します。

(2) 保健・福祉施設における実践型学習活動等の推進

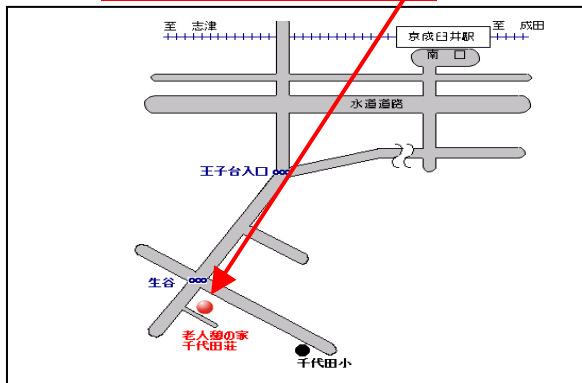
健康管理センター〔佐倉市江原台2丁目〕、西部保健福祉センター〔佐倉市中志津2丁目〕、南部保健福祉センター〔佐倉市大篠塚〕、老人福祉センター〔佐倉市大篠塚〕、老人憩の家（うすい荘〔佐倉市臼井田〕、千代田荘〔佐倉市生谷〕、志津荘〔佐倉市中志津4丁目〕）などの保健・福祉施設において、知識や技能の習得、趣味や創作活動など、高齢者のニーズを踏まえた実践型学習活動等を推進します。

年 度	うすい荘		千代田荘		志津荘	
	利用件数	延べ利用者数 〔うち60歳以上〕	利用件数	延べ利用者数 〔うち60歳以上〕	利用件数	延べ利用者数 〔うち60歳以上〕
平成18年度	171件	3,191人 〔2,623人〕	189件	3,469人 〔1,229人〕	617件	9,810人 〔9,154人〕
平成19年度	372件	5,883人 〔4,628人〕	273件	4,549人 〔2,078人〕	715件	10,659人 〔10,069人〕
平成20年度	438件	6,533人 〔5,025人〕	253件	4,498人 〔2,010人〕	842件	11,821人 〔11,156人〕
平成21年度	530件	7,480人 〔6,024人〕	270件	4,571人 〔2,551人〕	818件	11,929人 〔11,071人〕
平成22年度	582件	7,096人 〔6,140人〕	281件	5,156人 〔2,829人〕	1,064件	13,981人 〔13,119人〕

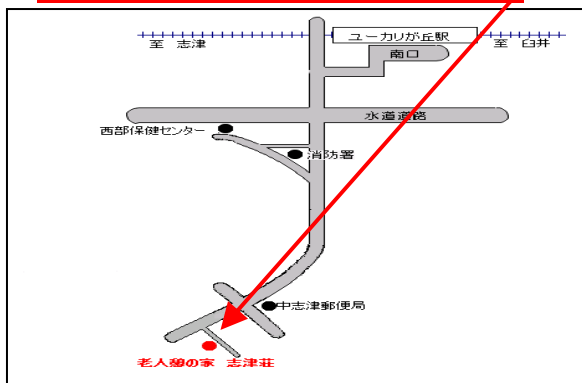
●佐倉市老人憩の家うすい荘の位置等 〔佐倉市臼井田 2342 番地 1〕



●佐倉市老人憩の家千代田荘の位置等
〔佐倉市生谷 1306 番地〕



●佐倉市老人憩の家志津荘の位置等
〔佐倉市中志津 4 丁目 22 番 16 号〕



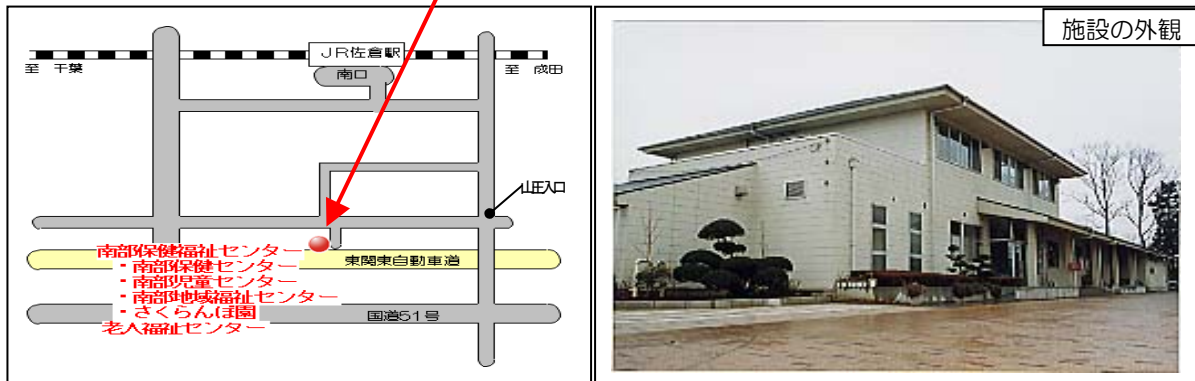
◆佐倉市老人福祉センターにおける教養教室の開催実績

教室名	延べ生徒数				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
手芸教室	92人	102人	161人	131人	40人
七宝焼き教室	182人	173人	183人	168人	157人
カラオケ教室	833人	867人	952人	963人	959人
踊り教室	763人	736人	624人	610人	657人
劇団教室	589人	595人	511人	443人	339人
民謡教室	267人	273人	297人	332人	294人
尺八教室	152人	149人	144人	135人	115人
大正琴教室	291人	295人	265人	267人	280人
書道教室	298人	339人	375人	338人	274人
合計	3,467人	3,529人	3,512人	3,387人	3,115人

※老人福祉センターは、高齢者の憩いの場として、昭和57年5月にオープンしました。センター内には舞台付147畳敷の大広間をはじめ、教養娯楽室、浴室、機能回復訓練室等が設置されています。

・ご利用いただけるかた：60歳以上の市民とその団体〔15名以上〕

●佐倉市老人福祉センターの位置等
〔佐倉市大篠塚 1587 番地〕



(3) 教育機関による多様な学習機会の提供

大学公開講座、高校公開講座、小中学校公開講座等、多様な学習機会を提供します。

(4) 市政理解のための各種「出前講座」の実施

佐倉市では、地域などからの要請に応じて、担当部署の職員が地域に出向き、市政の内容を紹介する各種「出前講座」を実施しています。今後も、市政をよりよく理解してもらうための活動を積極的に実施します。

4. 高齢者を主体とした世代間交流の推進

【基本方針】

高齢者の経験・知識を学校教育や地域活動の中で生かす機会や場を創出し、今後も継続して世代間交流が活発化するような各種事業を推進します。

【主な施策・サービス】

(1) 学校教育における高齢者の経験・知識の活用〔再掲〕

戦争体験談、農業の体験学習、伝承遊び、郷土の祭りなど、高齢者の体験や代々培われてきた暮らしの知恵などを次世代に伝えていく活動を推進します。

(2) 世代間交流を深めるふれあいの場づくり

①各施設における世代間交流の推進

児童センター、老幼の館、保育園などにおいて、地域コミュニティ活動の場を提供し、遊びや各種行事を通じて、子どもとその保護者等と高齢者が場をともにすることで、ふれあいと交流を深める活動を活発化させます。

②敬老会を通じた世代間交流の推進〔再掲〕

市では、毎年、市内在住の75歳以上の高齢者を対象に各小中学校の体育館などを会場として敬老会を開催し、地域住民とともに地域ぐるみの福祉を推進する行事〔会食、演芸会等〕や記念品贈呈などの事業を実施しています。

第4章 元気いっぱい いきいき健康づくり

高齢者の健康を維持・増進するための介護予防等の推進

1. 介護予防〔地域支援事業〕の推進

【基本方針】

「健康な65歳」から「活動的な85歳」を目指して、できる限り要介護状態にならないための予防の取り組みを推進することが必要です。介護予防に資する取り組みを継続的に実施することは、高齢者が介護・支援を要する状態になることを未然に防ぐための有効な手段の1つであるといえます。また、介護予防は、介護保険制度の効率的な運用を図るためにも、重要な施策となります。そのため、今後も、高齢者の生活機能の維持・向上を図るために、主に活動的な状態にある高齢者を対象とした「一次予防」、要支援（要介護）状態になるおそれの高い高齢者【二次予防事業の対象者】を対象とした「二次予防」に重点を置いた施策を推進します。

【主な施策・サービス】

（1）介護予防の普及啓発

介護予防の普及啓発活動を積極的に実施します。

①高齢者等を対象とした介護予防に関する知識の普及啓発

高齢者クラブ、自治会、サークルなど各種団体を対象に、介護予防に関するリーフレットの配布や出前講座などを実施して、普及啓発活動を推進します。

また、敬老会の開催時など、高齢者が対象となる各種イベント時においても、更なる介護予防の普及啓発を図るため、積極的な広報活動を実施します。

◆介護予防普及啓発事業実績		
年 度	実施回数	延べ参加者数
平成18年度	52回	1,768人
平成19年度	69回	2,816人
平成20年度	79回	3,913人
平成21年度	69回	1,700人
平成22年度	62回	2,529人

②地域介護予防活動支援

介護予防に関する取り組みが広く実施されるよう、地域における自主的な介護予防活動を行う人材の育成、支援を実施します。

◆地域介護予防活動支援事業実績		
年 度	実施回数	延べ参加者数
平成 18 年度	44 回	1,522 人
平成 19 年度	28 回	637 人
平成 20 年度	6 回	87 人
平成 21 年度	11 回	192 人
平成 22 年度	10 回	220 人

③佐倉市としとらん塾（一般高齢者向け介護予防教室）の推進

市内にある5箇所の地域包括支援センターにおいて、一般高齢者を対象に、介護予防に関する知識の普及啓発を図るため、介護予防に関する基礎的な学習や体操等を推進します。

◆佐倉市としとらん塾実績		
年 度	実施回数	延べ参加者数
平成 18 年度	37 回	399 人
平成 19 年度	44 回	541 人
平成 20 年度	44 回	734 人
平成 21 年度	46 回	705 人
平成 22 年度	59 回	842 人

（2）地域と一体となった介護予防の推進

①介護予防リーダーの養成〔再掲〕

今後も、地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施されるように、その役割を担う介護予防リーダーの養成を推進します。

年 度	介護予防リーダー登録者数
平成 18 年度	21 人
平成 19 年度	33 人
平成 20 年度	32 人
平成 21 年度	30 人
平成 22 年度	32 人

②学習サポーターの養成〔再掲〕

通所型介護予防〔認知症予防の教室〕の実施にあたり、対象者とコミュニケーションを図り、明るい学習場面づくりや、効果的な教室の運営を行うために、今後も、学習のサポートを行う学習サポーターの養成を推進します。

年 度	学習サポーター登録者数
平成18年度	8人
平成19年度	14人
平成20年度	15人
平成21年度	18人
平成22年度	15人

③認知症予防活動支援員の養成〔再掲〕

地域における自主的な認知症予防活動の支援をするボランティアの養成を推進します。

(3) 二次予防事業の対象者を対象とした介護予防の推進

①二次予防事業の対象者の把握（スクリーニング）

高齢者が、要支援または要介護状態に陥ることを予防するために、65歳以上の介護保険第1号被保険者〔要支援・要介護認定者を除く。〕を対象に、日常生活に必要な機能の状態を確認するための基本チェックリストを活用して、生活機能の低下がみられるかた【二次予防事業の対象者】を把握します。

また、地域包括支援センターや民生委員・児童委員、主治医等からの情報提供を受け、早期に二次予防事業の対象者を把握できるように努めます。

※地域支援事業の実施要綱改正により、平成23年度から「特定高齢者」は「二次予防事業の対象者」と改められ、把握方法も「生活機能評価」から「基本チェックリスト」のみの実施に変わりました。

◆二次予防事業の対象者の把握状況					
年 度	65歳以上人口(A) (要介護認定者等を除く)	生活機能評価の 受診者(B)	診療情報提供書 による把握(C)	二次予防事業の対象 者(E)	介護予防事業 参加者(F)
		(B) / (A)	(C) / (A)	(E) / (A)	(F) / (A)
平成18年度	27,832人	2,864人 10.29%	3人 0.01%	31人 0.11%	8人 0.03%
平成19年度	29,628人	3,714人 12.54%	16人 0.05%	297人 1.00%	33人 0.11%
平成20年度	31,703人	6,324人 19.95%	/	618人 1.95%	38人 0.12%
平成21年度	33,256人	6,674人 20.07%		579人 1.74%	42人 0.13%
平成22年度	34,077人	7,604人 22.31%		838人 2.46%	82人 0.24%

*診療情報提供書による把握方法は、地域支援事業実施要綱の改正により平成19年度で終了しています。

②通所型介護予防（各種介護予防教室）の推進

二次予防事業の対象者等に対し、運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上・認知症予防などに関する各種介護予防教室への参加を促し、個々の状態にあった各種プログラムを提供することにより、生活機能の維持・向上を図ります。

◆通所型介護予防事業実績						
分類	平成18年度			平成19年度		
	実施回数	実参加者数	延べ参加者数	実施回数	実参加者数	延べ参加者数
運動器の機能向上	19回	15人	138人	27回	38人	291人
栄養改善	13回	11人	41人	28回	20人	130人
口腔機能の向上	12回	6人	34人	27回	18人	137人
認知症予防	19回	20人	284人	42回	34人	539人
介護予防全般	8回	18人	78人	2回	22人	22人
合計	71回	70人	575人	126回	132人	1,119人
分類	平成20年度			平成21年度		
	実施回数	実参加者数	延べ参加者数	実施回数	実参加者数	延べ参加者数
運動器の機能向上	20回	28人	226人	18回	38人	279人
栄養改善	20回	10人	92人	18回	9人	72人
口腔機能の向上	20回	18人	155人	18回	24人	189人
認知症予防	42回	49人	743人	41回	51人	773人
介護予防全般	6回	41人	101人	8回	27人	115人
合計	108回	146人	1,317人	103回	149人	1,428人
分類	平成22年度					
	実施回数	実参加者数	延べ参加者数			
運動器の機能向上	20回	65人	347人			
栄養改善	18回	11人	80人			
口腔機能の向上	18回	18人	126人			
認知症予防	41回	49人	732人			
介護予防全般	0回	0人	0人			
合計	97回	143人	1,285人			

③訪問型介護予防の推進

通所型形態による教室参加が困難な二次予防事業の対象者について、保健師等が居宅を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握し、適切な相談、指導等の実施に努めます。

◆訪問型介護予防事業実績		
年 度	実施回数	実参加者数
平成18年度	2回	1人
平成19年度	9回	8人
平成20年度	3回	3人
平成21年度	21回	1人
平成22年度	2回	1人

2. いきいき健康づくり

【基本方針】

高齢者単身世帯と高齢者のみの世帯は年々増加しており、今後も増加が見込まれることから、健康維持などを目的としたサービス等を提供し、住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと健康に安心した生活を送ることができるよう支援します。

【主な施策・サービス】

(1) 高齢者安心カード交付事業

市内に居住している60歳以上のかたを対象に、高齢者安心カードを発行しています。本人またはその家族からの申請に基づき、名刺サイズのカードに氏名、住所、緊急連絡先、かかりつけの医療機関などが記載された高齢者安心カードを交付します。

◆高齢者安心カード交付実績	
年 度	高齢者安心カード発行枚数
平成18年度	48枚
平成19年度	37枚
平成20年度	24枚
平成21年度	29枚
平成22年度	13枚

(2) はり、きゆう、マッサージ等利用支援

市内に居住している60歳以上のかたや身体障害者手帳等を所持している18歳以上のはり、きゆう、マッサージ等の施術を受けるかたを対象に、「はり、きゆう、マッサージ等施設利用助成券」を交付し、費用の一部を助成し、健康の保持・増進を図っています。

◆はり、きゆう、マッサージ等利用助成実績					
年 度	申請者数			交付枚数	利用枚数
	60歳以上	障害者	合 計		
平成18年度	2,806人	278人	3,084人	62,412枚	24,857枚
平成19年度	3,039人	277人	3,316人	67,646枚	24,974枚
平成20年度	3,181人	270人	3,451人	68,496枚	26,939枚
平成21年度	3,991人	306人	4,297人	86,576枚	32,680枚
平成22年度	3,982人	312人	4,294人	87,498枚	32,765枚

第5章 安心な老後を支える仕組みづくり

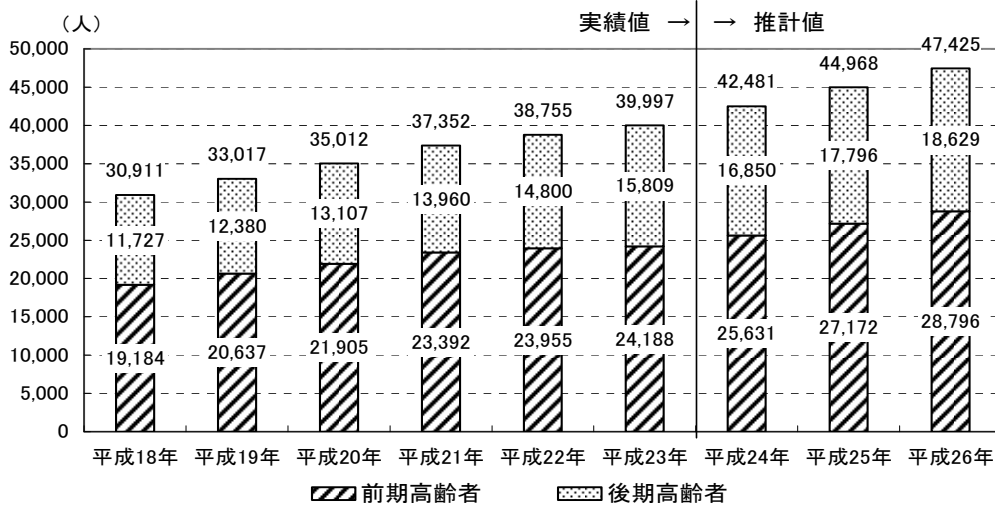
要援護高齢者等の生活を支える
介護保険事業をはじめとする各種支援

【介護保険被保険者数の推計】

佐倉市の介護保険第1号被保険者数〔65歳以上の高齢者人口〕は、今後も増加を続ける見込みです。平成18年度には30,911人だったものが、平成26年度には47,425人になると推計されます。（人口推計は、平成18年～平成22年における各年の男女別5歳階層別人口（各年9月末日）ごとの平均変化率を用いてコーホート変化率法により行いました）

※将来人口を推計する場合、コーホート要因またはコーホート変化率等を用いることが大半です。今回用いたコーホート変化率法は、現況～過去における複数の年次における男女別・年齢階層別人口データから男女別・年齢階層別の「生存率+移動率」（=変化率）を求め、将来の男女別・年齢階層別の人口を推計したものです。

図2-5-1 第1号被保険者数の推計・各年9月末時点



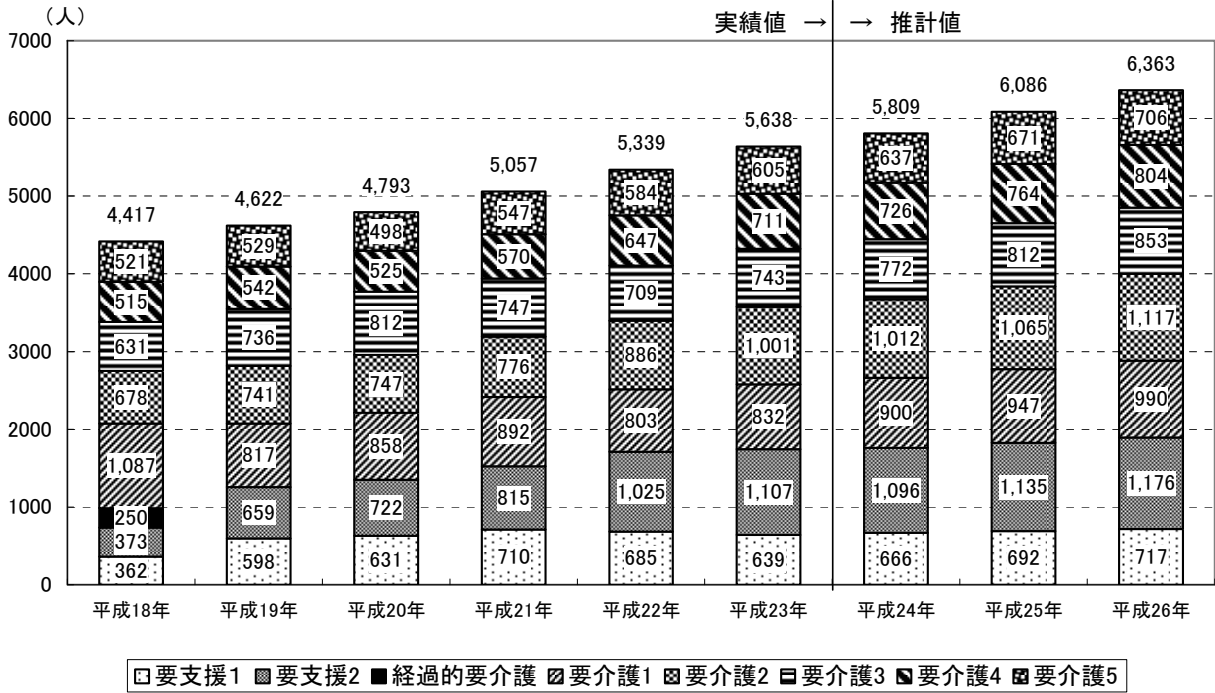
(単位:人)

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
	実績値					推計値			
総人口(A)	175,104	175,032	175,359	175,946	176,061	176,118	176,026	175,880	175,644
40歳未満	78,887	77,346	76,165	75,112	73,763	72,143	70,481	68,752	67,024
40-64歳	65,306	64,669	64,182	63,482	63,543	63,978	63,064	62,160	61,195
65-69歳	11,241	12,006	12,846	14,024	14,019	13,528	14,175	14,919	15,456
70-74歳	7,943	8,631	9,059	9,368	9,936	10,660	11,456	12,253	13,340
75-79歳	5,316	5,544	5,891	6,327	6,768	7,312	7,879	8,275	8,545
80-84歳	3,488	3,706	3,946	4,145	4,299	4,476	4,699	5,005	5,330
85-89歳	1,868	1,980	2,090	2,244	2,397	2,573	2,723	2,901	3,039
90歳以上	1,055	1,150	1,180	1,244	1,336	1,448	1,549	1,615	1,715
40歳以上	96,217	97,686	99,194	100,834	102,298	103,975	105,545	107,128	108,620
高齢者人口(B)	30,911	33,017	35,012	37,352	38,755	39,997	42,481	44,968	47,425
前期高齢者(C)	19,184	20,637	21,905	23,392	23,955	24,188	25,631	27,172	28,796
前期高齢化率(C)／(A)	11.0%	11.8%	12.5%	13.3%	13.6%	13.7%	14.6%	15.4%	16.4%
後期高齢者(D)	11,727	12,380	13,107	13,960	14,800	15,809	16,850	17,796	18,629
後期高齢化率(D)／(A)	6.7%	7.1%	7.5%	7.9%	8.4%	9.0%	9.6%	10.1%	10.6%
高齢化率(B)／(A)	17.7%	18.9%	20.0%	21.2%	22.0%	22.7%	24.1%	25.6%	27.0%

【要支援・要介護認定者数の推計】

佐倉市の介護保険第1号被保険者〔65歳以上の高齢者人口〕のうち、介護保険の要支援・要介護認定者数は、平成18年度には4,417人でした。今後も増加を続け、平成26年度には6,363人となる見込みです。

図2-5-2 要支援・要介護認定者数の推計・各年9月末時点



区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
	実績値						推計値		
要支援1	362	598	631	710	685	639	666	692	717
要支援2	373	659	722	815	1,025	1,107	1,096	1,135	1,176
経過の介護	250	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護1	1,087	817	858	892	803	832	900	947	990
要介護2	678	741	747	776	886	1,001	1,012	1,065	1,117
要介護3	631	736	812	747	709	743	772	812	853
要介護4	515	542	525	570	647	711	726	764	804
要介護5	521	529	498	547	584	605	637	671	706
合計	4,417	4,622	4,793	5,057	5,339	5,638	5,809	6,086	6,363

1. 介護保険サービスの推進

【基本方針】

介護保険事業において必要となるサービス量を事業計画に基づき確保してまいります。特定施設入居者生活介護や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）などの居住系サービス、「地域密着型サービス」については、必要量を見極め、限られた財源の中での計画的な介護拠点整備を目指します。また、24時間対応による在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設や在宅サービスの強化など、介護保険サービスの質の向上等に努め、介護保険事業全体のバランスを考慮したうえで内容の充実に努めます。

【主な施策・サービス】

（1）居宅サービス

居宅サービスは、これまでの給付実績をもとに、今後の高齢者人口、要支援・要介護認定者の推計を踏まえて、サービス利用見込量を算出しました。

- ①訪問介護（ホームヘルプ）
- ②訪問入浴介護
- ③訪問看護
- ④訪問リハビリテーション
- ⑤居宅療養管理指導
- ⑥通所介護（デイサービス）
- ⑦通所リハビリテーション（デイケア）
- ⑧短期入所生活介護（ショートステイ）
- ⑨短期入所療養介護（医療型ショートステイ）
- ⑩特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）
- ⑪福祉用具貸与
- ⑫特定福祉用具販売〔福祉用具購入費の支給〕
- ⑬住宅改修〔居宅介護住宅改修費の支給〕
- ⑭居宅介護支援

（2）施設サービス

施設サービスについては、被保険者数や要支援・要介護認定者数、入所希望者数等をもとに、給付費・見込量を算出しました。

- ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ②介護老人保健施設
- ③介護療養型医療施設

(3) 地域密着型サービス

地域密着型サービスについて、第4期計画の実績では見込みほど供給量が伸びなかったサービスが多くなっていますが、潜在的なニーズや事業者の新規参入促進により供給量が増えることを見込んで、給付費・見込量を算出しました。

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護〔新規〕
- ②夜間対応型訪問介護
- ③認知症対応型通所介護
- ④小規模多機能型居宅介護
- ⑤認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
- ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護
- ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑧複合型サービス〔新規〕

※①定期巡回・随時対応型訪問介護看護：重度要介護高齢者の在宅生活を支えるために、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービス

※⑧複合型サービス：小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する複合型サービス

(4) 第4期計画までの施設整備達成状況

	第3期計画終了時点 (平成20年度末)	第4期計画(平成21年度～平成23年度)	
		計画数	整備結果
施設サービス			
①介護老人福祉施設	6施設(430床)	1施設(100床)	2施設(200床)
②介護老人保健施設	4施設(376床)	0施設	0施設
③介護療養型医療施設	1施設(50床)	0施設	0施設(-14床)
地域密着型サービス			
①定期巡回・随時対応型 訪問介護看護			
②夜間対応型訪問介護	1箇所(300名)	0箇所	0箇所
③認知症対応型通所介護	3箇所(34名)	5箇所(60名)	0箇所
④小規模多機能型居宅介護	1箇所(25名)	4箇所(100名)	0箇所
⑤認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	6施設(102床)	0施設	0施設(+3床)
⑥地域密着型特定施設 入居者生活介護	2施設(27床)	0施設	0施設
⑦地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護	0施設	4施設(116床)	0施設
⑧複合型サービス			

※⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、公募を行いましたが無かったため、介護老人福祉施設へ100床分を転換しました。

※③介護療養型医療施設のマイナス14床と⑤認知症対応型共同生活介護のプラス3床については、それぞれ定員の変更によるものです。

(5) 日常生活圏域別施設整備状況

平成23年12月末現在

	佐倉	志津 北部	志津 南部	臼井・ 千代田	根郷・和 田・弥富	合 計
施設サービス						
①介護老人福祉施設	3施設 230床	1施設 90床	1施設 60床		3施設 250床	8施設 630床
②介護老人保健施設	1施設 80床	1施設 96床	1施設 100床	1施設 100床		4施設 376床
③介護療養型医療施設	1施設 36床					1施設 36床
地域密着型サービス						
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護						
②夜間対応型訪問介護		1箇所 300名				1箇所 300名
③認知症対応型通所介護	1箇所 12名		1箇所 10名	1箇所 12名		3箇所 34名
④小規模多機能型居宅介護				1施設 25名		1施設 25名
⑤認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	1施設 15床	1施設 18床	1施設 18床	2施設 36床	1施設 18床	6施設 105床
⑥地域密着型特定施設 入居者生活介護	1施設 7床			1施設 20床		2施設 27床
⑦地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護						0施設 0床
⑧複合型サービス						
その他						
①介護付き有料老人ホー ム(一般型特定施設入居者 生活介護)	1施設 485床					1施設 485床
②ケアハウス			1施設 50床	1施設 60床		2施設 110床

(6) 第5期計画期間中の施設整備計画

第5期計画期間中における整備計画		平成26年度
施設サービス		
①介護老人福祉施設	1施設増設(50床)	9施設
	1施設新設(100床)	780床
②介護老人保健施設	1施設新設(100床)	5施設 476床
③介護療養型医療施設		1施設 36床
居住系サービス		
①特定施設入居者生活介護	※37ページ参照	440床(注1)
地域密着型サービス		
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1箇所	1箇所
②夜間対応型訪問介護		1箇所
③認知症対応型通所介護	2箇所(計24名)	5箇所 58名
④小規模多機能型居宅介護	4箇所(計100名)	5箇所 125名
⑤認知症対応型共同生活介護	2施設(計36床)	8施設 141床
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	※37ページ参照	27床(注1)
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5施設(計145床)	5施設 145床
⑧複合型サービス	※66ページ参照	

注1：特定施設入居者生活介護については、平成26年度末までに介護付有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、地域密着型特定施設入居者生活介護を併せて467床と見込んでおります。

<参酌標準からみた施設整備量の比較>	第4期計画	第5期計画
要介護2～5の要介護者数	3,060	3,480
施設利用者数 (施設サービス①+②+③+地域密着型サービス⑦)	1,042	1,437
介護専用居住系サービス利用者数 (地域密着型サービス⑤+⑥)	132	168(注2)
要介護2～5に対する施設・介護専用居住系サービスの利用者の割合	38.4%	46.1%

注2：平成26年度末予定の認知症対応型共同生活介護141床と平成23年12月末現在の地域密着型特定施設入居者生活介護27床を併せて168床とし、参考値として計算しております。
※平成22年6月18日の閣議決定により、37%の参酌標準が撤廃され、各自治体それぞれの需要に応じた施設供給計画をたてることが可能となりました。

(参酌標準とは、各市町村が介護保険事業計画を策定する際に、各種サービス見込み量を定めるに当たり参酌すべきものとして厚生労働大臣が示すもの)

【(1) 居宅サービス サービス別見込量】(平成21・22年度は実績、23年度以降は見込み)

①訪問介護（ホームヘルプ）

■訪問介護（ホームヘルプ）は、ホームヘルパーや介護福祉士が要介護者の居宅を訪問し、食事・入浴・排せつ等の身体介護や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等に関する相談・助言等、日常生活上の必要な世話をを行うサービスです。通院などを目的とした乗降介助（介護タクシー）も利用できます。

実績及び見込量		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
回数	年間	137,056	142,663	149,488	154,308	155,676	157,296
	1日あたり	375.5	390.9	409.6	422.8	426.5	430.9
人数	年間	9,719	9,806	9,836	9,924	10,128	10,212
	1日あたり	26.6	26.9	26.9	27.2	27.7	28.0

②訪問入浴介護

■訪問入浴介護は、要介護者の居宅を移動入浴車等で訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスです。利用者は、比較的重度の要介護者が多いのが特徴です。

実績及び見込量		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
回数	年間	5,723	6,560	6,114	5,746	5,996	5,491
	1日あたり	15.7	18.0	16.8	15.7	16.4	15.0
人数	年間	1,261	1,393	1,300	1,090	1,148	1,067
	1日あたり	3.5	3.8	3.6	3.0	3.1	2.9

③訪問看護

■訪問看護は、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、要介護者の居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。利用者は、比較的重度の要介護者が多いのが特徴です。

実績及び見込量		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
回数	年間	9,652	10,550	10,228	11,051	11,458	15,393
	1日あたり	26.4	28.9	28.0	30.3	31.4	42.2
人数	年間	1,749	1,933	1,896	2,189	2,280	3,063
	1日あたり	4.8	5.3	5.2	6.0	6.2	8.4

④訪問リハビリテーション

■訪問リハビリテーションは、病院及び介護老人保健施設の理学療法士等が、要介護者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法、その他の必要なリハビリテーションを行うサービスです。要介護者のうち、医療的〔急性期〕リハビリテーションを終えた人や、病気療養中に身体的機能の低下した人で、居宅でリハビリテーションが必要であると主治医が認めた人が対象となります。

実績及び見込量		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
回数	年間	4,046	4,777	2,380	4,738	5,218	6,128
	1日あたり	11.1	13.1	6.5	13.0	14.3	16.8
人数	年間	438	527	504	510	567	663
	1日あたり	1.2	1.4	1.4	1.4	1.6	1.8

⑤居宅療養管理指導

■居宅療養管理指導は、通院が困難な要介護者に対して、病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士が居宅を訪問し、療養上の管理や指導等を行うサービスです。

実績及び見込量		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人数	年間	4,594	5,123	5,228	5,340	5,640	5,940
	1日あたり	12.6	14.0	14.3	14.6	15.5	16.3

⑥通所介護（デイサービス）

■通所介護（デイサービス）は、要介護者が通所介護施設（デイサービスセンター）等に通い、食事、入浴、排泄等の介護や日常生活上の世話、及び機能訓練を受けるサービスです。一般的に、居宅から通所介護施設（デイサービスセンター）等への送迎がっています。

実績及び見込量		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
回数	年間	118,426	125,035	137,218	152,808	157,312	164,447
	1日あたり	324.5	342.6	375.9	418.7	431.0	450.5
人数	年間	13,042	13,623	14,492	16,200	16,680	17,448
	1日あたり	35.7	37.3	39.7	44.4	45.7	47.8

⑦通所リハビリテーション（デイケア）

■通所リハビリテーション（デイケア）は、要介護者が医師の指示に基づき、介護老人保健施設、病院、診療所などに通い、一定期間にわたり、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行うサービスです。

実績及び見込量		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
回数	年間	26,773	29,233	30,882	35,372	42,891	50,411
	1日あたり	73.4	80.1	84.6	96.9	117.5	138.1
人数	年間	3,243	3,417	3,558	4,033	4,898	5,763
	1日あたり	8.9	9.4	9.7	11.0	13.4	15.8

⑧短期入所生活介護（ショートステイ）

■短期入所生活介護（ショートステイ）は、要介護者が老人短期入所施設や介護老人福祉施設等に短期間入所し、その施設で、食事、入浴、排せつ等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。対象者は、在宅生活で心身の状態が虚弱化した場合、または家族が疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により介護ができなくなった場合、または家族介護者の身体的、精神的な負担を軽減するために休養が必要になった場合等において、一時的に居宅において日常生活を営むことに支障が生じた要介護者となります。

実績及び見込量		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日数	年間	42,544	43,665	48,762	47,396	50,201	53,005
	1日あたり	116.6	119.6	133.6	129.9	137.5	145.2
人数（年間）		4,709	4,937	5,110	5,147	5,517	5,888

⑨短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

■短期入所療養介護（医療型ショートステイ）は、要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所して、看護、医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。

実績及び見込量		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
回数	年間	4,867	4,952	4,878	5,240	5,781	6,285
	1日あたり	13.3	13.6	13.4	14.4	15.8	17.2
人数（年間）		697	726	698	732	816	894

⑩特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）

■特定施設入居者生活介護は、特定施設（有料老人ホーム等）に入居している要介護者に対して提供される食事、入浴、排泄等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話といったサービスを介護保険の給付とするものです。特定施設自体は施設となりますが、介護保険上、そこで提供される介護やリハビリサービスは、居宅サービスとして位置付けられています。

なお、特定施設入居者生活介護の対象となる施設は、指定基準に合致する施設として、都道府県知事の指定を受けた有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム〔ケアハウス〕、サービス付き高齢者向け住宅のうち、十分な居住水準を満たすものが対象となっています。

実績及び見込量	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人数（年間）	2,130	2,112	2,318	2,508	3,588	4,692

⑪福祉用具貸与

■福祉用具貸与は、要介護者に対し、日常生活の便宜を図り、機能訓練や介護者の負担軽減のための福祉用具を貸与するサービスです。貸与の対象となる用具は、※車いす、※車いす付属品（クッション、電動補助装置等）、※特殊寝台、※特殊寝台付属品（マット、サイドレール等）、※床ずれ防止用具、※体位変換器、手すり〔工事を伴わないもの〕、スロープ〔工事を伴わないもの〕、歩行器、歩行補助つえ、※認知症老人徘徊感知機器、※移動用リフト〔つり具を除く〕の12品目が指定されています。〔※印の付いている用具について、要介護1の人は、原則として貸与の対象となりません。〕

実績及び見込量	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人数（年間）	12,722	13,636	14,332	14,532	14,832	15,288

⑫特定福祉用具販売〔福祉用具購入費の支給〕

■特定福祉用具販売は、介護保険で貸与されるのが原則の福祉用具において、衛生上レンタルが困難なために購入が認められる福祉用具のことをいいます。尿器などの排泄や入浴にかかわる用具で、腰掛便座や特殊尿器、簡易浴槽、入浴補助用具、移動用リフトのつり具の部分がこれに当たります。

なお、指定福祉用具販売事業者から購入した福祉用具に対する支給額については、実際の購入費用で支給基準額（同一年度で10万円）の9割を上限としています。

実績及び見込量	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人数（年間）	300	365	422	492	496	504

⑬住宅改修〔居宅介護住宅改修費の支給〕

■住宅改修は、一般にはより住みやすく住居を改造することですが、介護保険では「居宅介護住宅改修費」として介護給付が設定されており、居宅での自立生活を支援しています。

なお、居宅介護住宅改修費の対象となるものは、(1)手すりの取り付け、(2)段差の解消、(3)滑りの防止・移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更、(4)引き戸等への扉の取り替え、(5)洋式便器等への便器の取り替え、(6)その他(1)～(5)の住宅改修に付帯して必要な住宅改修、となっており、支給額は実際の改修費の相当額で支給基準額（同一住宅で20万円）の9割を上限としています。

実績及び見込量	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人数（年間）	263	230	308	300	328	360

⑭居宅介護支援

■居宅介護支援は、居宅で介護を受けている要介護者が、介護保険の給付サービスやさまざまな医療・福祉サービスなどをスムーズに利用できるよう、本人や家族の依頼を受けて居宅サービス計画を作成したり、サービス事業者などとの連絡・調整等を行う支援のことです。また、介護保険施設へ入所を要する場合には、その紹介や手続きのお手伝いも行います。

実績及び見込量	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人数（年間）	23,456	24,081	25,300	25,472	28,768	32,064

【(2) 施設サービス サービス別見込量】(平成 21・22 年度は実績、23 年度以降は見込み)

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

■介護老人福祉施設は、寝たきりや認知症のために、日常生活において常時介護を必要とする人で、居宅での生活が困難な人に生活全般にわたって介護を行う施設です。従来から老人福祉法で特別養護老人ホームとして整備されましたが、介護保険法では、このうち都道府県知事の指定を受けたものを指定介護老人福祉施設として、保険給付の対象としています。

特別養護老人ホームは、老人福祉法上は、65 歳以上の高齢者を入所対象としていますが、介護保険法では、特定疾病により要介護状態にある 40～64 歳の第 2 号被保険者も利用できることになっています。

実績及び見込量	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人数（年間）	4,519	5,285	5,900	7,728	7,836	9,192

②介護老人保健施設

■介護老人保健施設は、慢性期医療と機能訓練によって居宅への復帰を目指す施設であり、自立支援、家庭復帰、家庭的雰囲気及び地域・家庭との結び付きが重視されます。その点で、介護老人保健施設は、介護老人福祉施設と病院の中間的な役割を担う施設といえます。

もともとは、昭和 61 年（1986 年）の老人保健法の改定で老人保健施設として制度化され、これまでは病状が安定期にあり、治療の必要が無いにもかかわらず、家庭の事情等のために入院を続けざるを得ない高齢者に対して、医療ケアと生活サービスを一体的に提供することにより、居宅復帰の促進に貢献してきました。そのため、介護保険法において、施設サービスを担う介護老人保健施設として位置付けられ、保険給付の対象となったものです。

実績及び見込量	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人数（年間）	3,988	4,024	4,022	4,188	4,236	4,908

③介護療養型医療施設

■介護療養型医療施設は、脳卒中や心臓病などの急性期の治療が終わり、病状が安定期にある要介護の高齢者のための長期療養施設です。介護療養型医療施設では、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療が行われています。

なお、介護療養型医療施設については、平成 23 年度までに老人保健施設等へ転換することとされていましたが、6 年間転換期間を延長されることとなっています。

実績及び見込量	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人数（年間）	620	554	632	588	540	480

【(3) 地域密着型サービス サービス別見込量】

(平成21・22年度は実績、23年度以降は見込み)

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、適切なアセスメントとマネジメントに基づいて、介護サービスと看護サービスが連携を図りつつ、「短時間の定期訪問」「随時対応」といった手段を適宜・適切に組み合わせ、1日複数回、「必要なタイミング」で「必要な量と内容」のケアを一体的に提供するものです。

実績及び見込量	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人数(年間)	0	0	0	0	376	564

②夜間対応型訪問介護

■夜間対応型訪問介護は、居宅の要介護者のうち、比較的、中・重度の人を対象に、ホームヘルパーが在宅利用者のニーズに応じて、夜間の定期巡回訪問と、利用者からの要請に応じて随時訪問する、24時間体制の訪問介護サービスです。随時訪問では、緊急時などに利用者が専用の端末を使ってオペレーターに通報することで、訪問介護員が訪問する仕組みになっています。

実績及び見込量	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人数(年間)	87	131	192	394	573	751

③認知症対応型通所介護

■認知症対応型通所介護は、居宅の認知症高齢者を対象に、通所介護施設(デイサービスセンター)で食事、入浴、排泄等の介護、機能訓練等を提供するサービスです。

実績及び見込量	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
回数(年間)	5,673	5,642	5,586	5,471	5,528	5,662
人数(年間)	694	676	630	601	621	644

④小規模多機能型居宅介護

■小規模多機能型居宅介護は、通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせ提供するサービスです。通所、訪問、宿泊といった複数のサービスを利用する時でも共通のスタッフが対応するため、個々の利用者に対して目が行き届くとともに、よりきめ細かなケアを受けられる利点があります。

小規模多機能居宅介護を提供する施設は、1事業所当たりの定員が25名以下、1日当たりの定員が通所の場合15名程度、宿泊の場合9名程度と定められています。

実績及び見込量	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人数(年間)	243	284	292	300	396	489

⑤認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

■認知症対応型共同生活介護は、認知症の高齢者が、グループホームと呼ばれる施設で少人数による家庭的な共同生活をしながら食事、入浴、排泄等の介護、機能訓練等のサービスが受けられる施設です。入居対象は、一般に認知症の状態にある65歳以上の要介護者です。

ほかの利用者との共同生活を営むことに支障がないことなどの条件があります。

実績及び見込量	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人数（年間）	1,323	1,314	1,284	1,320	1,634	1,752

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

■地域密着型特定施設入居者生活介護は、入所定員が30人未満の小規模な介護専用型特定施設をいいます。特定施設入居者生活介護の指定を受けた小規模な有料老人ホームや軽費老人ホームなどが該当します。

実績及び見込量	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人数（年間）	237	279	260	284	303	323

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、要介護者を対象に、定員30人未満の小規模な特別養護老人ホームで、入浴、排泄、食事などの介護、機能訓練、健康管理などの支援を行うサービスです。

実績及び見込量	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人数（年間）	0	0	0	0	0	1,740

⑧複合型サービス

■複合型サービスは、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを複合的に組み合わせ提供するサービスです。（現在国から示されているのは、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組み合わせです。）

1つの事業所からサービスが組み合わせられ提供されるため、サービス間の調整が行ないやすく、柔軟なサービス提供が可能で、医療ニーズの高い要介護者への支援を充実することが可能となります。

なお、複合型サービスの整備は見込んでおりませんが、複合型サービスが小規模多機能型居宅介護を内包したサービスであることから、整備意向があった場合には、小規模多機能型居宅介護の整備と整合性を図ったうえで、整備を認めます。

2. 介護予防の推進

【基本方針】

介護保険は制度開始以降、利用者が増加しています。今後、さらなる高齢化が見込まれる中において、介護保険の利用者が増加した場合、介護保険制度が維持できなくなる可能性も指摘されています。

それを防ぐために、要支援（要介護）状態になる恐れの高い高齢者に対して、できる限り要介護状態にならないための予防の取り組みを推進することが必要です。また、要支援等の認定を受けているかたに対して、自立を支援する施策の推進が必要です。

そのため、すべてのかたが自立してその人らしい生活を営めるよう、介護予防施策の充実を図っていきます。

【主な施策・サービス】

（1）高齢者全般を対象とした介護予防の推進（地域支援事業）

地域支援事業は、要支援（要介護）状態の発生予防を目的とした介護予防を推進するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を送ることができるように実施するものです。

地域支援事業の内容として、次の3つの大きな事業の区分けができます。

①介護予防事業 ⇒ 第4章〔48～52ページ〕参照

- ・要支援（要介護）状態になるおそれの高い高齢者（二次予防事業の対象者）を把握するためのスクリーニングの実施
- ・二次予防事業の対象者を対象とする介護予防事業（二次予防事業）
- ・全高齢者を対象とする介護予防事業（一次予防事業）

②包括的支援事業〔各地域包括支援センターが実施〕

- ・介護予防ケアマネジメント ⇒ 二次予防事業の対象者が要介護状態となることを予防するために、対象者の状況を把握して、介護予防事業その他必要な事業が包括的かつ効率的に行われるような援助を行います。
- ・総合相談支援事業 ⇒ 高齢者やその家族、近隣に暮らす人の介護に関する相談や心配ごと、健康や福祉、医療や生活に関することなどの相談に応じるほか、高齢のみなさんにとってより暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークづくりを行います。
- ・権利擁護事業 ⇒ みなさんの持つさまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介、虐待の早期発見や消費者被害などに対応します。
- ・包括的・継続的ケアマネジメント事業 ⇒ 要介護認定を受けた高齢者を支えるケアマネジャーへの指導や支援を行います。

③任意事業

- ・介護給付費等費用適正化事業〔指定居宅介護支援事業所調査（訪問調査、ケアプランチェック）、介護給付費通知等〕
- ・家族支援事業 ⇒ 76 ページ（3）参照

（2）要支援者を対象とした介護予防の推進

要介護認定で「要支援1」「要支援2」と認定されたかたを対象に、地域包括支援センターが「介護予防サービス計画（ケアプラン）」を作成し、計画に沿った介護予防の支援を行います。

「要支援1」「要支援2」のかたが利用できるサービス

■介護予防サービス

- ①介護予防訪問介護（ホームヘルプ）
- ②介護予防訪問入浴介護
- ③介護予防訪問看護
- ④介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤介護予防居宅療養管理指導
- ⑥介護予防通所介護（デイサービス）
- ⑦介護予防通所リハビリテーション（デイケア）
- ⑧介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
- ⑨介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）
- ⑩介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）
- ⑪介護予防福祉用具貸与
- ⑫特定介護予防福祉用具販売〔指定福祉用具購入費の支給〕
- ⑬介護予防住宅改修〔居宅支援住宅改修費の支給〕
- ⑭介護予防支援

■地域密着型介護予防サービス

- ⑮介護予防認知症対応型通所介護
- ⑯介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑰介護予防認知症対応型共同生活介護

【介護予防サービス サービス別見込量】（平成21・22年度は実績、23年度以降は見込み）

①介護予防訪問介護（ホームヘルプ）

■介護予防訪問介護（ホームヘルプ）は、要支援者が自力で行うことが困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合い・支援サービスなどが受けられない場合に、ホームヘルパーや介護福祉士によるサービスが提供されます。

実績及び見込量	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人数（年間）	4,929	5,557	5,496	5,676	5,736	5,836

②介護予防訪問入浴介護

■介護予防訪問入浴介護は、要支援者の居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由から、その他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。

実績及び見込量	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人数（年間）	14	25	36	19	14	10

③介護予防訪問看護

■介護予防訪問看護は、疾患等を抱えて外出が困難な要支援者について、看護師などが居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

実績及び見込量	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
回数（年間）	820	846	933	1,250	1,331	1,656
人数（年間）	184	237	279	348	372	461

④介護予防訪問リハビリテーション

■介護予防訪問リハビリテーションは、要支援者に居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、短期集中的なリハビリテーションを行います。

実績及び見込量	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
回数（年間）	539	740	810	782	917	1,091
人数（年間）	65	88	111	120	132	151

⑤介護予防居宅療養管理指導

■介護予防居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが、要支援者の居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

実績及び見込量	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人数（年間）	483	723	723	744	780	828

⑥介護予防通所介護（デイサービス）

■介護予防通所介護（デイサービス）は、要支援者が通所介護施設（デイサービスセンター）等に通い、食事などの基本的サービスや、生活行為向上のための支援を行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービスを提供します。

実績及び見込量	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人数（年間）	4,797	5,677	5,997	6,408	6,540	6,688

⑦介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

■介護予防通所リハビリテーション（デイケア）は、介護予防を目的として、介護老人保健施設、病院、診療所などに通い、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービスを提供します。

実績及び見込量	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人数（年間）	1,078	1,224	1,215	1,692	2,304	2,915

⑧介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

■介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）は、介護老人福祉施設等に短期間入所し、介護予防を目的とした日常生活上の支援（食事、入浴、排泄など）や機能訓練などが受けられます。サービスを利用することにより、利用者の心身機能の維持・改善や利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減が図られます。

実績及び見込量	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日数（年間）	1,078	1,693	1,374	1,748	1,938	2,163
人数（年間）	226	368	306	364	400	444

⑨介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

■介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）は、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。サービスを利用することにより、利用者の心身機能の維持・改善や利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減が図られます。

実績及び見込量	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日数（年間）	128	153	48	48	72	96
人数（年間）	23	32	16	29	48	62

⑩介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）

■介護予防特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム等に入居している要支援者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

実績及び見込量	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人数（年間）	1,040	1,118	1,119	1,197	1,680	2,148

⑪介護予防福祉用具貸与

■介護予防福祉用具貸与は、日常生活の自立を助けるための福祉用具のうち、介護予防に資するものについて貸与を行います。また、使用期限は限定され、定期的に必要性を見直します。なお、貸与の対象となる用具は、原則として、手すり〔工事を伴わないもの〕、スロープ〔工事を伴わないもの〕、歩行器、歩行補助つえとなっています。〔車いすや特殊寝台等の福祉用具については、要支援での利用が想定しづらいことから原則的に保険給付の対象となりません。特に必要性が認められる場合に限り、例外的に対象となる場合もあります。〕

実績及び見込量	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人数（年間）	2,397	3,459	3,684	3,744	3,948	4,092

⑫特定介護予防福祉用具販売〔介護予防福祉用具購入費の支給〕

■特定介護予防福祉用具販売は、介護を予防し自立した生活を続けられるよう、衛生上レンタルが困難なために購入が認められる福祉用具のことをいいます。尿器などの排泄や入浴にかかわる用具で、腰掛便座や特殊尿器、簡易浴槽、入浴補助用具、移動用リフトのつり具の部分がこれに当たります。

なお、指定福祉用具販売事業者から購入した福祉用具に対する支給額については、実際の購入費用で支給基準額（同一年度で10万円）の9割を上限としています。

実績及び見込量	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人数（年間）	165	208	144	156	168	180

⑬介護予防住宅改修

■介護予防住宅改修は、「居宅支援住宅改修費」として介護給付が設定されており、居宅での自立生活を支援しています。

なお、居宅支援住宅改修費の対象となるものは、(1)手すりの取り付け、(2)段差の解消、(3)滑りの防止・移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更、(4)引き戸等への扉の取り替え、(5)洋式便器等への便器の取り替え、(6)その他(1)～(5)の住宅改修に付帯して必要な住宅改修、となっており、支給額は実際の改修費の相当額で支給基準額（同一住宅で20万円）の9割を上限としています。

実績及び見込量	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人数（年間）	176	180	188	180	192	216

⑭介護予防支援

■介護予防支援は、居宅の「要支援1」「要支援2」認定者が介護予防サービスを適切に利用できるよう、介護予防サービス計画の作成や、事業所などとの連絡・調整を行って支援することです。介護予防サービス計画の作成は、市内にある各地域包括支援センターが「指定介護予防支援事業者」として行い、保健師、看護師、主任ケアマネジャー、社会福祉士らが携わります。

実績及び見込量	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人数（年間）	10,269	11,832	12,112	12,396	13,464	14,796

【地域密着型介護予防サービス サービス見込量】

(平成 21・22 年度は実績、23 年度以降は見込み)

⑮介護予防認知症対応型通所介護

■介護予防認知症対応型通所介護は、物忘れがあるなど、軽度の認知症が心配される高齢者を対象に、施設への通所による認知症予防ケアを提供します。グループホームなど、地域の小規模な施設の共用スペースが利用される場合もあります。

実績及び見込量	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
回数 (年間)	0	95	63	12	11	11
人数 (年間)	0	26	21	12	12	12

⑯介護予防小規模多機能型居宅介護

■介護予防小規模多機能型居宅介護は、民家等の小規模な施設(通所の1日の定員が15名程度)において、日中の「通い」サービスを中心に、利用者の状態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」サービスも提供し、在宅生活を継続的できるよう支援します。

実績及び見込量	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人数 (年間)	0	0	0	26	52	78

⑰介護予防認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)

■介護予防認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)は、物忘れがあるなど、軽度の認知症が心配される要支援者が、グループホームのスタッフによるケアを受けながら共同生活する住宅です。〔要支援2の人のみが利用可能なサービスです。〕

実績及び見込量	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人数 (年間)	1	9	12	13	13	14

3. 介護家族の支援

【基本方針】

要介護者を支える家族の心身両面への支援をはじめとする各種サービスを推進し、介護家族の負担が軽減できるよう努めます。

【主な施策・サービス】

(1) 介護者教室

現在介護中のかた、これから介護を行う予定のかたを対象に、「介護者教室」を開催し、基本的な介護に関する学習及び実習、並びに介護相談を実施し、介護家族の身体的負担の軽減を図ります。

◆介護者教室開催実績		
年 度	実施回数	延べ参加者数
平成 18 年度	14 回	161 人
平成 19 年度	15 回	217 人
平成 20 年度	14 回	177 人
平成 21 年度	20 回	266 人
平成 22 年度	9 回	98 人

(2) 認知症高齢者見守り

① 2市1町SOSネットワーク

佐倉市、八街市、酒々井町の2市1町と、佐倉警察署、佐倉警察署管内防犯組合連合会、佐倉市八街市酒々井町消防組合を構成団体として連絡協議会を組織し、認知症の高齢者等が徘徊などで行方不明になった場合、迅速な発見ができるよう、FAXや防災無線等を利用した情報提供を行い、捜索への協力を呼びかけます。また、GPSを利用した位置情報検索システムの利用支援を行うことにより、徘徊する高齢者を抱える家族を支援します。

(3) 介護家族の継続支援

①紙おむつ等購入助成

紙おむつまたは尿取りパッドが必要な要介護度3以上の居宅の高齢者等に対して、紙おむつ等の購入費用の一部を助成し、介護家族に対する経済的負担の軽減に努めています。今後も、紙おむつ等購入助成を推進します。

◆紙おむつ等購入助成事業実績			
年 度	申請者数	交付枚数	利用枚数
平成18年度	767人	15,554枚	11,702枚
平成19年度	836人	16,602枚	12,173枚
平成20年度	864人	17,674枚	12,931枚
平成21年度	862人	17,358枚	13,005枚
平成22年度	964人	19,196枚	13,496枚

②介護者のつどい

「介護者のつどい」を開催し、介護に関する学習、介護者自身の健康管理、情報交換等を通じて、精神面を含めた支援を行い、介護家族の精神的負担の軽減に努めます。

◆介護者のつどい開催実績		
年 度	実施回数	延べ参加者数
平成18年度	9回	73人
平成19年度	9回	66人
平成20年度	11回	91人
平成21年度	18回	138人
平成22年度	34回	273人

③訪問理美容出張費用助成

高齢者および障害者のみの世帯に属する居宅の65歳以上かつ要介護度4以上のかたで、疾病等の理由で外出が困難なかたを対象に、居宅で理容または美容のサービスを受ける際の出張費用の一部を助成します。

今後も、継続的に訪問理美容出張費用助成を行い、高齢者等の経済的・精神的な負担の軽減に努めます。

◆訪問理美容出張費用助成事業実績			
年 度	申請者数	交付枚数	利用枚数
平成18年度	4人	16枚	10枚
平成19年度	4人	13枚	8枚
平成20年度	6人	20枚	15枚
平成21年度	7人	25枚	6枚
平成22年度	7人	22枚	13枚

4. 高齢者の生活を支援する福祉サービスの推進

【基本方針】

要支援・要介護の高齢者、虚弱高齢者、ひとり暮らし等の高齢者などに対して、居宅での生活を支援するサービスの提供を推進します。高齢者単身世帯と高齢者のみの世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援（見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービス）サービスの提供を推進します。

【主な施策・サービス】

（1）施設サービス

①養護老人ホーム

65歳以上の高齢者で、身体上又は精神上の理由や住宅に困窮しているなどの理由により、居宅での生活が困難な生活保護受給者や低所得者に対し、養護老人ホームへの入所措置を行い、自立した生活への支援を行います。

②ケアハウス〔軽費老人ホーム〕等

●軽費老人ホームA型：家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅で生活することが困難な高齢者を対象に、低額な料金で給食、その他日常生活上必要な便宜を図る施設です。

●軽費老人ホームB型：家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅で生活することが困難な高齢者を対象に、低料金で入所できる施設です。B型は自炊し、日常生活は自分で行うことが原則です。

●ケアハウス：年齢が60歳以上で、身体的には比較的自立しているものの、自炊できない程度の機能低下があり、高齢や健康面から独立した生活をするには不安があるという人で、利用料の負担能力がある人が入居できる施設です。居室は原則個室で、トイレなどが完備されています。

※①と②の施設について市内に設置をする場合、千葉県整備方針に基づき立地を進めます。

（2）自立した生活を継続させるための支援

①介護相談員の活動支援〔再掲〕

介護や福祉・医療に携わった経験があり、一定水準以上の養成研修を受けた介護相談員が、2名1組で市内の介護保険施設を月1回定期的に訪問し、介護保険サービス利用者及び家族の疑問や不満、不安をニーズとして捉え、介護保険施設のサービス担当者との意見交換等を行い、サービスの質の向上・平等化を図っています。

②栄養改善が必要な高齢者への配食サービス

高齢者単身世帯と高齢者のみの世帯で、心身の障害等の理由で調理や買い物が困難な方を対象に、年末・年始を除く月曜日から金曜日までの週1回～5回、夕食を直接手渡しで届けます。なお、配達時に連絡なく不在の場合、緊急連絡先などに連絡を取り安否を確認し、居宅での生活を支援します。

◆配食サービス事業実績		
年 度	登録者数	延べ配食数
平成18年度	196人	18,987食
平成19年度	219人	23,530食
平成20年度	216人	26,189食
平成21年度	222人	24,605食
平成22年度	177人	22,812食

③緊急通報装置貸与

ひとり暮らしの高齢者等に緊急通報装置を設置し、疾病・災害等の緊急時に迅速かつ適切に対応するものです。利用者が、緊急もしくは相談事があった場合、設置されている通報装置本体や附属しているペンダントのボタンを押すことにより、市が委託している受信センターに通報されます。原則として、事前に登録されている協力員により安否の確認がされますが、必要に応じて市が委託している受信センターより「119番通報」をし、救急隊の出動を要請します。

今後も、緊急通報装置の貸与を推進することで、日常生活における不安を解消するよう努めます。

◆緊急通報装置貸与実績	
年 度	延べ設置台数
平成18年度	179台
平成19年度	186台
平成20年度	189台
平成21年度	197台
平成22年度	215台

④生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ）

基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立していないなど、社会的対応が困難で、介護保険で自立と判定され又は介護保険対象外の高齢者に対して、養護老人ホームにおける短期間の宿泊により日常生活に対する指導・支援を行い、基本的な生活習慣の確立が図られるように援助し、要介護状態への進行を予防することに寄与します。

◆生活管理指導短期宿泊事業実績		
年 度	登録者数	利用日数
平成18年度	3人	38日
平成19年度	8人	121日
平成20年度	0人	0日
平成21年度	3人	137日
平成22年度	0人	0日

(3) 福祉用具に関する相談

それぞれの身体や健康の状態、生活するうえでの不便さに対応した福祉用具が利用できるよう、適切な器具の紹介、購入、貸与に関する相談に対応します。

(4) 住宅改修に関する相談・情報提供 ⇒ 第2章 [37ページ参照]

住宅改修に関する相談や情報提供について、利用者のニーズに応じて対応します。

(5) 権利擁護

①権利擁護事業

自分の意思でサービス利用等を決定したり、財産管理などの権利を十分に主張することが困難な認知症高齢者等が、権利を侵害されることなく地域で自立した生活を送れるよう、権利擁護事業の利用を促進します。

②成年後見人制度利用支援

認知症などにより判断能力が不十分なかたについて、家庭裁判所が本人のために援助者を選び、この援助者が本人のために、財産の管理、福祉サービスの契約締結などの法律行為を行う制度です。佐倉市では、市内5箇所の「地域包括支援センター」のほか、千葉県社会福祉協議会が実施主体の「さくら広域後見支援センター（佐倉市社会福祉協議会）」で成年後見制度に関する相談に応じ、手続きを支援します。

(6) 高齢者の虐待防止

平成17年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（通称：高齢者虐待防止法）」が制定されました。

高齢者虐待には、問題が深刻化する前に生活の変化を発見すること〔早期発見〕と再発防止のための地域住民、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等による「地域での見守り」と、現に虐待にあっている事例に対して、専門的な支援を行っていく専門機関で構成される「虐待防止ネットワーク」で適宜対応していきます。

① 高齢者を取りまく地域における見守り意識の高揚

佐倉市に住む高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域住民の協力により高齢者を見守り、困っている高齢者やその家族を一刻も早く発見し、各地域包括支援センターや市役所へつなげていくことが大切です。

これまでも、自治会組織や地区社会福祉協議会の地域での活動から、地区の民生委員・児童委員を経由し、市役所等へつながっていく仕組みはありましたが、今後はさらに、住民1人ひとりに対する虐待防止への協力意識の高揚を図り、地域を見守っていただくとともに、住民同士や住民と行政等との連携をより強化することで、高齢者の虐待防止に努めていきます。

② 佐倉市虐待防止ネットワークの活用

佐倉市虐待防止ネットワークは、高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応・再発防止を図り、高齢者の平穏な生活を確保することを目的として、市内の関係機関・団体等が各々の役割を明確にし、その連携を強化するために設置した組織です。

高齢者本人、介護者、地域住民、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等から、各地域包括支援センターや市役所へ虐待の届出・相談・通報があると、調査や実態把握をした後、生命や身体に関わる危険があると判断された場合に、佐倉市虐待防止ネットワークの緊急ケース検討会が開催され、専門機関による様々な支援が実施されることとなります。

また、その結果、改善が見られない場合には、支援方法を再検討し、解決につなげています。

さらに、佐倉市虐待防止ネットワークの定例会では、実施された支援内容について評価をし、解決した虐待事例のノウハウ等を活かして地域に対して虐待防止や虐待予防〔再発防止〕を呼びかけるなど、地域への反映にも寄与しています。

今後も、佐倉市虐待防止ネットワークを活用し、高齢者の虐待防止に努めます。

5. 認知症対策の推進

【基本方針】

高齢者の急増に伴い、認知症高齢者も増えて行くことが見込まれるため、出来るだけ早期に発見し、適切な対応をすることによって、状態の安定化と、家族の負担を軽減することが大切です。

認知症を予防するとともに、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるように、各種施策を推進します。

【主な施策・サービス】

(1) 認知症の理解促進と支援体制の構築

市民を対象に、認知症を正しく理解するための知識の普及を推進します。
また、身近な地域における相談、支援体制の充実を図ります。

① 講演会、広報等による啓発

講演会やリーフレットの配布等を実施します。また、広報、ホームページ、地域資源マップ等の各種媒体を通じて情報発信に努めます。

② 認知症サポーターの養成〔再掲〕

認知症に関する正しい知識や接し方等を学び、認知症の方とその家族を見守る応援者となる認知症サポーターの養成を推進します。

③ 認知症コーディネーター等の育成及び研修の実施

日常生活圏域ごとに認知症コーディネーター等を育成配置し、地域における相談・支援体制の充実を図ります。

④ 認知症高齢者声かけ訓練の実施〔再掲〕

市内にモデル地域を選定し、地域の人と協力し認知症高齢者等への徘徊搜索模擬訓練を実施することにより、地域での見守り支援体制の構築と、搜索のためのSOSネットワークが有効に機能しているかの検証を行います。

⑤ 2市1町SOSネットワーク〔再掲〕

佐倉市、八街市、酒々井町の2市1町と、佐倉警察署、佐倉警察署管内防犯組合連合会、佐倉市八街市酒々井町消防組合を構成団体として連絡協議会を組織し、認知症高齢者等が徘徊などで行方不明になった場合、迅速な発見ができるよう、FAXや防災無線等を利用した情報提供を行い、搜索への協力を呼びかけます。また、GPSを利用した位置情報検索システムの利用支援を行うことにより、徘徊する高齢者を抱える家族を支援します。

⑥権利擁護事業〔再掲〕

自分の意思でサービス利用等を決定したり、財産管理などの権利を十分に主張することが困難な認知症高齢者等が、権利を侵害されることなく地域で自立した生活が送れるよう、権利擁護事業の利用を促進します。

⑦成年後見制度利用支援〔再掲〕

認知症などにより判断能力が不十分なかたについて、家庭裁判所が本人のために援助者を選び、この援助者が本人のために、財産の管理、福祉サービスの契約締結などの法律行為を行う制度です。

(2) 認知症予防の推進

市民を対象に、認知症予防のポイントや生活習慣を学ぶための講座、プログラムを提供します。また、地域での活動を支援するボランティアを養成し、認知症予防活動を推進します。

①認知症予防講座等の実施

認知症予防に資する各種講座等を実施して、認知症予防に努めます。

②通所型介護予防〔認知症予防の教室〕の推進〔再掲〕

二次予防事業の対象者を対象に、簡単な読み書き、計算等による脳のトレーニングや体操、口腔ケア、栄養指導などを実施するとともに、自身の日常生活習慣等を見直すことで認知機能の低下防止に努めます。

◆通所型介護予防事業〔認知症予防教室〕実績〔再掲〕			
年 度	実施回数	実参加者数	延べ参加者数
平成18年度	19回	20人	284人
平成19年度	42回	34人	539人
平成20年度	42回	49人	743人
平成21年度	41回	51人	773人
平成22年度	41回	49人	732人

③学習サポーターの養成〔再掲〕

通所型介護予防（認知症予防の教室）の実施にあたり、対象者とコミュニケーションを図り、明るい学習場面づくりや、学習のサポートを行う学習サポーターの養成を推進します。

⇒平成22年度 登録者＝15人

④認知症予防活動支援員の養成〔再掲〕

地域における自主的な認知症予防活動の支援をするボランティアの養成を推進します。

⑤物忘れ相談の実施

物忘れや認知症についての不安があるかた及びその家族を対象に、専門医等による個別相談を実施し、医療機関受診の必要性を判断するなど、認知症の早期発見につなげています。

今後も、物忘れ相談を実施し、認知症の予防及び早期発見に努めます。

◆物忘れ相談実績		
年 度	実施回数	相談件数
平成 18 年度	12 回	35 件
平成 19 年度	10 回	30 件
平成 20 年度	11 回	22 件
平成 21 年度	9 回	30 件
平成 22 年度	9 回	25 件

(3) 認知症に関するネットワークづくり

福祉、医療、介護従事者等を中心に、認知症に係る人々のネットワークづくりを推進します。

①医療介護の連携

認知症に係る医療介護分野との「連携推進会議」を開催し、認知症の早期診断、治療からケアまでスムーズにつなげるためのネットワーク形成に取り組みます。

②合同研修会等の開催

認知症にかかわる多くの職種の合同研修会や会議を開催し、事例検討等を通して情報共有を行い、連携した支援体制づくりを進めます。

◆平成22年度実施事業				
事業名		回数	参加人数	関連事業
認知症の正しい理解の普及啓発	認知症サポーター養成講座	54回	2,079人	(H19~21年度の実績: 48回 2,253人) 啓発用リーフレット等の配布
	「認知症にやさしいまち」シンボルマーク募集	1回	34人	シンボルマークのステッカー作成・配布、啓発旗作成
認知症予防	ファイブ・コグ検査(集団認知機能検査)	3コース(6回)	75人	認知症予防事業評価・認知症予防ファシリテーター研修参加
	予防教室(ふまねっと・回想法)	1コース(4回)	14人	
	・予防イベント(寸劇・ふまねっと・相談等)	1日(午前)	363人	
	・予防講演会	(午後)	570人	
認知症に係る人材育成と相談体制作り	認知症コーディネーター養成研修	4日	40人	認知症コーディネーター研修修了者38人を各圏域ごとに配置
	キャラバンメイトの集い	1日	10人	
	成年後見制度研修会	1日	77人	地域資源マップ作成・配布
医療と介護の連携	医療と介護の連携に関する研修会	1日	17人	
計			3,279人	



第3部 計画の推進方策

第1章 事業費と保険料

1. 介護保険事業費の見込みと第1号被保険者の保険料

(1) 保険料負担割合

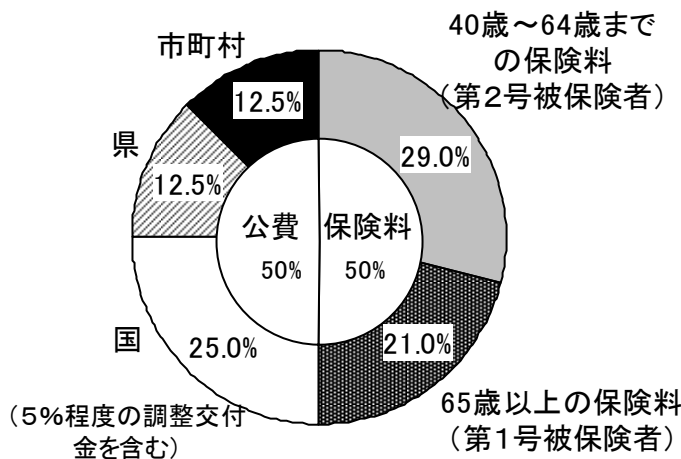
介護保険の保険給付の財源は、保険料と公費でまかなわれています。

介護費用については、利用者の1割負担を除いた「総給付費」に、高額介護サービス費や算定対象審査支払手数料を加えた「標準給付費見込額」の半分を、40歳以上の被保険者が保険料として負担し、残りの半分は国・県・市で負担します。

第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の負担割合は、全国の第1号被保険者数と第2号被保険者数の割合で決めることとされており、第5期計画期間では「標準給付費見込額」のうち、第1号被保険者は21%、第2号被保険者は29%を負担することになります。

また、調整交付金相当額（標準給付費見込額の5%）と、実際の見込額との差額分も第1号被保険者の保険料により負担することになります。

<第5期計画期間における負担割合（居宅給付費の内訳）>



保険料の負担割合

期別	被保険者	
	1号	2号
第3期	19%	31%
第4期	20%	30%
第5期	21%	29%

(2) サービス事業費

第2部の第5章で見込んだサービス量に基づく第5期計画期間内の総費用は、以下のようになります。

①介護給付費の推移と見込み (平成21・22年度は実績、23年度以降は見込み)

(単位:千円)

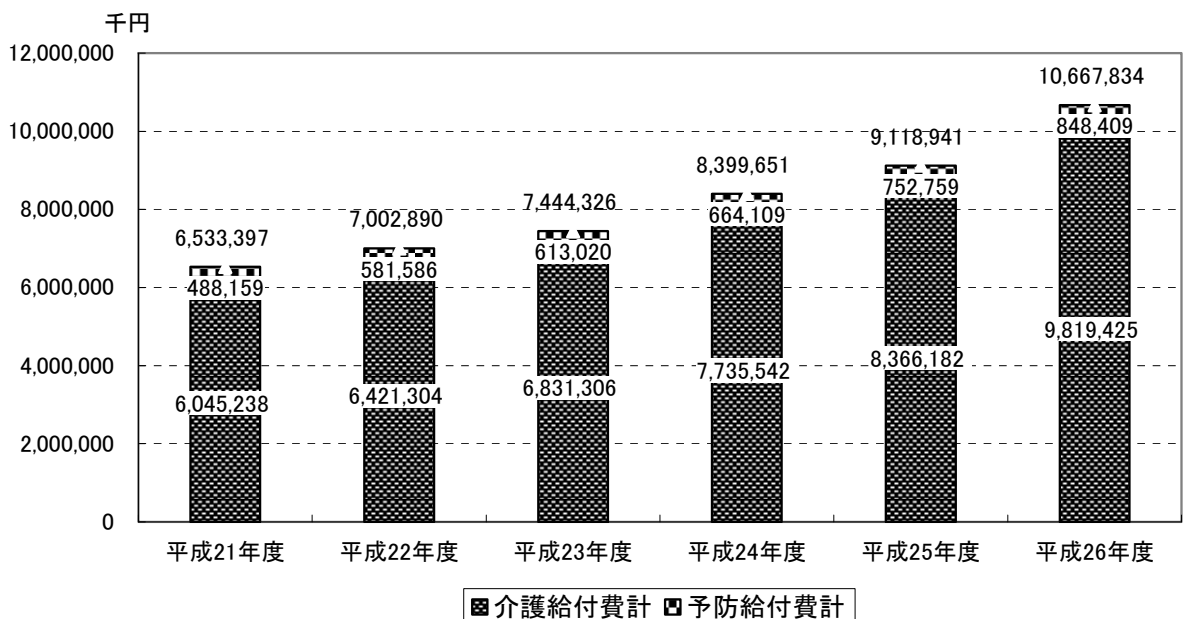
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付費計(Ⅰ)		6,045,238	6,421,304	6,831,306	7,735,542	8,366,182	9,819,425
内 訳	(1)居宅サービス	2,956,713	3,140,275	3,407,616	3,686,161	4,037,780	4,432,488
	(2)地域密着型サービス	450,906	470,068	465,094	485,213	692,361	1,213,850
	(3)住宅改修	28,694	28,683	30,250	29,572	32,178	35,143
	(4)居宅介護支援	293,938	308,888	326,372	347,009	392,470	437,931
	(5)介護保険施設サービス	2,314,987	2,473,390	2,601,974	3,187,587	3,211,393	3,700,013

②予防給付費の推移と見込み (平成21・22年度は実績、23年度以降は見込み)

(単位:千円)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付費計(Ⅱ)		488,159	581,586	613,020	664,109	752,759	848,409
内 訳	(1)介護予防サービス	422,602	506,330	537,700	588,796	669,854	755,627
	(2)地域密着型介護予防サービス	201	2,495	3,142	4,600	6,359	8,124
	(3)住宅改修	20,102	22,610	20,614	17,695	18,961	21,376
	(4)介護予防支援	45,254	50,151	51,564	53,018	57,585	63,282

図 3-1-3 介護給付費の推移と見込み



③標準給付費の見込み

(単位:円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合 計
総給付費 (Ⅰ)+(Ⅱ)	8,399,650,476	9,118,940,498	10,667,833,610	28,186,424,584
特定入所者介護サービス費等給付額	277,425,928	288,522,965	305,545,820	871,494,713
高額介護サービス費等給付額	139,615,299	145,199,910	153,766,705	438,581,914
高額医療合算介護サービス費等給付額	24,084,602	25,047,986	26,525,817	75,658,405
算定対象審査支払手数料 (審査支払手数料支払件数)	9,537,240 (158,954件)	9,918,720 (165,312件)	10,503,960 (175,066件)	29,959,920 (499,332件)
標準給付費見込額 (A)	8,850,313,545	9,587,630,079	11,164,175,912	29,602,119,536

④地域支援事業費の見込み

(単位:円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合 計
地域支援事業費 (B)	265,223,289	287,331,340	334,610,158	887,164,787

⑤「③標準給付費」と「④地域支援事業費」の見込み合計

(単位:円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合 計
合 計 (A)+(B)	9,115,536,834	9,874,961,419	11,498,786,070	30,489,284,323

(3) 第1号被保険者の標準保険料額設定の考え方

第5期計画期間は、制度改正により第4期計画の第3段階〔世帯員全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入を足し合わせた金額が80万円を超える被保険者〕のうち、公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が120万円以下の被保険者について、保険者の判断により特例枠を設け、負担軽減ができるようになりました。

以上の制度改正などを受けまして、本市におきましては、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細かな所得段階及び保険料率を設定するため、保険料基準年額を46,200円から56,400円へ改め、所得段階数を「特例第3段階」及び「特例第4段階」を含む10段階設定とします。

また、第4期計画の第5段階〔市民税課税の被保険者〕以上の階層については、地域の実情に応じた弾力的な段階設定（多段階化）ができることとなっております。

佐倉市では第4期計画から多段階化を実施しておりますので、第5期計画期間も多段階化を継続します。

●主な変更点

- ①第4期の第3段階については、各年中の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が120万円以下の被保険者について保険料率の特例を設け、保険料負担割合を基準額の0.65倍と設定します。
- ②国の基準所得金額（基準段階である第4段階よりも低い段階の被保険者と高い段階の被保険者の均衡が図られる所得金額）が190万円に算定されたため、第5期の第6段階については、合計所得金額を125万円以上190万円未満の被保険者とします。同時に第7段階については、合計所得金額190万円以上400万円未満とします。

(4) 第1号被保険者保険料の算出

標準給付費見込額と地域支援事業費の合計額の21%に、国からの調整交付金相当額（標準給付費見込額の5%）と実際の見込額との差額分や、財政安定化基金拠出金見込額を加えて、3年間の保険料収納必要額を算定します。

保険料収納必要額を予定保険料収納率で割った保険料必要額を、所得段階を考慮して補正した高齢者人口で割り、更に12ヶ月で割って求めた額が、第1号被保険者の保険料の基準月額となります。

なお、第1号被保険者の負担割合の改正や、介護報酬改定、地域区分の見直し等による保険料増加を緩和するために、介護給付費が不足した時のために県へ積み立てていた財政安定化基金の取り崩しによる交付金の活用や、第4期計画までの介護給付費準備基金から2億800万円を取り崩すことにより、1人あたりの標準的な保険料は、4,700円/月としました。

<第4期と第5期の保険料段階・保険料率の比較>

所得段階	対象者	基準額に対する比率	年額保険料
第4期 平成21年度～平成23年度（「特例第4段階」を含む9段階設定）			
第1段階	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金の受給者で世帯員全員が市民税非課税の方	0.50	23,100円
第2段階	・世帯員全員が市民税非課税で、本人の前年中の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	0.50	23,100円
第3段階	・世帯員全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない方	0.75	34,600円
特例第4段階	・世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、本人の前年中の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	0.85	39,200円
第4段階	・本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる方で、特例第4段階に該当しない方	1.00	46,200円
第5段階	・本人が市民税課税で本人の前年中の合計所得金額が125万円未満の方	1.15	53,100円
第6段階	・本人が市民税課税で本人の前年中の合計所得金額が125万円以上 200万円未満の方	1.25	57,700円
第7段階	・本人が市民税課税で本人の前年中の合計所得金額が200万円以上 400万円未満の方	1.50	69,300円
第8段階	・本人が市民税課税で本人の前年中の合計所得金額が400万円以上の方	1.75	80,800円

※は新しく設置される保険料段階

所得段階	対象者	基準額に対する比率	年額保険料	被保険者構成割合
第5期 平成24年度～平成26年度（「特例第3段階」を含む10段階設定）				
第1段階	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金の受給者で世帯員全員が市民税非課税の方	0.50	基準額4,700円×12×0.50 28,200円	1.16%
第2段階	・世帯員全員が市民税非課税で、本人の前年中の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	0.50	28,200円	13.58%
特例第3段階 ※	・世帯員全員が市民税非課税で、本人の前年中の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円以下の方で、第2段階に該当しない方	0.65	36,700円	4.02%
第3段階	・世帯員全員が市民税非課税で、本人の前年中の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える方	0.75	42,300円	4.03%
特例第4段階	・世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、本人の前年中の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	0.85	47,900円	20.45%
第4段階	・本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる方で、特例第4段階に該当しない方	1.00	56,400円	11.79%
第5段階	・本人が市民税課税で本人の前年中の合計所得金額が125万円未満の方	1.15	64,900円	10.04%
第6段階	・本人が市民税課税で本人の前年中の合計所得金額が125万円以上 190万円未満の方	1.25	70,500円	13.59%
第7段階	・本人が市民税課税で本人の前年中の合計所得金額が190万円以上 400万円未満の方	1.50	84,600円	15.84%
第8段階	・本人が市民税課税で本人の前年中の合計所得金額が400万円以上の方	1.75	98,700円	5.49%

◆被保険者構成割合については、平成23年4月1日の被保険者の所得情報等をもとに算定したものです。

第2章 計画の推進に向けて

1. 計画の進行管理及び点検、評価

この計画の円滑で確実な実施を図るとともに、高齢者福祉・介護保険サービスの質と量を維持し、高齢者がより使いやすいサービスをめざしていくため、計画の進行状況について、点検と評価を行います。

進行管理及び点検は、①行政からの視点、②市民からの視点、③事業者からの視点を明らかにし、必要な対策を講じやすくします。

①行政からの視点

【項目】

計画全般の達成度、介護保険サービスの利用状況、介護保険会計の動向など

【手段】

月次統計など

②市民からの視点

【項目】

計画全般及び各種サービスの周知度、サービス利用の感想、行政・事業者等に対する要望・苦情など

【手段】

アンケート調査、各種相談事業など

③事業者からの視点

【項目】

サービスの利用動向、地域との連携状況など

【手段】

事業者間の連絡会議など

2. 計画の推進体制

1) 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会による進行管理及び点検評価

第5期計画の進行管理及び点検評価については、「佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会」及び「高齢者福祉検討会」「介護保険検討会」が主体となって実施します。

「佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会」の委員は、公募市民をはじめ、医療、福祉、介護の関係機関の代表者及び学識経験者によって構成され、以下のような事項を行います。

- 高齢者福祉・介護計画の策定及び変更に関して意見を述べること
- 高齢者福祉・介護計画に関する事業の進行管理及び点検評価
- 地域包括支援センターの設置及び運営等に関して意見を述べること
- 地域密着型サービスの指定及び運営に関して意見を述べること

2) 市民との連携体制

高齢者を取り巻く問題・課題は、当事者本人やその家族の努力、また、事業者や行政の支援だけでは解決できるものではありません。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、民生委員・児童委員や地域住民、ボランティア（団体）などのさまざまな支援や協力が必要です。市民にこの計画を理解していただき、市民や関係者との連携・ネットワーク化を積極的に推進するとともに、福祉・介護サービスの質を高め、より使いやすいものにしていくため、市民のニーズを的確に把握できる体制づくりを行います。

(1) 利用しやすい窓口の設置

各地域包括支援センターにおける相談内容や市民意見などからのニーズ把握を行います。さらに、佐倉市のホームページでも、福祉・介護サービスなどに関する意見収集を行うとともに、その内容や市の対応方針を公開します。

(2) 情報提供体制

福祉・介護サービスについての市民の理解を深めるため、この計画の内容や佐倉市の取り組みについて「こうほう佐倉」やテレホンガイド、市のホームページなどで周知します。また、民生委員・児童委員、サービス事業者、ケアマネジャー等を通じ、必要な情報提供を行うことにより、効果的な制度運営を推進します。

さらに、高齢者等が主体となる各種イベント開催時などを積極的に活用し、チラシやリーフレット等を配布することで、効率的な広報活動に努めます。

(3) 庁内連携体制の強化

市民のニーズに的確かつ迅速に対応し、柔軟で効率的な行政組織づくりを進めるため、庁内全体の横の連携を強化します。

3. 財源の確保

この計画を推進・達成するためには、財源を確保することが最も重要な課題となります。

佐倉市においては、今後も税収が減少する一方で、社会保障関係費の増加が続くと見込まれており、高齢者福祉の施策を円滑に遂行するためには、各種施策の見直しや改善を図ることによって、限りある予算で最大の効果が得られるように、創意工夫に努めていく必要があります。

また、介護保険事業についても、平成12年の制度開始以来、サービス利用者は増加の一途をたどっており、今後も高齢者が増加し続ける中で、介護保険制度を持続可能な制度にするような工夫が求められています。

そのため、今後も、高齢者福祉サービス及び介護保険サービスに必要な財源の確保に努めるとともに、徹底した事業運営の効率化や効果的な取り組みを推進し、限られた財源をより有効に活用できるよう取り組んでいきます。



資料編

■資料1 前計画（第4期計画）に位置付けた実績及び達成率

（居宅サービス）

	平成21年度			平成22年度		
	実績	第4期見込み	比較(実績 /見込み)	実績	第4期見込み	比較(実績 /見込み)
(1)居宅サービス						
①訪問介護						
給付費	591,169,345	759,309,565	77.9%	623,321,500	755,858,789	82.5%
回数	137,056	168,704	81.2%	142,663	169,560	84.1%
(人数)	9,719	11,552	84.1%	9,806	11,751	83.4%
②訪問入浴介護						
給付費	63,646,618	98,545,265	64.6%	73,624,461	94,283,469	78.1%
回数	5,723	8,644	66.2%	6,560	8,270	79.3%
(人数)	1,261	1,685	74.8%	1,393	1,617	86.1%
③訪問看護						
給付費	63,483,741	74,877,108	84.8%	74,116,375	72,468,083	102.3%
回数	9,652	10,530	91.7%	10,550	10,212	103.3%
(人数)	1,749	1,663	105.2%	1,933	1,620	119.3%
④訪問リハビリテーション						
給付費	11,820,135	14,581,161	81.1%	13,493,361	14,561,262	92.7%
(回数)	4,046	2,993	135.2%	4,777	2,988	159.9%
(人数)	438	620	70.6%	527	620	85.0%
⑤居宅療養管理指導						
給付費	45,188,325	4,661,916	969.3%	51,434,860	4,756,735	1081.3%
人数	4,594	4,336	106.0%	5,123	4,425	115.8%
⑥通所介護						
給付費	932,344,701	923,992,935	100.9%	996,946,090	939,083,801	106.2%
回数	118,426	107,746	109.9%	125,035	110,245	113.4%
(人数)	13,042	12,162	107.2%	13,623	12,461	109.3%
⑦通所リハビリテーション						
給付費	238,708,074	280,474,103	85.1%	271,105,294	284,877,208	95.2%
回数	26,773	29,448	90.9%	29,233	30,085	97.2%
(人数)	3,243	3,696	87.7%	3,417	3,787	90.2%
⑧短期入所生活介護						
給付費	357,905,194	369,646,667	96.8%	365,678,933	365,459,960	100.1%
日数	42,544	43,262	98.3%	43,665	42,961	101.6%
(人数)	4,709	4,890	96.3%	4,937	4,904	100.7%
⑨短期入所療養介護						
給付費	47,662,334	56,297,048	84.7%	50,461,958	55,768,506	90.5%
日数	4,867	6,295	77.3%	4,952	6,255	79.2%
(人数)	697	708	98.4%	726	709	102.4%
⑩特定施設入居者生活介護						
給付費	394,689,593	397,416,897	99.3%	394,734,846	440,049,385	89.7%
人数	2,130	2,196	97.0%	2,112	2,436	86.7%
⑪福祉用具貸与						
給付費	201,222,396	224,626,982	89.6%	214,439,939	222,291,359	96.5%
人数	12,722	12,399	102.6%	13,636	12,453	109.5%
⑫特定福祉用具販売						
給付費	8,872,617	9,780,764	90.7%	10,917,687	9,979,694	109.4%
人数	300	326	92.0%	365	332	109.9%
介護給付費計(居宅サービス分)	2,956,713,073	3,214,210,411	92.0%	3,140,275,304	3,259,438,251	96.3%

(地域密着型サービス・住宅改修・居宅介護支援・介護保険施設サービス)

	平成21年度			平成22年度		
	実績	第4期見込み	比較(実績 /見込み)	実績	第4期見込み	比較(実績 /見込み)
(2) 地域密着型サービス						
① 夜間対応型訪問介護						
給付費	797,400	4,082,969	19.5%	1,390,680	4,156,253	33.5%
人数	87	375	23.2%	131	510	25.7%
② 認知症対応型通所介護						
給付費	56,834,481	62,882,257	90.4%	57,378,627	62,451,852	91.9%
回数	5,673	6,413	88.5%	5,642	6,399	88.2%
(人数)	694	689	100.7%	676	688	98.3%
③ 小規模多機能型居宅介護						
給付費	44,834,382	37,547,219	119.4%	54,812,412	38,310,891	143.1%
人数	243	166	146.4%	284	170	167.1%
④ 認知症対応型共同生活介護						
給付費	305,807,058	319,127,965	95.8%	302,701,672	319,127,965	94.9%
人数	1,323	1,356	97.6%	1,314	1,356	96.9%
⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護						
給付費	42,633,828	40,681,537	104.8%	53,784,180	55,118,778	97.6%
人数	237	240	98.8%	279	324	86.1%
⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						
給付費	0	0		0	0	---
人数	0	0		0	0	---
介護給付費計(地域密着型サービス分)	450,907,149	464,321,947	97.1%	470,067,571	479,165,739	98.1%

	平成21年度			平成22年度		
	実績	第4期見込み	比較(実績 /見込み)	実績	第4期見込み	比較(実績 /見込み)
(3) 住宅改修						
給付費	28,693,693	26,802,801	107.1%	28,682,680	27,347,943	104.9%
人数	263	230	114.3%	230	235	97.9%

	平成21年度			平成22年度		
	実績	第4期見込み	比較(実績 /見込み)	実績	第4期見込み	比較(実績 /見込み)
(4) 居宅介護支援						
給付費	293,938,367	310,527,979	94.7%	308,887,884	314,296,058	98.3%
人数	23,456	24,978	93.9%	24,081	25,486	94.5%

	平成21年度			平成22年度		
	実績	第4期見込み	比較(実績 /見込み)	実績	第4期見込み	比較(実績 /見込み)
(5) 介護保険施設サービス						
① 介護老人福祉施設						
給付費	1,076,342,159	1,165,867,810	92.3%	1,256,306,338	1,439,659,064	87.3%
人数	4,519	4,836	93.4%	5,285	5,988	88.3%
② 介護老人保健施設						
給付費	1,018,430,947	1,118,718,162	91.0%	1,035,836,692	1,178,291,791	87.9%
人数	3,988	4,356	91.6%	4,024	4,608	87.3%
③ 介護療養型医療施設						
給付費	220,214,259	147,471,255	149.3%	181,246,993	147,471,255	122.9%
人数	620	408	152.0%	554	240	230.8%
介護給付費計(介護施設サービス分)	2,314,987,365	2,432,057,227	95.2%	2,473,390,023	2,765,422,110	89.4%

介護給付費計(小計)→(I)	6,045,239,647	6,447,920,365	93.8%	6,421,303,462	6,845,670,101	93.8%
----------------	---------------	---------------	-------	---------------	---------------	-------

(介護予防サービス)

	平成21年度			平成22年度		
	実績	第4期見込み	比較(実績 /見込み)	実績	第4期見込み	比較(実績 /見込み)
(1)介護予防サービス						
①介護予防訪問介護						
給付費	89,128,520	95,716,738	93.1%	103,076,809	100,972,788	102.1%
回数	30,264	45,894	65.9%	35,135	45,894	76.6%
(人数)	4,929	4,978	99.0%	5,557	5,205	106.8%
②介護予防訪問入浴介護						
給付費	445,788	866,078	51.5%	637,938	915,101	69.7%
回数	56	106	52.8%	89	112	79.5%
(人数)	14	46	30.4%	25	48	52.1%
③介護予防訪問看護						
給付費	5,095,944	1,681,348	303.1%	6,586,425	1,773,303	371.4%
回数	820	275	298.2%	846	290	291.7%
(人数)	184	70	262.9%	237	73	324.7%
④介護予防訪問リハビリテーション						
給付費	1,543,455	3,265,975	47.3%	1,987,569	3,447,104	57.7%
(回数)	539	650	82.9%	740	686	107.9%
(人数)	65	142	45.8%	88	149	59.1%
⑤介護予防居宅療養管理指導						
給付費	4,932,180	4,362,492	113.1%	7,015,590	4,451,220	157.6%
人数	483	364	132.7%	723	372	194.4%
⑥介護予防通所介護						
給付費	159,171,040	143,479,111	110.9%	193,687,859	151,524,951	127.8%
人数	4,797	4,151	115.6%	5,677	4,339	130.8%
⑦介護予防通所リハビリテーション						
給付費	43,789,236	45,279,555	96.7%	49,991,027	47,864,184	104.4%
人数	1,078	1,025	105.2%	1,224	1,071	114.3%
⑧介護予防短期入所生活介護						
給付費	6,494,639	6,967,232	93.2%	10,195,117	7,358,285	138.6%
日数	1,078	1,213	88.9%	1,693	1,281	132.2%
(人数)	226	273	82.8%	368	286	128.7%
⑨介護予防短期入所療養介護						
給付費	728,397	2,026,753	35.9%	1,635,417	2,142,568	76.3%
日数	128	175	73.1%	153	185	82.7%
(人数)	23	25	92.0%	32	26	123.1%
⑩介護予防特定施設入居者生活介護						
給付費	90,804,170	86,358,464	105.1%	102,108,472	92,673,287	110.2%
人数	1,040	852	122.1%	1,118	912	122.6%
⑪介護予防福祉用具貸与						
給付費	16,318,107	10,310,474	158.3%	24,061,347	10,892,239	220.9%
人数	2,397	1,496	160.2%	3,459	1,564	221.2%
⑫特定介護予防福祉用具販売						
給付費	4,151,355	3,893,798	106.6%	5,347,404	3,972,994	134.6%
人数	165	116	142.2%	208	118	176.3%

(地域密着型介護予防サービス・住宅改修・介護予防支援)

	平成21年度			平成22年度		
	実績	第4期見込み	比較(実績 /見込み)	実績	第4期見込み	比較(実績 /見込み)
(2)地域密着型介護予防サービス						
①介護予防認知症対応型通所介護						
給付費	0	0		631,413	0	---
回数	0	0		95	0	---
(人数)	0	0		26	0	---
②介護予防小規模多機能型居宅介護						
給付費	0	0		0	0	---
人数	0	0		0	0	---
③介護予防認知症対応型共同生活介護						
給付費	201,474	2,802,431	7.2%	1,864,431	2,802,431	66.5%
人数	1	12	8.3%	9	12	75.0%
(3)住宅改修						
給付費	20,102,354	20,964,592	95.9%	22,610,400	21,390,991	105.7%
人数	176	149	118.1%	180	152	118.4%
(4)介護予防支援						
給付費	45,253,750	39,254,263	115.3%	50,150,560	41,389,679	121.2%
人数	10,269	9,274	110.7%	11,832	9,696	122.0%
予防給付費計(小計)→(Ⅱ)	488,160,409	467,229,304	104.5%	581,587,778	493,571,125	117.8%
総給付費(合計)→(Ⅲ)=(Ⅰ)+(Ⅱ)	6,533,400,056	6,915,149,669	94.5%	7,002,891,240	7,339,241,226	95.4%

■資料2 実態調査（アンケート調査）結果

（一般高齢者）

今後要介護となった場合に介護を受けたい場所

性別	年齢	現在の住まいで介護を受けたい		老人ホームグループホームに入所したい		介護付き住宅の一人部屋か夫婦部屋を希望		病院に入院して介護を受けたい		その他		わからない		無回答					
		合計	割合	合計	割合	合計	割合	合計	割合	合計	割合	合計	割合	合計	割合				
全体		780	100.0	355	45.5	120	15.4	5	0.6	48	6.2	20	2.6	16	2.1	174	22.3	42	5.4
男性		390	100.0	209	53.6	56	14.4	2	0.5	25	6.4	7	1.8	10	2.6	67	17.2	14	3.6
女性		378	100.0	139	36.8	62	16.4	3	0.8	23	6.1	12	3.2	6	1.6	107	28.3	26	6.9
65-69歳		219	100.0	94	42.9	38	17.4	1	0.5	19	8.7	4	1.8	4	1.8	51	23.3	8	3.7
70-74歳		175	100.0	89	50.9	26	14.9	3	1.7	8	4.6	7	4.0	2	1.1	33	18.9	7	4.0
75-79歳		205	100.0	93	45.4	32	15.6	0	0.0	11	5.4	5	2.4	6	2.9	48	23.4	10	4.9
80-84歳		118	100.0	50	42.4	16	13.6	1	0.8	7	5.9	1	0.8	2	1.7	31	26.3	10	8.5
85-89歳		46	100.0	18	39.1	7	15.2	0	0.0	3	6.5	2	4.3	1	2.2	8	17.4	7	15.2
90歳以上		12	100.0	6	50.0	1	8.3	0	0.0	0	0.0	1	8.3	1	8.3	3	25.0	0	0.0

今後重点的に取り組むべき介護保険施策

性別	年齢	制度や利用方法に関する情報提供の充実		介護支援専門員や事業者に関する情報提供		苦情・相談窓口の充実		介護専門職の資質向上支援		認知症高齢者などの権利保護制度の充実		低所得者への負担軽減対策		介護予防事業の充実		家族の介護負担軽減策・事業の充実		介護保険サービスの量や質の充実		保健・医療・福祉機関との連携・協力の推進		その他		特にな		無回答			
		合計	割合	合計	割合	合計	割合	合計	割合	合計	割合	合計	割合	合計	割合	合計	割合	合計	割合	合計	割合	合計	割合	合計	割合	合計	割合		
全体		780	100.0	351	45.0	110	14.1	66	8.5	75	9.6	36	4.6	192	24.6	79	10.1	275	35.3	119	15.3	158	20.3	6	0.8	61	7.8	121	15.5
男性		390	100.0	184	47.2	65	16.7	33	8.5	37	9.5	18	4.6	93	23.8	36	9.2	137	35.1	59	15.1	78	20.0	3	0.8	29	7.4	55	14.1
女性		378	100.0	162	42.9	45	11.9	32	8.5	37	9.8	18	4.8	97	25.7	42	11.1	134	35.4	58	15.3	76	20.1	3	0.8	31	8.2	64	16.9
65-69歳		219	100.0	109	49.8	33	15.1	17	7.8	30	13.7	11	5.0	67	30.6	30	13.7	100	45.7	31	14.2	50	22.8	3	1.4	12	5.5	15	6.8
70-74歳		175	100.0	86	49.1	24	13.7	19	10.9	18	10.3	10	5.7	38	21.7	18	10.3	67	38.3	37	21.1	34	19.4	0	0.0	8	4.6	25	14.3
75-79歳		205	100.0	92	44.9	30	14.6	18	8.8	15	7.3	6	2.9	50	24.4	18	8.8	61	29.8	26	12.7	46	22.4	2	1.0	24	11.7	35	17.1
80-84歳		118	100.0	44	37.3	15	12.7	5	4.2	5	4.2	5	4.2	23	19.5	6	5.1	30	25.4	16	13.6	20	16.9	1	0.8	10	8.5	31	26.3
85-89歳		46	100.0	12	26.1	5	10.9	6	13.0	4	8.7	4	8.7	12	26.1	6	13.0	13	28.3	5	10.9	7	15.2	0	0.0	5	10.9	11	23.9
90歳以上		12	100.0	5	41.7	3	25.0	1	8.3	2	16.7	0	0.0	1	8.3	1	8.3	2	16.7	3	25.0	1	8.3	0	0.0	1	8.3	4	33.3

(要介護・要支援認定者)

今後重点的に取り組むべき介護保険施策

今後重点的に取り組むべき介護保険施策		合計	制度や利用方法に関する情報提供の充実	介護支援専門員や事業者に関する情報提供	苦情・相談窓口の充実	介護専門職の資質の向上支援	認知症高齢者などの権利擁護制度の充実	低所得者への介護予防サービスの負担軽減対策	家族の介護負担軽減施策・事業の充実	介護保険サービスの量や質の充実	保健・医療・福祉機関との連携・協力	その他	特になし	無回答	
全体		640	146	102	54	83	53	170	93	282	167	142	21	45	68
性別		100.0	22.8	15.9	8.4	13.0	8.3	26.6	14.5	44.1	26.1	22.2	3.3	7.0	10.6
	男性	170	41	29	18	23	17	33	26	75	55	41	2	11	17
	女性	321	68	51	26	46	24	100	45	137	76	66	14	27	30
	100.0	21.2	15.9	8.1	14.3	7.5	31.2	14.0	42.7	23.7	20.6	4.4	8.4	9.3	
年齢	40-64歳	18	3	2	1	3	0	7	3	13	6	3	1	1	1
	100.0	16.7	11.1	5.6	5.6	16.7	0.0	38.9	16.7	72.2	16.7	5.6	5.6	5.6	
	65-69歳	35	10	5	2	6	3	14	7	18	12	10	1	1	0
	100.0	28.6	14.3	5.7	17.1	8.6	4.0	40.0	20.0	51.4	28.6	2.9	2.9	0.0	
	70-74歳	65	15	10	7	10	4	15	5	24	17	16	3	3	8
	100.0	23.1	15.4	10.8	15.4	6.2	23.1	23.1	7.7	36.9	24.6	4.6	4.6	12.3	
	75-79歳	107	29	18	10	15	14	27	18	39	22	24	1	9	12
	100.0	27.1	16.8	9.3	14.0	13.1	25.2	16.8	16.8	36.4	20.6	0.9	8.4	11.2	
	80-84歳	154	35	20	10	24	13	39	22	57	41	38	4	13	18
	100.0	22.7	13.0	6.5	15.6	8.4	25.3	14.3	14.3	37.0	24.7	2.6	8.4	11.7	
	85-89歳	157	38	28	14	16	12	38	25	71	44	32	6	10	17
	100.0	24.2	17.8	8.9	10.2	7.6	24.2	15.9	15.9	45.2	28.0	3.8	6.4	10.8	
	90歳以上	90	16	17	9	9	6	29	11	57	25	17	5	7	5
	100.0	17.8	18.9	10.0	10.0	6.7	32.2	12.2	12.2	63.3	27.8	18.9	5.6	7.8	
居住地区	佐倉地区	174	41	30	12	25	12	49	24	71	36	30	8	19	23
	100.0	23.6	17.2	6.9	14.4	6.9	28.2	13.8	13.8	40.8	20.7	17.2	4.6	10.9	13.2
	臼井・千代田地区	136	25	17	10	15	8	46	25	68	30	41	2	9	8
	100.0	18.4	12.5	7.4	11.0	5.9	33.8	18.4	18.4	50.0	22.1	30.1	1.5	6.6	5.9
	志津地区	228	53	42	23	34	22	53	34	97	73	46	9	12	21
	100.0	23.2	18.4	10.1	14.9	9.6	23.2	14.9	14.9	42.5	32.0	20.2	3.9	5.3	9.2
	根郷・和田・弥富地区	91	26	12	6	9	11	20	10	43	27	23	1	5	11
	100.0	28.6	13.2	6.6	6.6	9.9	12.1	22.0	11.0	47.3	29.7	25.3	1.1	5.5	12.1
現在の介護度	要支援1	120	32	23	12	13	5	27	20	38	33	24	3	12	11
	100.0	26.7	19.2	10.0	10.8	4.2	22.5	16.7	16.7	31.7	27.5	20.0	2.5	10.0	9.2
	要支援2	237	58	34	23	25	16	69	30	87	58	47	9	21	26
	100.0	24.5	14.3	9.7	10.5	6.8	29.1	12.7	12.7	36.7	24.5	19.8	3.8	8.9	11.0
	要介護1	50	10	7	2	5	3	17	9	26	13	16	2	1	6
	100.0	20.0	14.0	4.0	4.0	10.0	6.0	34.0	18.0	52.0	26.0	4.0	4.0	2.0	12.0
	要介護2	78	19	15	5	15	11	23	10	44	19	15	4	4	7
	100.0	24.4	19.2	6.4	3	7	14.1	29.5	12.8	56.4	24.4	19.2	5.1	5.1	9.0
	要介護3	50	8	8	3	7	6	17	6	39	16	12	2	1	2
	100.0	16.0	16.0	6.0	6.0	14.0	12.0	34.0	12.0	78.0	32.0	24.0	4.0	2.0	4.0
	要介護4	41	6	7	1	10	8	8	6	24	15	11	0	3	3
	100.0	14.6	17.1	2.4	24.4	19.5	19.5	14.6	14.6	58.5	36.6	26.8	0.0	7.3	7.3
	要介護5	37	8	6	4	7	3	9	7	22	12	11	1	0	2
	100.0	21.6	16.2	10.8	18.9	8.1	24.3	18.9	18.9	59.5	32.4	29.7	2.7	0.0	5.4
	わからない	5	3	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0
	100.0	60.0	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0	20.0	20.0	0.0	20.0	0.0	20.0	0.0

(要介護・要支援認定者)

在宅生活継続のために必要な居宅介護サービス

	合計		夜間や緊急時の訪問介護	医師や看護士の訪問	歯科医師や歯科衛生士の訪問	歯科医師や病院などの移送の補助	在宅介護のための住宅改修	食事サービス	契約や財産管理の手続き支援	介護者への知識・技術	緊急時など必要な時に泊まれる施設	介護者の健康管理	地域での見守り	その他	無回答
	人数	割合													
全体	640	100.0	244	170	40	204	76	114	23	81	216	147	79	6	93
性別															
男性	170	100.0	65	44	13	51	18	30	10	22	60	49	13	1	23
女性	321	100.0	126	88	19	111	42	56	7	44	111	68	43	5	39
年齢															
40-64歳	18	100.0	6	4	0	7	4	2	1	3	5	6	5	0	2
65-69歳	35	100.0	15	12	0	14	8	7	1	7	13	10	4	0	2
70-74歳	65	100.0	20	14	7	20	8	12	3	4	24	10	8	2	12
75-79歳	107	100.0	44	27	10	40	11	14	2	14	25	28	17	2	14
80-84歳	154	100.0	63	49	8	44	13	29	10	19	47	43	16	0	23
85-89歳	157	100.0	59	46	7	44	22	32	3	15	51	27	18	1	28
90歳以上	90	100.0	36	18	7	29	9	17	3	18	46	21	10	1	7
居住地区															
佐倉地区	174	100.0	70	50	6	48	27	30	4	29	54	36	19	2	30
臼井・千代田地区	136	100.0	55	39	9	39	13	26	7	16	55	30	15	1	16
志津地区	228	100.0	91	57	18	81	28	41	8	27	76	55	27	3	30
根郷・和田・弥富地区	91	100.0	26	24	6	32	8	16	4	8	27	24	15	0	13
要支援1	120	100.0	45	33	6	48	9	20	6	14	27	18	19	0	20
要支援2	237	100.0	86	56	21	78	29	42	11	29	71	61	27	2	35
要介護1	50	100.0	25	15	1	10	5	13	1	6	23	14	7	0	5
要介護2	78	100.0	26	17	6	23	11	17	1	16	28	25	11	1	7
要介護3	50	100.0	20	14	2	15	7	6	1	8	25	10	7	1	5
要介護4	41	100.0	18	17	2	13	5	6	2	6	20	8	4	0	4
要介護5	37	100.0	17	16	2	10	8	9	1	2	15	7	2	1	5
わからない	5	100.0	2	0	0	3	0	1	0	0	3	1	0	0	1

■資料3 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱

◆佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 佐倉市高齢者福祉・介護計画（以下「高齢者計画」という。）に基づく施策や事業の推進にあたり、効果的な運用を期するため、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会（以下「推進懇話会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、「高齢者計画」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する介護保険事業計画をいう。

(所掌事務)

第3条 推進懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者計画の策定及び変更に関して意見を述べること。
- (2) 高齢者計画に関する事業の進行管理及び点検評価に際して意見を述べること。
- (3) 地域包括支援センターの設置及び運営等に関して意見を述べること。
- (4) 地域密着型サービスの指定及び運営等に関して意見を述べること。

(組織)

第4条 推進懇話会は、14人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、別表第1に掲げる者の中から市長が委嘱する。

3 前項に規定する委員のうち公募市民の委員は、市民の意見を反映するため、佐倉市内に1年以上在住する者の中から別表第1に掲げる基準に従って公募するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とし、再任は、1回のみとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 推進懇話会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総括し、推進懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 推進懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 推進懇話会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進懇話会は、必要があると認めるときは、関係する職員又は関係者に対し会議への出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 推進懇話会の会議は、公開とする。ただし、特定の個人又は法人の情報に関して公開しないことが適当と認める場合は、公開しないものとする。

2 推進懇話会の会議は、会議録を作成し、佐倉市市政資料室への配架及びインターネットの佐倉市ホームページへの登載により公開する。

(検討会の開催)

第9条 推進懇話会は、所掌事項の細部について調整等を行うため、必要に応じて次の検討会を開催できるものとし、その所掌事項は次の各号に掲げる検討会に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 高齢者福祉検討会 老人福祉法第20条の8に規定する老人福祉計画に関する事業の進行管理及び点検評価並びに調査研究に関すること。

(2) 介護保険検討会 介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画に関する事業の進行管理及び点検評価並びに調査研究に関すること。

2 前項の規定による検討会の委員は、別表第1に掲げる者の中から福祉部長が選定し、7人以内の委員をもって組織する。

3 各検討会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

4 第5条の規定は検討会の任期について、第6条の規定は検討会の会長及び副会長について、第7条及び第8条の規定は検討会の会議について準用する。

(委員謝礼金)

第10条 推進懇話会の委員謝礼金は、別表第2の額とする。ただし、検討会においては、いずれも同表の区分の欄に定める委員の謝礼金額を適用する。

(事務局)

第11条 推進懇話会の庶務は、高齢者福祉担当課において処理する。ただし、地域密着型サービスの指定及び運営に係る所掌事項の庶務は、介護保険担当課において処理するものとする。

2 高齢者福祉検討会の事務局は高齢者福祉担当課が、介護保険検討会の事務局は介護保険担当課が、これにあたる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進懇話会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1

推 進 懇 話 会	分野	選 出 区 分	定数 14 人
	医療	1 医師	1 人
		2 歯科医師	1 人
	福祉	3 社会福祉協議会	1 人
		4 民生委員児童委員	1 人
		5 ボランティア団体	1 人
	介護	6 高齢者クラブ	1 人
		7 施設介護サービス事業者	1 人
	市民	8 在宅介護サービス事業者	1 人
		9 公募市民（1号被保険者・女性）	1 人
		10 公募市民（2号被保険者・女性）	1 人
		11 公募市民（20歳以上の女性）	1 人
		12 公募市民（1号被保険者・男性）	1 人
	学識	13 公募市民（2号被保険者・男性）	1 人
14 学識経験者		1 人	

別表第2

区 分		謝礼金の額
推 進 懇 話 会	会 長	日 額 8,100 円
	副 会 長	日 額 7,600 円
	委 員	日 額 7,600 円

■資料4 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会及び検討会 委員名簿

◆佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会 委員名簿

〔敬称略〕

分野	選出区分		氏名	備考	
	医療	1	医師	ふじわら けいご 藤原 敬悟	南ヶ丘病院 院長
2		歯科医師	はかりや ひさお 稗屋 尚生	上志津中央歯科 院長	
福祉	3	社会福祉協議会	かねさか まこと 兼坂 誠	社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会 事務局次長	副会長
	4	民生委員児童委員	けんち ひらこ 釘地 平子	民生委員・児童委員	
	5	ボランティア団体	こしかわ かすみ 越川 和美	佐倉市ボランティア連絡協議会 会計（委嘱期間 H22.7～H23.5）	
			せ お きよし 瀬尾 潔	佐倉市ボランティア連絡協議会 幹事（委嘱期間 H23.5～H25.3）	
6	高齢者クラブ	とりづか きみこ 鳥塚 キミ子	佐倉市高齢者クラブ連合会 副会長		
介護	7	施設介護サービス事業者代表	うちかわ ひろあき 内川 浩明	特別養護老人ホームゆたか苑 施設長	
	8	在宅介護サービス事業者代表	おおの てつよし 大野 哲義	株式会社日本ビコー 代表取締役（在宅介護サービス事業者協議会）	
市民	9	公募市民 （1号被保険者・女性）	はまだ はるみ 濱田 はるみ		
	10	公募市民 （2号被保険者・女性）	なかがわ きぬこ 中川 絹子		
	11	公募市民 （20歳以上の女性）	ときえ ひろみ 時得 ひろみ		
	12	公募市民 （1号被保険者・男性）	あしざき とおる 芦崎 徹		
	13	公募市民 （2号被保険者・男性）	のしる ゆたか 能代 裕		
学識	14	学識経験者	まつやま たけし 松山 毅	順天堂大学スポーツ健康科学部健康学科 准教授	

委嘱期間：平成22年7月12日から平成25年3月31日まで

◆佐倉市高齢者福祉検討会 委員名簿

〔敬称略〕

高齢者福祉検討会	分野	選 出 区 分		氏 名	備 考
	福祉	1	社会福祉協議会		かねさか まこと 兼坂 誠
2		民生委員児童委員		けんち ひらこ 釘地 平子	
3		ボランティア団体		せ お きよし 瀬尾 潔	
4		高齢者クラブ		とりづか きみこ 鳥塚 キミ子	副会長
市民	5	公募市民（1号被保険者・女性）		はまだ はるみ 濱田 はるみ	
	6	公募市民（1号被保険者・男性）		あしざき とおる 芦崎 徹	
	7	公募市民（2号被保険者・男性）		のしろ ゆたか 能代 裕	

◆佐倉市介護保険検討会 委員名簿

〔敬称略〕

介護保険検討会	分野	選 出 区 分		氏 名	備 考
	医療	1	医師		ふじわら けいご 藤原 敬悟
2		歯科医師		はかりや ひさお 秤屋 尚生	
介護	3	施設介護サービス事業者代表		うちかわ ひろあき 内川 浩明	
	4	在宅介護サービス事業者代表		おおの てつよし 大野 哲義	副会長
市民	5	公募市民（2号被保険者・女性）		なかがわ きぬこ 中川 絹子	
	6	公募市民（20歳以上の女性）		ときえ ひろみ 時得 ひろみ	
学識	7	学識経験者		まつやま たけし 松山 毅	

■資料5 策定経過〔佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会及び各検討会の開催状況等〕

◆平成22年度

開催日	会議名	議事
平成22年 7月12日	第1回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会	①推進懇話会 会長、副会長の選出について ②地域密着型サービスについて ③地域包括支援センターの運営について
平成22年 10月15日	第2回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会	①平成21年度佐倉市介護保険事業実績報告 ②平成22年度地域包括支援センター事業計画 ③平成22年度地域包括支援センター業務報告
平成23年 1月31日	第3回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会	①平成23年度佐倉市地域包括支援センター委託事業者について ②高齢者福祉検討会及び介護保険検討会の委員選出について

◆平成23年度

開催日	会議名	議事
平成23年 5月31日	第1回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会	①第5期佐倉市高齢者福祉・介護計画の策定について（第4期計画の見直しについて） ②平成22年度高齢者福祉サービス等事業実績について
平成23年 7月5日	第1回佐倉市高齢者福祉検討会	①アンケート調査について ②第4期計画資料編の実績及び評価について ③地域包括支援センターの実績報告について
	第1回介護保険検討会	①アンケート調査について ②介護保険事業実績及び第4期計画との比較について ③地域包括支援センターの実績報告について
平成23年 7月15日～ 7月29日	佐倉市高齢者福祉・介護計画見直しのためのアンケート調査実施 第5期佐倉市高齢者福祉・介護計画策定〔第4期佐倉市高齢者福祉・介護計画の見直し〕のための基礎資料とすることを目的として、満65歳以上の市民の方々〔計2,000人〕を対象に、生活の実態や制度に対するご意見等を伺うアンケート調査を実施。	
平成23年 8月23日	第2回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会	①計画策定の基本条件について ②介護保険サービスについて ③市外地域密着型サービス事業所の指定について
平成23年 10月18日	第3回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会	①アンケート調査の結果について ②人口推計等について ③高齢者施策の体系について
平成23年 12月12日	第4回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会	①佐倉市高齢者福祉・介護計画（素案）について ②平成24年度地域包括支援センター委託について

■資料6 用語の解説 (50音順)

【か】

■介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護認定者等からの相談に応じたり、要介護認定者等がその心身の状況に応じ適切な在宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業者及び介護保険施設等との連絡調整を行う者をいう。その資格は、都道府県知事又はその指定した者が行う介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、かつ介護支援専門員実務研修を修了し、介護支援専門員の登録及び介護支援専門員証の交付を受けたものとされている。

また、事業所に所属ケアマネジャーの届出を義務付けることにより、ケアマネジャーの地位を利用した違反・名義貸しなどを防止している。

■介護相談員

介護サービスの提供の場を訪ね、サービスを利用する者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者。サービス事業所等への介護相談員派遣等事業を行う市町村に登録されている。利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図り、苦情に至る事態を未然に防止する。

■介護福祉士

国家資格であり、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。

■介護予防支援

要支援認定者が介護予防サービスを適切に利用できるように、適切なアセスメントの実施により、利用者の状態の特性を踏まえた目標を設定し、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者の改善の可能性を実現するための適切なサービスを選択するとともに、利用者の自立に向けた目標志向型の計画を策定するサービス。

【き】

■居宅介護支援

利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から提供されるよう、介護サービス計画を作成するとともに、計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるよう居宅サービス事業者その他の者との連携調整を行うほか、要介護認定者が介護保険施設へ入所を要する場合、施設の紹介等を行うサービスのこと。

【け】**■ケアプラン（介護サービス計画）**

要介護認定者等が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘案し、サービスの種類・内容・担当者等を定めた計画。計画には在宅の場合の「居宅サービス計画」、施設の場合の「施設サービス計画」の2種類がある。

【し】**■歯科衛生士**

国家資格であり、歯科疾患の予防や歯科診療の補助、歯科保健指導を行う者をいう。

■社会福祉士

国家資格であり、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいう。

■住宅改修

居宅の要介護認定者等が、手すりの取り付けなどの住宅の改修を行ったときに、その改修経費の一部を支給するサービスのこと。

■主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）

地域における保健・医療・福祉のネットワークづくりを推進する中核的役割、介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援困難事例の支援、スーパーバイズ（相談・援助等）の実施等の役割を担う。また、地域包括支援センターにおいては包括的・継続的マネジメントを担う。

【せ】**■生活機能評価**

生活機能評価は、市町村において65歳以上（要介護・要支援認定者を除く）の人を対象に心身機能の低下をチェックし、寝たきりなどの原因となる生活機能低下を早期に把握し、介護や支援が必要となる状態を予防するための健診である。

医療制度改革に伴い、老人保健事業の基本健診の一部として実施してきた生活機能評価が、平成20年度からは介護保険法に基づき実施されている。

■成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うことになる。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立て権が付与されている。

【ち】**■地域支援事業**

平成 18 年4 月の介護保険制度の改正により設けられた事業である。具体的には、要支援・要介護認定者以外の被保険者に対する介護予防事業（例：転倒骨折予防教室、栄養教室等）、介護予防事業のマネジメント、総合相談、権利擁護等の包括的支援事業や介護給付適正化（例：ケアプランチェック事業）等の任意事業からなる。

■地域包括支援センター

地域住民すべての心身の健康の維持、生活の安定、保健・医療・福祉の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関。

○運営主体・・・市町村、または市町村から委託された法人（在宅介護支援センターを運営する社会福祉法人、医療法人等、その他省令で定められた要件に適合する法人）

○エリア・・・小・中学校区、保健福祉圏域、合併前の行政エリア、地形、人口分布などに基づく生活圏域を踏まえ、一つの地域包括支援センターがカバーするエリアを設定（人口2～3 万人に1箇所が概ねの目安）

【と】**■特定健診**

40 歳以上75 歳未満の者に対してメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の早期発見を目的として医療保険者が行う健康診査のことであり、平成20 年度から実施されている。

■特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等での介護）

有料老人ホーム、軽費老人ホーム等に入所している要介護認定者等に、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスのこと。要介護認定者のみ入居可能なものが「介護専用型特定施設」。要介護認定者等でない者も入居可能であり、入居後に要介護認定者等となった場合に介護サービスや介護予防サービスを受けられるものが「混合型特定施設」。

【に】**■認知症コーディネーター**

モデル地域における認知症地域支援体制の構築を推進する上で、地域包括支援センターや関係者と協力しながら「地域資源マップ」の作成、ネットワークの構築の推進及びネットワーク機能の調整、認知症に関する専門的な助言を行う者をいう。

【ほ】**■包括的支援事業**

地域支援事業として行う事業で、①介護予防事業のマネジメント、②総合相談・支援、③ケアマネジャーに対する包括的・継続的マネジメント、④虐待防止・権利擁護の4つの事業について実施する。